

濫發の弊に陥らずとは言ひ難し。又羅匈同盟國にあつては同盟條約により各國互に補助貨の品位純分を協定し置けるも、萬一其内の或る一國にして妄りに補助貨を濫發せむか、自然他の同盟國にも其弊害を及すの恐れあるを以て、斯くは同盟條約により各國の人口に比例し、補助貨發行額に一定の制限を加へ置きたる次第也。

されども斯る特殊の場合を除けば、第二法は寧ろ無用の長物にして、第一法に據るを以て足れりとす。是れ蓋し一國に於ける補助貨の需要額なるものは、其國經濟發達の程度により増減ある可く、又増減あらしむ可きものなれば也。例令ば取引の多少、現金取引と掛取引との割合、小切手流通の程度等により、各國の補助貨需要額は大に異なる可きは勿論、同一國內に於ても其經濟上の季節、並に各地の經濟發達の程度により自から異動ある可し。斯く屬により、場所により、時代により、季節により、需要額に甚しき異動あるへき補助貨に對し、豫め發行額を單に人口を標準として一定し置き、動かさしめざるは決して策の得たるものに非ざる可く、市場の狀況如何により、自ら伸縮自在なる可き第一法に據るの優れるに如かざる可し。

第四款 貨幣の公差

貨幣の種類、貨幣の品位、貨幣の量目は、各國與に主として貨幣法に於て規定するものなるか、斯くて一旦各種貨幣の品位並に量目を法定せる以上は、法定の品位量目と符合せざるの貨幣を鑄造し發行するは、大に戒しめざるべからず。近時各國與に造幣術大に進歩發達せしかば、造幣の懸念大に減じたれども、尙ほ數多き貨幣の内には、多少の差違を見ずとも言ひ難し。さりとて微細なる差違あるを理由として、一々改鑄せむは、到底其の煩に堪へざるべし。之を以て方今各國與に豫め貨幣法に於て、一定の差違を限り之を公認し、其程度以内の差違ある貨幣は、差違無き貨幣と見做して發行を許すの方法を採る。斯く法律を以て公認せる貨幣の品位、量目の差違を「公差」(Tolerance of the mint or remedy; Toleranz od. Remedium) と名く。

由是觀之、公差は造幣技術上の必要より、多少の差違は差違と見做さずとの趣旨に出たるものなるが、之れは二種の別あるべし。即ち

一、品位公差

二、量目公差

是れ也。前者は純量に對する公差にして、後者は總量に對する公差なり。又公差は之を定むる方法如何により、更に二種に分る。

- 一、 毎片公差
- 二、 大數公差

是れ也。前者は毎片の品位並に量目に關する公差にして、後者は百枚若くは千枚といふが如き大量の品位並に量目に關する公差なり(註八十九)。我國現行貨幣法第九條に曰く

金銀貨幣の純分の公差は、金貨幣は一千分の一、銀幣は一千分の三とす。更に第十條に曰く

金銀貨幣量目の公差は左の如し

- 一、 金貨幣二十圓は毎片八毛六四〇グラム〇三二四〇、一千枚毎に八分三厘(三グラム一・二五〇)、十圓は毎片六毛零五〇グラム〇二二六九、一千枚毎に六分二厘(二グラム三二五〇〇)、五圓は毎片四毛三二〇グラム〇一六二〇、一千枚毎に四分一厘(一グラム五三七五〇)とす。

- 二、 銀貨幣五十錢は毎片二厘一毛六〇グラム〇八一〇、一千枚毎に一厘六分八厘(四グラム〇五)、二十錢は毎片一厘零毛八〇グラム〇四〇五、一千枚毎に六分四厘(二グラム四〇)、十錢は毎片一厘零毛四〇グラム〇三九、一千枚毎に五分六厘(二グラム一〇)とす。

と。乃ち第九條は品位公差を示すものにして、第十條は量目公差を示すものなり。又第十條は一方に於て量目公差に關する毎片公差を規定せると同時に、大數公差をも規定せるものと謂ふ可し。

註八十九 貨幣の公差は如何なる程度に於て之を定むべきかは、其國造幣技術の發達の程度による問題なれば、一概に斷ずべからざるも、之れを小にせば、造幣困難なれども貨幣の信用厚く、之れを大にせば、造幣容易なれども削取等不正手段行はれ易し。されば技術の許す限り、可成之を小にするは必要にして、方今一般諸國に行はるる所の品位公差は平均一千分の二なり。次に貨幣の公差は如何なる方法により、之を定むべきといふに、毎片公差によれば精確なれども繁雜なるべく、大數公差によれば粗陋なれども容易なり。されど貨幣は價值の尺度にして又交換の媒介物なれば、繁雜を厭はで可成之を精確なるものたらしむるは、理の正に然るべき所なり。されば補助貨は先づ可なりとするも、本位貨は是非共、國逸の如く一切毎片

公益によるか、若くは更に一步を進めて、我國の如く毎片公益と大数公益とを併用すべき也。

第五款 貨幣の鑄造

次に貨幣の鑄造に就て一言せざるべからず。曩に述たるが如く、方今文明諸國に於ける貨幣の鑄造權は、一切國家主權の一部に屬し、復た私人の鑄造を許さず。されど國家が貨幣を鑄造するに當て、貨幣の種類により、鑄造法に二種の別を設く。

一 自由鑄造法 Free coinage

二 制限鑄造法 Limited coinage

是れ也。「自由鑄造法」とは、人民の依頼に應じ、制限無く、貨幣を鑄造する法をいふ。「制限鑄造法」とは、一切人民の依頼に應ぜず、政府獨り之を鑄造するをいふ。而して制限鑄造法には豫め政府の鑄造し得べき金額を一定し置くものと、別に此の如き制限無く、其の鑄造額は一に政府の方寸に一任し置くものと、別に此の如きにもせよ、一切人民の依頼に應じて鑄造せざるが故に、「制限鑄造法」とはいふ也。元來國家が造幣權を掌握せるは、單に私鑄を禁ずとの趣旨に外ならず。從て名

目貨幣にあらざる本位貨幣ならむには、人民より之に相當する品位量目の地金を提供して其鑄造方を依頼し來らば、政府之れに應ずるも、別段に差支無きのみならず、斯くせば自から貨幣に關する需給の投合を期し得べきの利あり(註九十)。之れ自由鑄造法の起る所以なれども、さりとて補助貨幣は勿論、名目貨幣たる者價貨幣の自由鑄造を許さむには、多大なる収益を見るより、依頼者續出し、通貨膨脹し、遂に經濟社會を擾亂するの虞あるべし。是れ制限鑄造法の起る所以にして、又各國與に名目貨幣ならざる本位貨幣に限り自由鑄造法を採用し、名目貨幣並に補助貨幣に限り制限鑄造を採用する所以なり(註九十一)。

註九十 我國現行貨幣法第十四條に曰く

金地金を輸納し、金貨幣の鑄造を請ふ者あるときは、政府は其請永に應ず可し。

又造幣規則第二條に曰く

貨幣製造の爲めに受取る地金は、品位一千分中、金九百九十以上にして、其含有物の性質、造幣に障害無きものに限る。但し含有物銅のみなるときは、金八百九十以上と入す。

更に同規則第三條に曰く

貨幣製造の爲め受取る地金は、其量目一百匁以上とす。

註九十一 貨幣論を踏するもの、動もすれば乃ち曰く、本位貨幣は之か自由鑄造を許すべし、補助貨幣は之を許すべからずと。されど之れ大體の論にして、精密の論と稱すべからず。補助貨幣は常に必ず自由鑄造を許すべからずと雖も、之と同一の理により、名目貨幣たる本位貨幣も亦自由鑄造を許すべからず。蓋し補助貨幣といひ、名目貨幣たる本位貨幣といひ、其法貨たる資格に對する制限に於てこそ、有無の別あれ、其實價なき名目貨幣たる點に於て、何等の區別無きものなればなり。是れ今日歐行本位國たる米國、佛蘭西等に於て、本位銀貨の自由鑄造を許さざる所以也。

制限鑄造法の場合には別に問題起らざるも、自由鑄造法の場合には、更に一問題生ずべし。何ぞや、曰く、「造幣手数料」*Bronze-, Prägebühn.*の存廢並に其高如何、是れ也。詳言すれば人民より造幣の依頼ありたるときは、無手数料にて應すべきか、將又手数料を徴すべきか、手数料を徴すべしとせば、其高如何てふ問題は是れ也。元と造幣のことたる、地金を化して貨幣とし、地金としての効用の外に、貨幣としての効用を附加するものなれば、其代價として相當の手数料を徴するも不當にあらず。勿論、造幣手数料を貨幣に相當する地金の内より控除せば、夫れ丈け貨幣の實價を引下げ、一切の本位貨幣をして一切名目貨幣と化し去らしむるの不都合を生せしむべきも、通常、造幣手数料は貨幣に相當する地金以上に徴するものなれば、此種の不都合起らざるべし。されど造幣手数料にして其名の如く手数料に止り、實費の負擔たる程度を超へざる時は可ならむも、一旦其則を超へ、「造幣手数料」にあらずして、「造幣利金」*Seigniorage*と化するに至らむか、雖しも斯る餘分の負擔迄をも忍て造幣を依頼する者無ければ、名は自由鑄造法なれども、其實制限鑄造法同様の結果となるなきを保し難し。斯くては折角の自由鑄造法も其効用を失ふべければ、造幣手数料は寧ろ之を全廢して以て自由鑄造法の効用を全ふするか、若くは實費を徴收するに止めて以て自由鑄造法の効用を失はざることを期せざるべからず。

我國は明治四年の造幣規則に於て、金貨の造幣手数料を百分の一、銀貨の造幣手数料を百分の二と定めたるが、明治三十年の造幣規則の改正に際し、之を全廢したり。是れ寔に前陳の趣旨に出るものなりとす(註九十二)註九十三。

註九十二 今、造幣手数料に關する各國の制度を總覽するに、無手数料主義を奉ずるものは、英吉利、米國、日本等にして、手数料主義を奉ずるものは、獨逸、羅甸、同里、諸國等なりとす。即ち獨逸は金地金一封度(千三百九十五馬克)に付き三馬克、羅甸同里諸國は金地金一キログラム(三千百法)に付き十法九分の四の割合を以て、造幣手数料を

註九十三 自由鑄造法の下に於ては、人民は何時にても法定の地金を造幣局に輸納せば、貨幣に鑄造せらるべき道理なれども、其手續既に面倒なる上に、正貨を受取る迄に相當の日數を要すべし。之を以て各國與に實際に於て直接に造幣局に造幣を依頼するもの稀にして、通常皆其國の中央銀行の手に經るなり。許すれば地金を中央銀行に提供して正貨との交換を請求するなり。斯る場合に中央銀行は鑄造に要する日數に對する利子丈を控除したる額にて、正貨との引換へを諾し、又諾するの義務を有す。即ち英蘭銀行に於ては金地金一オンスに付き三磅十七志九片の割合を以て、獨逸帝國銀行は金地金一対度に付き千三百九十二馬克の割合を以て、正貨と交換すべし。我が日本銀行に於ても亦然り。

第六款 貨幣の改鑄

貨幣は其鑄造に際し公差なるものを規定し、公差以上の粗惡なる貨幣の發行を慎むものなれども、發行後、轉帳流通するに際し、磨滅毀損の憂なしと謂ふべからず。既に國家は貨幣の發行に際し、貨幣の品位量目の正確を企圖する以上は、同一の理由より、貨幣の流通に際し、貨幣の品位量目の正確を企圖せざるべからず。於是乎、貨幣改鑄の必要起る。

されど貨幣は發行後、轉帳流通激しきものなれば多少の磨滅毀損は初より之を期せざるべからざるのみならず、多少の磨滅毀損あればとて、直ちに之を改鑄せざるべからざるに於ては、國家は其煩に堪へざるべし。之を以て方今各國與に豫め貨幣法に於て「通用最輕量目」Passiergewichtなるものを規定し、量き、貨幣の磨滅毀損にして、其以上に達したるとき、初めて之を改鑄するものとす。然らば通用最輕量目は如何なる程度に之を定むべきか。大に失せば改鑄の煩に堪へざるべく、小に失せば貨幣の信用を害すべし。結局、其の中庸を得ざるべからざるものなるが、我國に於ては貨幣法第十一條に之に關する規定あり。之を法定量目に比すれば左の如き相違を見る。

法定量目	通用最輕量目	差 額
二十圓金貨 四匁四分四厘四毛四	四匁四分二厘	二厘四毛四
十圓金貨 二匁二分二厘二毛二	二匁二分一厘	一厘二毛二
五圓金貨 一匁一分一厘一毛一	一匁一分零厘五毛	六毛一

次に通用最輕量目以下に及べる粗惡なる貨幣は、之を國家に於て引換へ改鑄す

ることとして、扱其改鑄の費用は之を國家に於て負擔すへるか、將又最後の所有者に於て負擔すべきか、問題生ず。從て又其引換法に

一、同額引換法

二、割引引換法

の二種起る。(一)同額引換法によれば、改鑄の費用は國家の負擔に歸し、(二)割引引換法によれば、改鑄の費用は當然最後の所有者の負擔に歸す。是れ随分議論ある問題なれども、結局吾人は同額引換法を推ざるを得ず。其故如何といふに、元と貨幣の磨滅毀損は轉讓流通の際に起りたるものなれば、之を以て最後の所有者の罪に歸するを得ず。從て之か改鑄費の負擔を最後の所有者に歸するは不當なり。且つ夫れ改鑄費を最後の所有者の負擔に歸し、割引を以て引換るときは、雖れしも其損失を恐れて引換を請求せざるは人情の常なり。斯くては到底貨幣の改鑄を行ふ能はざる可く、其結果、一國の貨幣は次第に粗惡なるものと化して、遂に其信用を失ひ、其價值を減し、經濟社會を擾亂すること、初めより故意に粗惡なる貨幣を鑄し發行せる場合と撰ぶ無きに至らむ。之れを以て我國の如きも貨幣法第十二條

に於て

金貨幣にして磨損の爲め、通用最輕量目を下るもの、及銀貨幣、白銅貨幣、又は青銅貨幣にして著しく磨損したるもの、其の他流通不便の貨幣は、其の額面價格を以て、無手数料にて政府に於て之を引換ふべし、と規定するは之れが爲め也。

然れども此際注意すべき一事あり。夫は貨幣の自然的磨滅毀損と、貨幣の人為的磨滅毀損とは、之を區別して取扱はざるべからざること、是れ也。貨幣の自然的磨滅毀損は、不得止の數なれば、國家に於て同額引換法を適用すべきも、貨幣の人為的磨滅毀損は、故意の所業なれば、地金と見做して實價に準して引換ふべきなり。然らざれば却て罪業を誘發するの基となりぬ可し。之を以て我國の貨幣法に於ても、其第十三條を以て

貨幣にして模様の認識し難きもの、又は私に極印を爲し、其の他故意に毀傷せりと認むるものは、貨幣たるの效用なきものとす。と規定しあるを見る。

第三節 グレシヤムの法則

吾人は前節に於て貨幣制度の概要を詳論せり。嗣す所は貨幣の本位問題なれども此の問題に入るに先ち前以て研究し置ざるべからざるものあり。何ぞや曰く貨幣流通上の一大原則たる「グレシヤムの法則」Gresham's Lawなるもの即ち是れ也註九十四。

註九十四

サー・トーマス・グレシヤム Sir Thomas Gresham (1519-1579) は倫敦の一人にしく又彼のローヤル・エキスチェンジャーの創立者の一人なり。千五百六十五年、エリザベス女王の朝に於て貨幣流通上の一大原則を發見せり。其要は曰く Bad money drives good money out of circulation, whilst good money cannot drive out bad. 其の原典は Henry Meleod は之を以て千古不磨の法則と稱し、各書に Gresham's Law と稱するに準りぬ。

「グレシヤムの法則」とは、凡そ、悪貨は良貨を駆逐すと、良貨は悪貨を駆逐する能はずといふに在り。詳言すれば、實價に於て差異なる二種又は二種以上の貨幣が同一の市場に流通せば、良貨は悪貨の爲めに駆逐せられ、或は熔解せられ、或は外

國に輸出せられ、早晚流通市場に其跡を絶ち、悪貨のみ獨り殘存するに至る可しといふに在り。今、其理を説明せむに、假りに實價十の貨幣(即ち良貨)と實價五の貨幣(即ち悪貨)と、與に公稱價額十として使用し得可けむには、支拂を爲すにも、其差を爲すにも、實價十の良貨を用ゆるもの無くして、雖れしも實際五の悪貨のみと使用すべきは人情なり。よし多額の支拂を要するより實價十の良貨をもちも使用せざるべからざるとあるも、之を其儘使用せずして一旦地金として外國に輸出するか若くは地金に化して他に賣却するか、孰れにもせよ、依て得べき二倍の悪貨を使用せむには、二倍の利益を得可かき故に、人皆之に倣ふも亦人情なり。斯くて良貨は次第に市場に其跡を絶ち、悪貨のみ獨り貨幣として市場に流通するに至らむ。是に由つて之れを觀れば、グレシヤムの法則なるもの、遂に行はるゝに至るの場合は、

第一、同一市場に二種以上の貨幣の流通し居ると、

第二、是等二種以上の貨幣は、各實價を異にすると、

てふ二個の條件を具備せる場合に限るべきは、改めて説明を要せざるべし。され

ど更に續かに觀察するときは、單に是等二個の條件を具備するを以て足れりとせ
ず、更に

第三、是等二種以上の貨幣は、與に無限法貨なること、

第四、是等二種以上の貨幣は、與に自由鑄造なること、

てよ二個の條件をも具備せざるべからざるを首肯すべし。其故如何といふに、(一)
假令へ實價を異にする二種以上の貨幣相並て流通する場合と雖も、萬一其内の良
貨たる者は無限法貨にして、惡貨は有限法貨たるものならむか、惡貨は良貨に對し
實に於て十分の代用力無ければ、從て十分に取て以て之に代るの勢力を有せざる
可く、(二)又假令へ實價を異にする二種以上の貨幣相並て流通し、而も與に無限法貨
たる場合と雖も、萬一其の惡貨にして、制限鑄造法によるものならむか、惡貨は良貨
に對し量に於て十分の代用力無ければ、從て十分に取て以て之に代るの勢力を有
せざるべければなり。

以上論ずる所を綜合して考ふるに、グレッシュヤムの法則の行はるは、通常實價を異
にせる二種以上の本位貨幣の相並て流通する場合に限るものとすべし。

五。即ち

第一、故意又は自然の結果、一國の本位貨幣中に品位量目の差異を生ぜし場合
(註九十六)

第二、復本位制を採用したるの後、兩種本位貨幣の法定比率と市場比率とに差
異を生ぜし場合、

第三、不換紙幣濫發の結果、金紙の間に開きを生じたる場合、
の如き、其主なるものとす。

註九十五 蓋きに述たるが如く、元來補助貨幣なるものは實價を有せざるもの也。然
るに此の如き實價を有せざる貨幣即ち惡貨たる補助貨幣と、通常實價を有する貨
幣即ち良貨たる本位貨幣とが兩々相並て流通し、少しも其間に「グレッシュヤムの法則」
の行はるゝとなきは、一見頗る奇怪なるが如し。されど是れは十分の理由存する
ものにして、人若し補助貨幣は

第一、有限法貨たるものなること、
第二、制限鑄造法によるものなること、

を知らば、思ひ中に通ぐるものあらむ。即ち補助貨幣は第一の點より全然本位貨
幣を驅逐して取て以て之に代るの實績無きものなり。第二の點より本位貨幣の
第十九章 貨幣

購置すも之を以て補助貨幣の購置を請求し能はざるもの也。跛行本位制の行はるも亦同一の理にして、購買たる本位貨幣の自由購置を廢し其流通額を制限せむには、アレクシヤムの後銀行はれずして、其本位貨幣、基本位貨幣共に並存するを得可し。

註九十六 故意又は自然の結果、一國の本位貨幣中に品位量目の差異生ぜし場合とは、國幣の缺乏を補ふ爲めに金銀貨の改鑄を行ひたるが如き、通用最輕量目以内に入りたる貨幣を其流通せしめたるが如き、又は造幣技術未熟にして品位量目不同なる貨幣を其流通せしめたるが如き場合をいふ也。

第四節 貨幣の本位

既に述べたるが如く、近世の國家は貨幣の材料として主に金と銀とを選ぶものなれども、又銅、白銅とも併用するを常とす。而して是等諸種の金屬を以て鑄造せる貨幣中、其國經濟發達の程度に應じて一種若くは二種の貨幣を鑄び之に無限法貨たる資格を與ふ。此資格を稱して「本位」Standard; *Standard* と名け、其貨幣を稱して「本位貨幣」Standard money; *Währungsmetall* と呼ぶ。而して其孰れの金屬より成る

貨幣を選て本位貨幣と爲し、之に無限法貨たるの資格を與ふべきか。其孰れを本位となすを以て最も良く其國經濟發達の程度に適合すべきか。是れ貨幣論中最も重大なる問題なれば、茲に特に一節を設けて詳論する所あらむとす。

今、本論に入るに先ち、先づ順序として方今諸文明國に現に行はるゝ所の本位制度を擧げむに、大約左の四種とす。

第一 復本位制 Bimetallism or double standard; Bimetallismus od. Doppelwährung.

第二 單本位制 Monometallism or single standard; Monometallismus od. einfache Währung.

第三 跛行本位制 Limping standard; hinkende Währung.

第四 金爲替本位制 Gold exchange standard.

此外未だ嘗て實行せられざれども、多數の經濟學者間に理想の本位制と稱せらるゝものあり。

第五 萬國復本位制 International bimetalism; internationale Doppelwährung.

即ち是れ也。以下順を逐て之を説明せむ。

第一款 復本位制

『復本位制』とは一名『兩本位制』Double standard とも稱し二種の本位貨幣を有する制度をいふ。詳言すれば金銀兩種の貨幣の間に豫め『法定比率』Fixed Legal Ratio を定め置き其の比率に準じて兩貨幣に無限に法貨たるの資格を與へ且つ兩貨幣に之れが自由鑄造を許すの制をいふ。されば此の制度の下に於ては、人々其の欲する所に従ひ、或は金貨を以て、或は銀貨を以て、如何なる巨額の支拂を爲すも法律上何等の差支無きもの也。

然らば復本位制の論據如何。數へ來らば大略三種あるべし。請ふ之を次に列舉せむ。

- 第一、復本位制は補償作用を有するより、物價の變動を減少すべし。
 - 第二、復本位制は地金の供給潤澤なるより、貨幣價値の變動を減少すべし。
 - 第三、復本位制の下に於ては、銀貨國とは銀貨を以て、金貨國とは金貨を以て、貿易し得るより爲替相場の變動により貿易に擾亂を生ずるの憂無るべし。
- 以下順を逐て之を説明せむに、(第一)抑も復本位制とは金銀二種の本位貨幣を有する制をいふ。されば萬一にも銀價下落し、金銀兩本位貨幣間の法定比率にして

市場比率と一致せざるに至らむか、グレンシャムの法則忽ち行はれて、良貨たる金貨は流通市場を去り、惡貨たる銀貨之に代て貨幣の用を辨ずべし。此の結果、金地金は次第に増加し、銀地金は次第に減少し、金地金は次第に下落し、銀地金は次第に騰貴し、結局再び金銀兩本位貨幣の市場比率をして法定比率に一致せしむるに至るべし。之を『補償作用』Compensatory action 又は『平準作用』Equilibratory action と名付く。斯くて復本位制の下に於ては、常に此の如き補償作用一名平準作用行はるゝを以て、假令へ一時金銀の市場比率に變動を生ずるも、結局法定比率に歸順すべければ、永く物價の變動を見ずして止みぬ可し。(第二)復本位制は本位貨幣として二種の金屬を使用し、單本位制は一種の金屬を使用す。されば復本位制は單本位制に比し、地金の供給常に潤澤なるを得可し。此の結果、假令へ一時孰れかの地金の産額に變化を生ずるとあるも、爲めに貨幣の價値に變化を見ること單本位制の如く甚しからざる可し。之れ猶ほ彼の河水汎濫するも、海水汎濫せざるが如きものならむ。(第三)且つ夫れ復本位制の下に於ては、銀單本位國とは銀貨を以て貿易し得可く、金單本位國とは金貨を以て取引し得可ければ、萬一金銀の比價に變動を生ずる

も、外國との爲替相場に順逆の差を生ぜざる可く、從て又外國との貿易に順逆の變を生ぜざる可し。此の結果、其國の貿易は常に投機の性質を帯ぶるの危険無く、安全なる基礎の上に健全なる發達を遂ぐるを得けむ。

然れども以上は是れ復本位制の長所のみを見て、短所を見ざるものなるが上に、而も往々にして其長所を過大視せるものたるの譏を免れざる可し。されば吾人は茲に之を反駁すると共に、其短所を指摘せむ。

第一、復本位制は完全なる補償作用を爲すものに非ざる可し。

第二、復本位制は完全なる法定比率を定むる能はざるべし。

(第一)復本位制論者の主たる論據は、復本位制は補償作用を有するより、物價の變動を減少すべしといふにあるが如し。勿論、論者の説の如く復本位制には補償作用を伴ふ可く、又これあるに於ては物價の變動を減少すべし。されど其の所謂補償作用なるものは、論者の説の如く、完全に行はるべきものなりや否や。之を以て完全に行はるゝものと信ずるは、其實

一、金銀の效用を同一視せること、

二、一國の勢力を過大視せること、

の二個の誤謬に基くものなり。萬一金銀にして全く同一の效用を有するものならむには、銀價下落の結果、金貨は次第に流通市場を去り、銀貨は次第に流通市場に入り、金地金は次第に増加し、銀地金は次第に減少し、金價は次第に下落し、銀價は次第に騰貴し、兩々相合して、茲に銀價の復舊を招致するなる可し。されど元と金と銀とは同一の效用を有するものに非ず。少量にして高價なる點に於て、外觀美にして嗜好大なる點に於て、金貨の効用は銀貨の比に非ず。從て金貨不足するも、銀貨は直ちに之に代るを得可しとは速断し難し。且つ夫れ通常一國の金銀なるものは、之を世界の金銀在高並に年々の産額に比し、九牛の一毛も當ならざるべし。從て一國の金貨にして化して地金市場に入るも、又一國の銀貨にして頼に需要を増加するも爲めに世界金の銀相場を高低せしむると響の聲に應ずるが如しとは言ひ難からむ。之を要するに、吾人は復本位制の下に於ける補償作用を以て無効なりとなさざるも、復本位論者の如く、然く有效なるを認むる能はざるもの也。(第二)此の結果、復本位制は永く維持する能はざるの事情あるべし。其故如何といふ

に復本位制の下に於ては、必ず先づ何処の金を以て何処の銀に當るものと豫め法律を以て規定し置き、此の法定比率に準じて金銀兩本位貨幣を鑄造し發行するものなるが、金銀の相場は常に變動極り無く、瞬時も一定せざるものなるか故に、一旦定めたる法定比率も間も無く市場比率と相去る遠きに至らむ。夫も補償作用にして完全に行はれむには、夫は一時の現象たるに止り、暫時にして復舊すべけむ。前陳の如く此作用著しからずとせば、兩種本位貨の實價に甚しき懸隔を生じ、遂にグレシヤムの法則行はれて、惡貨は良貨を驅逐し去らむ。事茲に至らば、復本位制は變じて「交代本位制」Alternate standardとなり、結局常に復本位制の實無きに至るべければ也。

之を既往の歴史に徴するに、左の歴然たるものあつて存す。今先づ左に金銀比價變動表を掲げむ。

(第三十三表) 金銀比價變動表

年次	金一に對する銀の比價
貞享四年、一六八七年	一四、九四

元祿三年、一六九〇年	一五、〇二
同十三年、一七〇〇年	一四、八一
寬永七年、一七一〇年	一五、二二
享保五年、一七二〇年	一五、〇四
同十五年、一七三〇年	一四、八一
元文五年、一七四〇年	一四、九四
寬延三年、一七五〇年	一四、五五
寶曆十年、一七六〇年	一四、一四
明和七年、一七七〇年	一四、六二
安永九年、一七八〇年	一四、七一
寬政二年、一七九〇年	一五、〇四
同十二年、一八〇〇年	一五、六八
文化七年、一八一〇年	一五、七七
文政三年、一八二〇年	一五、六二

天保元年、	一八三〇年、	一五、八二
同十一年、	一八四〇年、	一五、六二
嘉永三年、	一八五〇年、	一五、七〇
萬延元年、	一八六〇年、	一五、二九
明治三年、	一八七〇年、	一五、五七
同 六年、	一八七三年、	一五、九二
同 八年、	一八七五年、	一六、五九
同十三年、	一八八〇年、	一八、〇五
同十八年、	一八八五年、	一九、四一
同廿三年、	一八九〇年、	一九、七六
同廿四年、	一八九一年、	二〇、九二
同廿五年、	一八九二年、	二三、七二
同廿六年、	一八九三年、	二六、四七
同廿七年、	一八九四年、	三二、五六

同廿八年、	一八九五年、	三一、六一
同廿九年、	一八九六年、	三〇、六五
同三十年、	一八九七年、	三四、三四
同卅一年、	一八九八年、	三五、〇三
同卅二年、	一八九九年、	三四、三六
同卅三年、	一九〇〇年、	三三、三三
同卅四年、	一九〇一年、	三四、六八
同卅五年、	一九〇二年、	三九、一五
同卅六年、	一九〇三年、	三八、一〇
同卅七年、	一九〇四年、	三五、七〇
同卅八年、	一九〇五年、	三三、九〇

(備考)前表は最近の分を除き、我が貨幣制度調査會の報告に基き調成せるものなり。

由是觀之、貞享四年即ち西曆千六百八十七年より明治六年即ち西曆千八百七十三年に至る迄約二百年間は、金銀相場の變動極めて僅少にして、倫敦銀塊相場に基け

る金銀比價は、金一に對し銀十四、一四乃至十六、二五、平均十五半の割合に過ぎざりしが、爾來年を逐て變動を加へ、銀價は十六、十七、十八、十九、二十と次第に下落を見るに至りぬ。於是乎嘗て金一に對し銀十五半、又は金一に對し銀十六の法定比率を以て復本位制を採用せる羅甸同盟(註九十七)、北米合衆國、西班牙、ルーマニヤ等の諸國に於ては、物價の上に、貸借の上に、財産の上に、非常の激變を起したるのみならず、グレシヤムの法則行はれて、銀貨は獨り内に溢れ、金貨は盛に外に流出し、到底復本位制を維持する能はざるの窮境に陥れり。於是乎、是等の諸國は復本位制を見棄て、

第一、銀單本位制に化するか、

第二、金單本位制に改むるか、

孰れにもせよ、結局、單本位制に化せざるべからざるに至りぬ。

註九十七

千八百六十五年十月、白耳義政府の首唱の下に、佛蘭西、瑞四、伊太利、四國の委員巴里に會合し、四國共通の復本位制施行の條約を締結せり。是等四國國典に屬句入種の國なるを以て、世之を稱して「羅甸同盟」Latin Union 又は「羅甸貨幣同盟」Latinischer Münzbund と名く。其後、千八百七十八年、希臘も亦之に加盟せしかば、現今同盟

國數五箇國なりとす。同盟條約は、爾來幾多の改正を経たるものなるか、今其要點のみを擧れば、左の如しとす。

第一、同盟國は金銀貨の品位、量目並に、形體を同一にし、五フラン金貨の量目は二十四クレイン八九、其他十、二十、五十、百フランの金貨は總て此割合に從ひ、品位九百位とす。又五フラン銀貨の量目は三八五クレイン八、品質は同じく九百位とす。而して以上の金銀貨は公差千分の五を越へざる限り同盟國に於て制限無く通用す。

第二、二、一フラン、五十、二十サンチイムの銀貨は一フランに付き量目七、七クレイン一六、品位八百三十五位とし、之を鑄造したる國に於ては法外たる制限を五十フランに、他の同盟國に於ては之を百フランに限り、又斯る銀貨を鑄造したる國は他の同盟國に對して金貨又は五フラン銀貨を以て之を引換ふるの義務を負ふ。但し此義務は同盟解散後二箇年間繼續す。

第三、補助銀貨の鑄造最高額は、各同盟國の人口一人に對して六フラン(但し希臘のみは六フラン)の割合と定め、白耳義は四千六百八十萬フラン、佛蘭西は三億九千四百萬フラン、伊太利は二億三千二百四十萬フラン、瑞四は二千八百萬フラン、希臘は千五百萬フランとす(以上は千八百九十七年の新條約にて改正)

第四、本條約の實施期限は千八百六十六年八月一日より、千八百八十年一月一日迄とし、同日より一箇年前に廢棄の決議無きときは、更に十五年間有效なり

とし、其後は每一箇年有効の條件を以て繼續す。

其後、西班牙、ルーマニア、セルビア、ブルガリア、露西亞、フィンランド、並に南米諸國は之に加置せざれども、之と同一又は類似の幣制を採用せり。

第二款 單本位制

「單本位制」とは、唯だ、一種の本位貨幣を有する制度をいふ。されば其の唯一の本位貨幣として、金、銀、銅、鐵、其孰れかを撰ぶにより、單本位制は又た別れて四種となるべし。即ち

第一、金單本位制 Gold monometallism; Goldwährung.

第二、銀單本位制 Silver monometallism; Silberwährung.

第三、銅單本位制 Copper monometallism; Kupferwährung.

第四、鐵單本位制 Iron monometallism; Eisenwährung.

是れ也。

「銅單本位制」又は「鐵單本位制」は古來其類例に乏しからず。露西亞並に瑞典は十八世紀に至る迄、銅貨を以て唯一の本位貨となせり。又古代羅馬に於ては同じく銅貨を以て唯一の本位貨となせり。更に其昔スバルタに於ても亦鐵錢を以て唯

一の本位貨となせる等史に見ゆ。されど此の如きは皆之れ既往の歴史にして、近世の國家に於ては、最早や銅單本位制又は鐵單本位制を採用するもの無し。故に方今單本位制と云へば、夫は實に「金單本位制」若しくは「銀單本位制」を指すものと知る可し。

「金單本位制」とは、金貨を以て唯一の本位貨幣となし、之に限り無限法貨たるの資格と與へ、且つ其自由鑄造を許すの制にして、別に又た小取引の便宜の爲めに、銀、銅、白銅若しくは鐵を以て補助貨幣を鑄造し、通用せしむ。次に「銀單本位制」とは、銀貨を以て唯一の本位貨幣となし、之に限り無限法貨たるの資格と與へ、且つ其自由鑄造を許すの制度にして、又別に小取引の便宜の爲めに、銀、銅、鐵、白銅等を以て補助貨幣を鑄造し、流通せしむ、註九十八。

註九十八 貨幣制度には一種の本位貨より成るか、二種の本位貨より成るかにより

一、單本位制

二、複本位制

の區別を生ずること既説の如くなるが上に、更に又一種の法貨より成るか、二種の法貨より成るかにより

一、單一法貨制又は純本位制 Single legal-tender system; reine Wahrung.

二、複合法貨制又は合本位制 Composite oder multiple legal-tender system; Mischwahrung
の區別を生ずべし。『單一法貨制』又は『純本位制』とは、無限法貨たる本位貨のみを用
る制度にして、『複合法貨制』又は『合本位制』とは、無限法貨たる本位貨と有限法貨たる
補助貨とを併用する制度をいふ。而して合本位制の利益とする所は、本位貨の
外に補助貨を設けて以て、小取引の便宜に供するに在り。詳言すれば高價なる本
位金貨又は重價なる本位銀貨のみにては小取引に不便なるより、専ら其用に供せ
むが爲め、輕重にして且つ小額なる補助貨をも併用して以て、大小取引共に不便な
からしむるに在り。

今之を各國の事例に徴するに、金單本位制の下に於て、本位金貨の外に銀、銅、白銅
等の補助貨を併用するあり。又銀單本位制の下に於て、本位銀貨の外に銅、白銅
等の補助貨を併用するあり。凡そ此の如きは單本位制にして合本位制を兼ねる
もの也。更に又復本位制の下に於て、本位金貨並に本位銀貨の外に銀、銅、白銅等の
補助貨を併用するあり。凡そ此の如きは復本位制にして合本位制を兼ねるもの
也。斯くて合本位制には單本位制の下に行はるるものと、復本位制の下に行はる
るものと二種あれども、通常合本位制と稱するものは、單に單本位制の下に於け
る合本位制のみ指す也。

夫は兎に角、今日文明國に於ては悉く合本位制を採用し、復た純本位制を見ずと

雖も、昔は各國典に純本位制(即ち單一法貨制)なりしなり。其初めて合本位制を見
るに至りしは、實に千八百十六年英吉利を以て嚆矢とす。即ち千六百九十一年ウ
キリヤム、ベツチー初めて合本位制の說を唱へ、次で千六百九十三年ウヨン、ロツク
も亦之に和し、最後に千八百五年ウヱア、ブール卿が其著『鑄貨論』[Treatise on the Coins
of the Realm] に於て、之を以て單純なる復本位制に勝るの理を詳論せしかば、終に英
吉利政府の容るゝ所となり、千八百十六年英吉利政府が復本位制を廢して金單本
位制に改むるや、金を以て本位貨を鑄造せる上に、更に銀、銅二種の補助貨をも鑄造
せしかば、遂に初めて世に合本位制なるものを見るに至れり。

次に單本位制の利益を説ざるべからざるが、復本位制の弊害は悉く單本位制の
利益なるべきを以て、改て之を説くの煩を避けむ。されど單本位制を採用すと決
するも、金單本位制を採る可きか、將又銀單本位制を採る可きか、二者其孰れを以て
優れりとなすかは、茲に解決せざるべからざるの問題なり。然らば之れが解決法
如何といふに、結局、次記三種の點より觀察するを以て、至當なりと信ず。即ち

第一、金貨と銀貨とは孰れが其國經濟發達の程度に適應するものなりや、

第二、金と銀とは孰れが價格の變動少きものなりや、

第三、金貨と銀貨とは孰れが國際間の貿易に適應するものなりや、

是れ也。(一)元と一國の本位貨幣なるものは、其國經濟發達の程度を標準として決定せざるべからず。之を以て經濟發達の程度未だ幼稚にして内國商業、外國貿易與に其高大ならず、其數頻繁ならざる國若くは時代に於ては、寧ろ價值の小なる銀貨を以て適當なりとす。されど經濟發達の程度既に高く、貿易商業與に其額常に偉大にして、其數常に頻繁なる國若くは時代に於ては、價值の小なる銀貨を以てしては、授受運搬與に不便を感ずること少からざる可く、勢ひ價值の大なる金貨を選ばざるべからざるに至るべし。(二)凡そ貨幣は價值の尺度たる用に供せらるゝものなれば、價格の變動少きを以て第一義とせざるべからず。然るに價格の變動は需給の變動に發するを以て、金銀價格の變動も亦此の理に洩れず。需要多ければ價格騰貴し、供給多ければ價格減ず。而して金銀の供給は既往を以て將來を卜すべからず、金銀の需要は過去を以て將來を斷すべからず。機械の發明と鑛山の發見とは何時金銀の供給を増加するやも知れず。嗜好の變遷と本位の變化は何時金銀の需要を増加するやも計られず、或は銀の産額は一定不變なりと稱し、或は金の産額は次第に増加すと唱ふるも、畢竟する所、水掛論にして誰か烏の雌雄を知ら

むや。之れ故に價格の變動は孰れに多くして、孰れに少きかは、一時の現象としては判定し得べけむも、永久の問題としては決定する能はず。結局、價格の變動如何により金銀の優劣を判斷するは不可能と云ふ外無けむ。(三)貨幣は一國內の交換の媒介物にして、又價值の標準たるのみならず同時に國際間の交換の媒介物にして又價值の標準たるもの也。之を以て貨幣は獨り一國の經濟發達の程度に適應するを以て足れりとせず、廣く國際間の通商貿易に適應せしめざるべからず。萬一一國の本位貨幣にして其國と貿易上、金融上、密接なる關係を有する諸外國の本位貨幣と異なるときは、爲換相場は常に動搖し、順なるときは輸入貿易衰へ、逆なるときは輸出貿易振はず。孰れにもせよ、爲めに貿易の發達、金融の疏通を阻害すべきや必せり。されば事情の許す限り、成る可く諸外國と同一の本位を選ぶは策の得たるものと謂ふべし。此の點よりすれば、金單本位制こそ最も適當なる本位制にして、殊に千八百七十三年以來、之に倣ふもの前後相踵ぐの狀を呈し、方今支那を除き、他に又有力なる銀單本位國を見ざるの狀況なるに於ては、金單本位制は之を銀單本位制に比し遙に適當なるものと云ふを得可けむ。要之、金單本位制是乎、銀

單本位制非乎、二者其孰れを選ぶべきかは一に時と所によつて決すべき問題にして、終始孰れを是、孰れを非と斷言するを許さざるべし。唯夫れ之を今日の時勢に鑑み、唯夫れ之を今日の文明國に就て論ずるときは、金單本位制は銀單本位制に優るものなりと言ふべきのみ。明治三十年十月、我國が幣制改革を斷行して、銀單本位制(名は復本位制なれども實は銀單本位制なりき)を改め、金單本位制に移りしは、寔に機宜を得たるものと謂ふ可し(註九十九)。

註九十九

今我國の貨幣制度の沿革を略記せむに、明治維新前迄は、未だ確定せる貨ふ制度なるもの無く、其之れあるに至りしは、實に明治四年五月、新貨條例發布以後のことと屬す。然らば同年以後、今日に至る迄、我貨幣制度は如何なる變遷を経たるかといふに、略ぼ三期に分るゝものゝ如し。

第一期、金單本位制(自明治四年五月至明治十一年五月)

幕末に於ける我國の幣制なるものは、實に混沌たる有様なりき。幕府は始め各藩爭ふて貨幣紙幣を發行せるが上に、奸商亦頻りに貨幣紙幣を買造せしかば、眞偽正邪相混淆して識別すべからず。新政府は一方に於て之を處分すると同時に、他方に於て貨幣制度の確立を圖らざるべからず。於是乎、明治四年五月、「新貨條例」なるものを發布せり。其内容は

- 一、二十圓に付き量目三十三グラム三分の一、品位千分の九百位の割合を以て金貨を鑄造し、本位貨幣とすること。
 - 二、貿易の便宜を圖り、一圓に付き量目二十六グラム九五七、品位千分の九百位の割合を以て、銀貨を鑄造し、之に開港場限り、自由鑄造を許し、且つ無限法貨たる資格を與ふること。
 - 三、品位千分の八百位の割合を以て、五十錢以下の補助銀貨を鑄造し、一圓の支拂十圓を限り法貨たる資格を與ふること。
- 等是れ也。新くて當時金銀二種の本位貨幣を有せしも、本位銀貨は「貿易銀」と稱へて、開港場に限り、本位貨幣たるものなれば、實際は金單本位制なりし也。

第二期、復本位制(自明治十一年五月至明治三十年十月)

其後明治八年二月、太政官布告第三十五號を以て、新に量目二十七グラム二一六品位千分の九百位の割合を以て、更に貿易銀(即ち「新貿易銀」と稱するもの)を鑄造し、在來の一圓銀貨(即ち「舊貿易銀」と稱するもの)と同價にて流通せしめたりしが、明治九年、太政官布告第二十七號を以て、貿易銀と本位金貨との比價を、一圓銀貨百枚に付き金貨百圓(金一銀十六、一七の割合に當る)と定め、更に明治十一年五月に至り、太政官布告第十二號を以て、「貿易銀の儀は從來各開港場の貿易便利の爲め鑄造し、各開港場に限り通用候處、今般更に一般に令通用候條、租稅其他公私の取引上、都て授受可致、此旨布告候事」と規定せり。之れを以て同年以後我國は金一銀十六、一七の

法定比率を以て、復本位制を採用せるものと謂ふ可し。

されど是れ名義上のことにして、實際に於ては銀本位制に異ならざりき。其故如何といふに、當時世界の金銀相場は明治十一年(一八七八年)に於て金一銀十七九二、明治十二年に於て金一銀十八、三九、明治十六年に於て金一銀十八、六四、明治十八年に於て金一銀十九、四一てふ割合なるに、我國に於ては金一銀十六、一七の割合を以て復本位制を採用せしかば、アレシヤムの法則忽ち行はれて、真貨たる金貨は悉く海外に流出し、悪貨たる銀貨のみ獨り市場に横溢するに至りたれば也。

第三期、金本位制(自明治三十年十月至現在)

斯くて我國の貨幣制度は實際に於て銀本位制なりしが、爾來銀價の下落は年を追ふて甚しきを加へ、明治十九年には金一銀二十、七八、二十年には金一銀二十一、一〇、二十一年には金一銀二十二、二五、二十五年には金一銀二十三、七二、二十六年には金一銀二十六、七、二十七年には金一銀三十二、五六となり、其底止する所を知らざるの状あり。此結果、物價日に騰貴し、生計月に窮迫し、輸出は増加し、公債は下落し、一切の貿易は一切投機の性質を帯ぶるに至りしかば、二十六年十月貨幣制度調査會を起し、其意見に基き、政府は断然幣制を改革し、廣く歐米諸國の現制に倣ふて、金本位制に移らむと決心するに至りぬ。

明治三十年三月、政府は改正法案を議會に提出し、上下兩院を通過したるの後、同月下旬、法律第十六號を以て、新に貨幣法を發布し、同年十月一日より實施すること

とせり。今其要點を舉れば、左の如し。

第二条、純金の量目二分ヲ以テ、價格ノ單位トナシ、圓ト稱ス。
第三条、貨幣ノ種類ハ左ノ九種トス。

- 金貨幣
 - 二十圓
 - 十圓
 - 五圓
- 銀貨幣
 - 五十錢
 - 二十錢
 - 十錢
- 白銅貨幣
 - 五錢
- 青銅貨幣
 - 一錢
 - 五厘

第七条、金貨幣ハ其ノ額ニ制限ナク法貨トシテ通用ス。銀貨幣ハ十圓マテ、白銅貨幣及青銅貨幣ハ一圓マテ法貨トシテ通用ス。

第十四條、金地金ヲ輸納シ金貨幣ノ製造ヲ請フ者アルトキハ、政府ハ其ノ請求ニ應スベシ。

第十五條、從來發行ノ金貨幣ハ此ノ法律ニ依リ發行スル金貨幣ノ地位ニ通用スベシ。

第十六條、從來發行ハ一圓銀貨幣ハ金貨幣一圓ハ割合ヲ以テ、政府ハ都合ニハ漸次之ヲ引換フ可シ。

前項引換ハ終了マテハ、金貨幣一圓ハ割合ヲ以テ、無制限ニ法貨トシテ其通用ヲ許シ、通用禁止ノ場合ニ於テハ、六箇月以前ニ勅令ヲ以テ之ヲ公布ス可シ、通用禁止ノ翌日ヨリ起算シ、滿五箇年内ニ引換ヲ請求セザルトキハ、爾後金地トシテ取扱フベシ。

第十七條、從來發行ノ五錢銀貨幣及銅貨幣ハ從前ノ通り通用スベシ。

第十八條、此ノ法律發布以後ハ、一圓銀貨幣ノ製造ヲ廢ス。
由是觀之、我政府當初の意思は、獨逸に倣て當分跛行本位制を採用し、漸次金本位制に移るの考なりしが如し。是れ蓋し我政府が明治初年より明治三十年に至る迄の間に於て、鑄造發行せる本位銀貨の量は、積て一億六千五百十三萬三千餘圓に達し、此内より磨滅毀損せるもの、紛失喪失せるもの、海外に出て、磨滅され又は剝印を付せられたるもの等を除くも、尚ほ約六千五百萬三千八百五圓に上れば、今急に之を本位金貨に引換へむには、更に銀價の下落を招く可く、其結果、政府の損失

する所、測り知るべからざるものあるを以て也。

然るに、銀價の下落は更に止まず、此儘に放任せむには、我國は遂に純然たる金本位制を實施するの機無きに至るのみならず、銀價にして此上下落せむには、益々損失を重ねるのみなるを以て、政府は斷然決意をなし、明治三十年九月、勅令第三百三十八號を以て、從來發行の一圓銀貨は明治三十一年四月一日限り、其の通用を禁止し、更に三十一年六月法律第五號を以て、貨幣法第十六條の一圓銀貨幣引換期間五箇年とありしを三箇月に短縮し、一圓銀貨の引換は同年七月三十一日限りと改め幸に當時我國に於ては、諸外國に比し、補助貨幣の分量に過少なりしかば、國收濟の一圓銀貨は過半補助貨幣に改鑄し、殘餘の部は極印を付して臺灣に通用せしむるの計畫を立て、遂に三十一年四月一日、純然たる金本位國となれり。然るに此結果補助貨幣過多の弊に陥入り、一時困難せしも、三十一年二月、日本銀行に令して一圓兌換券の回收を行はしめ、之に代て五十錢銀貨を出すの法を採りたるも、更に同年四月中旬、補助貨幣を以て、公納上無限法貨たるよとなせしかば、彼れ此れ相合して以て、補助貨幣の需要を加へ、價額を維持するを得たり。

第三款 跛行本位制

曩きに述たるが如く、千八百七十三年以來、銀價暴落を告げ、物價の動搖甚しく、爲に在來の復本位國は勿論、銀單本位國も亦到底永く舊制を維持する能はざるを悟

るに及て、獨逸、米國、佛國、和蘭等、先づ第一に金單本位制を採用するに決せり。されど是等の諸國は從來復本位制又は銀單本位制の下に巨額の本位銀貨を保持するを以て、今直ちに金單本位制に改めむには、同時に其巨額なる本位銀貨を處分せざるべからず。詳言すれば、在來の本位銀貨を其公稱價額にて本位金貨に引換へ、回收し盡さざるべからず。然るに時は維れ銀價暴落の最中なれば、實價遙に低き巨額の本位銀貨を悉く公稱價額にて本位金貨に引換へむか、爲に政府の損失する所莫大なるべし。之れ到底各國政府の堪る所にあらずるを以て、各國は一時の便法として本位銀貨の自由鑄造を停止し、依て以て其流通額を制限し、依て以て其公稱價額を維持し、依て以て之を本位金貨同様に無限法貨として流通せしめ置き、斯くて後ち、財政に餘裕生ずるに従ひ漸次之を回收し、徐ろに金單本位制を布かむと期せり。世之を稱して「跛行本位制」と名く註百。されば跛行本位制とは、金銀二種の本位貨幣を有すれど、其の内本位銀貨に限り自由鑄造を禁止せるものをいふ。之を以て跛行本位制は本位金貨の外に本位銀貨をも有する點に於て金單位制と異なる可く、兩種の本位貨幣を有しながら其内本位銀貨のみは自由鑄造を許さる

る點に於て復本位制と異なるもの也註百一。されど跛行本位制は一時の制度にして永久の制度に非ず。復本位制より單本位制に、銀單本位制より金單本位制に移るの便宜上、一時採用せる豫備の制度たるに過ぎざるものと謂ふべし。

註百

嘗て跛行本位制を採用し若くは現在尙ほ之を採用しつゝある主なる國々を舉げむに、先づ第一に之を採用せるは、獨逸、及び米國にして、次で羅甸、同盟及び和蘭、西班牙、奧太利、何加利の諸國なりき。(一)獨逸は統一に至るの前、各邦各々其本位制を異にせしが、大體に於て銀單本位國なりし也。然るに七十二年統一の大業成るや、幣制の統一は是非共之に伴はざるべからず。於是乎、同年十二月四日、金單本位制を採用するの準備として、斷然本位銀貨の自由鑄造を停止し、總へて七十三年七月九日、新に獨逸帝國貨幣法なるものを制定し、「マルク」Markと稱する帝國金貨を鑄造し、其種類は二十、十、並に五マルクの三種となし、量目は二十マルクに付き一二二グラム、十マルクに付き六十一グラム、五マルクに付き三十一グラムとせり。次に在來の「ターレン」Thaler。銀貨は一ターレンに付き三マルクの割合即ち金一に對する銀十五半の割合を以て無限に法貨たるを金貨同種となし、唯其自由鑄造を禁止せしかば、此時より獨逸は跛行本位制の國と成りぬ。然るに千八百九十九年に至り、貨幣法の一部を改正して、從來人口一人に付き十マルクの割合なりし補助貨を、人口一人に付き十五マルクの割合に増加し、差引人口一人に付き五マルクづゝの補助貨の増額には、人口六千萬人とすれば、約三

億マルクの補助貨幣(タール)銀貨の回収より得べき銀地金を當ると定められ、三億六千マルクのタール銀貨も、数年ならずして、市場に其跡を絶つに至り。於是乎、千九百七年十月一日を限り、断然タール銀貨の通用を禁止し、此より獨逸は遂に銀貨の如く、純然たる金本位國となりぬ。(二)米國も亦千八百七十三年まで、金一銀十六(精細)に云へば金一銀十五、九九の割合を以て復本位制を採用し居たりしが、同年二月十二日の法律を以て、断然銀貨の自由鑄造を停止し、更に千九百年三月發布の金貨本位條例により、金本位の基礎を固めしも、相變らず希銀をして無限法貨たるの資格を有せしかば、米國の幣制は此時より今に至る迄、跛行本位制を採用しつゝあるものと謂ふ可し。(三)次ぎに佛蘭西を始め、羅匈同盟國は千八百六十六年以來、金一銀十五半の割合を以て、復本位制を採用し、然し千八百七十三年、獨逸が銀を排し金を迎へ、至りしを見て、意安からず、殊に佛蘭西並に白耳國の如きは直ちに、其影響を被りて、銀貨流入し、金貨流出せむことを恐れ、遂に同盟諸國を動かして、翌七十四年一月三十一日、断然銀貨の自由鑄造を制限し、七十八年十一月五日、遂に全く之を禁止し、遂に獨逸と固く跛行本位國となりぬ。(四)和蘭は千八百七十四年迄「フロン」Pothと稱する銀貨を以て唯一の本位貨とせる銀本位國なりしが、同年十二月銀貨の自由鑄造を停止し、其翌七十五年六月に至り「グアルテン」Guldenと稱する金貨(量目九三クレイン、三三、品位九百)を鑄造し、從來の銀貨と共に本位貨幣として並び通用せしめしかば、之れ亦跛行本位制の國と成れり。(五)而して最後に西班牙は羅匈同盟の例に倣ひ、莫大利加利は獨逸の例に倣て、跛行本位の國と化しぬ。

註百一 元と復本位制なるものは、金と銀との兩本位貨を有するもの也。之を人體に喩へむか、金の左足と銀の右足とを完備するものなり。而して是等兩足共に上中分は「無限法貨」たる資格より成り、下半分は「自由鑄造」なる資格より成る。然るに金貨幣の自由鑄造を廢止して、銀なる右足の下半分を切斷すること、左圖の如くならむには、遂に一個の跛行者を生ずべし。是れ即ち跛行本位制にして、奇名の甚く所、亦實に茲に存する也。

跛行本位制 (本位金貨) — 無限法貨、自由鑄造、
(本位銀貨) — 無限法貨、自由鑄造

斯くて跛行本位制は一時の便法にして永久の制度に非ず、復本位制より次第に單本位制に、銀單本位制より次第に金單本位制に移るの便宜上、一時採用せる豫備の制度たるに過ぎざるものなれど、之に伴ふ利益は蓋し尠少にあらざるべし。今、其主なるものを左に列舉せむ。即ち

第一、銀貨の處分を急がざるより、銀價の暴落を免れ、其結果、國庫の損失を減少

し得ること。

第二、金銀與に本位貨幣として使用し得るより、金の需要を減少し、銀の需要を増加し、其結果、物價の變動を緩和し得ること。

第三、實價以上に本位銀貨をも使用し得べきにより、其部分に於て資金を節約し得ること。

第四、本位銀貨の自由鑄造を禁止するより、假令へ銀價の暴落起るも、爲めにグレンシャの法則行はれざること。

是れ也。次に跛行本位制の弊害とも稱すべきは

第一、國家は本位銀貨の鑄造により、利益を占むと大なるを以て、財政困難に際し動もすれば之が鑄造の弊に陥るの虞あると。

第二、人民も亦本位銀貨の鑄造により、利益を占むこと大なるを以て、動もすれば國禁を犯すもの多きに至るの虞あること。

是れ也。されど第一の幣害は佛蘭西の如く、國庫に於て本位銀貨を本位金貨に引換ること、補助貨同様に取扱ふに於て、容易に之を避くるを得可く、第二の弊害は立

法上の制裁、行政上の取締を嚴にするに於て、之を豫防すると難からざる可し。要之、跛行本位制は之が施行上に於て嚴密なる注意を要すれども、夫れさへ怠らざらむには、復本位制より單本位制に、銀單本位制より金單本位制に變更するに際し、安全なる便法なりと評するを得けむ。

第四款 金爲替本位制

跛行本位制は復本位制又は銀單本位制より出て、金單本位制同様の効果を收めむとするものなれども、此外に尙ほ銀單本位制より出て、金單本位制同様の効果を收めむとする新本位制あり。之を「金爲替本位制」と名く。金爲替本位制とは、金を以て價值の標準となせども、別に本位金貨を鑄造せず、單に金貨國に對する爲替の作用により、金貨本位を維持するものをいふ。詳言すれば、銀單本位國にして銀單本位制の不利を免れむとするに際し、別に本位金貨を鑄造せず、唯從來の本位銀貨の自由鑄造を廢止して以て、經濟上重大なる關係を有する外國の金貨に對し、一定の比率まで其公稱價格を引上げ、此れ内國本位銀貨と彼れ外國本位金貨とを無限法貨として併用するの制度といふ。

されば此の本位制は貧弱なる銀單本位國にして多額の金を所有せず、又多額の金を購入する能はず、從て金單本位制を採用する能はされども、其儘にては、常に爲替相場の變動に苦めらるゝが如き場合に適用す可き便法にして

第一、從來通用の本位銀貨と經濟上最も重大なる關係を有する外國(殖民地なれば本國)の本位金貨との間に一定の法定比率を定め、

第二、從來通用の本位銀貨の自由鑄造を廢止し、其供給を制限し、以て前記の法定比率に達するまで本位銀貨の公稱價格を騰貴せしむ。

第三、斯くて内國の銀貨と外國の金貨との市場比率にして法定比率に達するときは、其割合を以て孰れも無限法貨たる資格を與へ、且つ互に引換ふるとを諾す。

第四、次に内國と外國とに金にて爲替基金を備へ、本國政府は之に對して金貨拂の爲替手形を發行し、外國に支拂を要するものは、銀貨を以て之を購ひ、内國に送金を要するものは、金貨を以て之を購ふ。

第五、此結果内國市場に於ては、從前の如く専ら銀貨流通し、内國と外國との間

に於ては、専ら金貨拂の爲替手形若くは金貨流通す(註百二)。

註百二 初めて金爲替本位制を採用せるは英領印度なり。千八百七十三年以來、銀價は連年下落一方にして、其底止する所を知らず。於是乎、印度は英吉利本國を始め諸金貨國との貿易に、金融上甚だ困難なる境遇に沈淪せしかば、千八百九十三年六月下旬、遂に斷然ルーヒー銀貨の自由鑄造を廢止し、金貨(英吉利の金貨)に對する人為的價格漸く増加するを俟つて、千八百九十九年九月十五日、金爲替本位制を採用するに至れり。今、左に其要點を列擧すべし。

- 一、英吉利本國のソヴエレン金貨を一磅に付き十五ルーヒーの割合を以て法貨となすこと。
- 二、ルーヒー銀貨は從前の通り其自由鑄造を停止すること。
- 三、右金貨と銀貨との法定比率を一と二十二(即ち一ルーヒーに付き十六片の割合)と定むること。
- 四、印度證券を發行して、印度と倫敦とに金貨を貯へ、之を爲替基金として、雙方に於て爲替手形を賣出し、國際間の決算の用に供すること。

由是觀之、爲替本位國は範を跛行本位制に採りたるものにして、其趣旨に至ては、彼れ是れ相異なる無し。即ち

第一、金を以て價格の單位を定むること、

第二、金貨以外に銀貨を有し、一定の法定比率を以て、與に無限法貨たる資格を與ふること。

第三、本位銀貨の自由鑄造を停止して以て、之を名目貨幣に化すること。

等の點に於て相等しきものなれども、又相異なる所無きにしもあらず。即ち

第一、跛行本位制は復本位制又は銀單本位制より金單本位制に移るの手段たるに、金爲替本位制は常に銀單本位制より金單本位制に移るの手段たること。

第二、跛行本位制は本位金貨の鑄造を必要とすれど、金爲替本位制は本位金貨の鑄造を必要とせず、一定の外國金貨を法定比率に準じて本位貨幣として流通を許すの外に、金にての爲替基金を内外樞要の市場に備ふるを以て足れりとする事。

第三、跛行本位制は復本位制又は銀單本位制の下に銀價下落の結果、金貨流出の困難に堪へずして、金單本位制に移らむとするに際する一時の手段なるに、金爲替本位制は銀單本位制を以て恰好の本位制となせども、金貨國との貿易上の不利を避けむが爲め、特に案出せられたる便法なること。

第四、從て跛行本位制は前進國の間に行はれ、金爲替本位制は後進國の間に行はるゝこと。

是れ也。次に金爲替本位制の利害得失を比較對照せむに、先づ其の利益と認むべきものは、

第一、巨額の資金を要する本位金貨の鑄造を爲すして、金單本位制同様の効果を收め得べきこと。

第二、内國市場に適當せる本位銀貨の流通を廢せずして、金貨國に對する爲替の變動を免るゝこと。

等にして、之に對し、其弊害とも認むべきものは、

第一、金銀兩貨の法定比率を定むると困難にして、市場比率と法定比率の差多きに失せむか、銀貨の鑄造を誘致す可く、少きに失せむか、銀價の騰貴に際し銀貨は忽ち市場に跡を絶つに至ると註百三。

第二、爲替基金を備ふる國との交通貿易のみ發達するより、國際間の利害關係一方に偏するに至るの虞れあること。

等、是れ也。

勢ハ斯の如くなるを以て、現今、金爲替本位制を採用するものは、印度千八百九十九年七月以來を始め、比律賓千九百三年三月以來、海峽殖民地千九百三年九月以來、パナマ共和国千九百四年以來、墨西哥千九百五年五月以來等、貧弱なる後進國にあらずひば則ち殖民地若くは保護國にして、前進國又は母國との交通貿易を發達せしめむが爲め、金單本位制を採用せむと欲するも、費用多くして力足らざるの場合に屢々適用せらる。

註百三

金爲替本位制の下に於ける金銀貨の法定比率にして、市場比率との差多きに失せむか、銀貨の製造類に行はれ、少きに失せむか、銀價の騰貴に際し銀貨は忽ち市場に跡を絶つべし。前者の遺例は印度に在り。千八百九十九年七月、印度政府新に金爲替本位制を採用するや、金銀の法定比率を一と二十二(即ち一ルーピーに付き十六片の割合)と定めしかば、製造銀貨屬々市場に發見せられたり(田尻稻次郎著『財政と金融』第一編貨幣、第一卷硬貨、一〇一—一參照)。後者の遺例は比律賓、海峽殖民地並に墨西哥に在り。比律賓は千九百三年三月、金銀の法定比率を一と三二、二(即ち一ペソに付き五十仙の割合)、海峽殖民地は千九百三年九月一と三二、一、墨西哥は千九百五年五月、一と三二、五八と定めて、共に金爲替本位制を採用せり。然るに

其業未だ半ならざるに、千九百四年春以來、銀價突如として一大暴騰を起し、倫敦の銀塊相場は遂に三十片蓋を破るに至れり。於是乎、是等金爲替本位國に於ける銀貨は海外に流出せむとするもの傾向を呈し、其儘に放置せば、遂に其貨幣制度を維持する能はざるの形勢となれり。之を以て海峽殖民地は千九百六年一月二十九日、法定比率を金一銀二八、七、海峽銀一弗に付き二志四片の割合)に改め、倫敦の銀塊相場にして三十三片半を越へざる限り、銀貨の流出を防止し得るとなし、續て比律賓政府は銀貨の輸出を禁止し、墨西哥政府は同年十一月銀貨に輸出税を賦課し、依て以て僅に銀貨の流出を免るゝを得たり。

第五款 萬國復本位制

次に未だ嘗て實行を見ざるの本位制なれど、一派の學者により理想の本位制と稱せられ、屢々議題に上るものあり。之を『萬國復本位制』と稱す。萬國復本位制とは、條約を以て、金銀の比價を一定し、置き、之に基きて萬國共通の復本位制を採用するといふ。

今、萬國復本位制の論據を聽くに、大略次記の二點に歸するものゝ如し。即ち

第一、萬國復本位制は補償作用の完全に行はるゝを期し得べきと、

第二、萬國復本位制は國際間の交通貿易を隆盛ならしむると、

是れなり。(二) 裏面に述べたるが如く、元來復本位制には補償作用なるものありて、金銀相場の変動の結果、金銀の市場比率と法定比率との間に相違を生ぜむには、一は良貨と化し、他は悪貨と變し、グレンシャムの法則により、悪貨は良貨を流通外に驅逐すべけれど、夫れ丈市場に良貨の地金増加し、悪貨の地金減少すべければ、需要供給の理により、良貨の地金は下落し、悪貨の地金は騰貴し、再び金銀の市場比率は法定比率と一致するに至るべしといふ。一國にして單獨に復本位制を採用せる場合にも、此の如き作用の完全に行はるゝものならば、復本位制は過去に於て失敗の歴史を繰返さざりし筈なり。然るに事實然らずして、皆失敗に終りしは、此の如き作用の有名無實なるが爲めに非ずして、實は復本位制の範圍狭小なりしより、其作用の顯著ならざりしが爲めなり。されば今若し萬國一致協力して、同一の法定比率の下に同一の復本位制を採用せむには、補償作用完全に行はれ、時に金銀の相場に一高一低起らむも、久しからずして元に復し、大局に於て萬國與に其被害を免るゝを得べし。(二) 又萬國復本位制によれば、萬國其幣制を一にすべきを以て、茲に世界共通の貨幣生じ、而も貨幣の價格は常に一定不動なるべきが故に、貿易は安全と

なり交通は頻繁となり、萬國與に共に其利に浴すると、蓋し尠少にあらざるべし。

萬國復本位制の利益は斯く偉大なるべきが故に、學者中之に贊するもの甚だ多く、列國中之を推すもの亦尠からず、現にこれが爲め今日迄に既に三回の萬國貨幣會議(註百四)を見たる程なれども、常に成功せず、今や一個の空論たるに過ぎざるが如き觀あるは、抑も如何なる道理にや。一見頗る不思議の如くなれども、これには又十分の理由あるなり。即ち

第一、法定比率の約定上、各國の利害一致せざることを、

第二、幣制改革に伴ふ財界の混亂を恐るゝことを、

第三、後日條約滿期に際する財界の混亂を恐るゝことを、

第四、現に金單本位制を採用するものは別に不便を感ぜざることを、

是れなり。(一) 方今世界各國中、銀を産する國あり、銀を産せざる國あり、金を産する國あり、金を産せざる國あり、銀を多量に所有する國あり、金を多量に所有する國あり、從て又た銀の騰貴を歎ぶ國あり、金の騰貴を希ふ國あり、金銀の比率を大にせむと主張する國あり、金銀の比率を小にせむと主張する國あるべし。斯くて金銀の

法定比率約定上、各國の利害得失を異にすべければ、會議に會議を重ね、議論に議論を重ねるも、到底決議を見る能はざるべし。(二)且つ夫れ今日萬國復本位制を採用せむか、各國與に其幣制を改革せざるべからず。然るに幣制の改革は其影響する所頗る重大にして、依て貸借の關係を亂すべく、依て物價の變動を招ぐべく、依て財産の増減を起すべし。是れ各國與に忍ぶ能はざる所なり。(三)是れ尙ほ忍ぶべしとするも、元來萬國復本位制なるものは、單に國際間の條約により一定期間を限り執行せらるゝに過ぎざるものなれば、該條約有効期間は、萬國協同の力により金銀相場の變動を防ぎ、法定比率を維持し得べし、一朝有効期間を過ぎたらむには其效力無く、又該條約を其儘繼續せむは豫め期すべからざる所なるを以て、條約滿期に際し、若くは滿期と與に、金銀相場に再び激變を見ずとは言ひ難し。事茲に至らば、各國は更に財界の一大混亂に遭遇すべき懼れあるものと謂はざるべからず。(四)夫も現制度にして百弊交々至り、早晚改革せざるべからざる程のものならば、イザ知らず、今や清國を除き世界の商業國は一齊に金單本位制を採用し、若くは之に倣ふものなれば、貿易上、金融上、何等不便を感せざるが上に、千八百九十年以來、金の

産出著しく増加し、復た昔日の如く金貨本位維持の上に於て何等の不都合を感ぜざる可く、更に又跛行本位制若くは金爲替本位制を採用せば、格別の故障無くして巨額の本位銀貨をも流通し得ければ、各國與に萬國復本位制に對する體度頗る冷淡となりたるも、穴勝ち無理ならぬ次第と謂ふべし。

註百四

萬國貨幣會議は是れ迄三回開會せられたり。即ち第一回は千八百七十八年八月十六日、米國の主唱の下に佛京巴里に於て開會せられ、第二回は千八百八十一年四月、米佛兩國の主唱の下に同しく佛京巴里に於て開會せられ、第三回は千八百九十二年十一月二十二日、米國の主唱の下に白耳義國ブラッセル府に於て開會せられたり。前後三回を通じて萬國貨幣會議の目的とする所は、銀價の暴落を防ぐむが爲めに、萬國協同一致して復本位制を採用せむと云ふにありたれども、常に英國の反對に遭て何等成功を見るに至らざりき。

第六款 結論

以上論ずる所を綜合するに、本位貨幣は銅鐵の如き卑金屬に發して、金銀の如き貴金屬に移り、二者を兼用するものあり、即ち復本位制、銀のみを單用するものありたれども、(即ち銀單本位制)千八百七十年代以來、金銀比價の激變に制せられて、與に次第に英吉利の後を追ひ、金のみを使用せむ、(即ち金單本位制)との傾向を現はすに

至りの。勿論、國狀の如何により、直ちに純然たる金單本制に移る能はざるものは、或は一時跛行本位制に變じ、或は一時金爲替本位制を撰びしと雖も、孰れも結局の目的は金單本位制にあるや疑を容れず。

斯くて方今世界に國を建つるもの其數多しと雖も、有力なる銀單本位國は唯獨り清國を剩すのみ。其他は悉く金單本位國にあらざれば、則ち之が準備の制を採るの國にして、早晚、金單本位國となるべき運命を有するもの也。今左に是等の諸國を金單本位制、若くは之に類似の本位制採用の年代順により列記して以て、讀者の参考に供せむ。

國名	改正年月日	本位制
一、英吉利	千八百十六年六月	金單本位制
二、獨逸	千八百七十一年十二月	跛行本位制
三、スカンデナヴィア同盟 <small>(瑞典、丁、挪威)</small> (註百五)	千八百七十二年十二月	金單本位制
四、米國	千八百七十三年四月	跛行本位制
五、羅典同盟 <small>(佛蘭西、白耳義、伊、本利、瑞西、希臘)</small>	千八百七十四年一月	同上
六、和蘭	千八百七十五年六月	跛行本位制
七、奧地利、匈牙利	千八百九十四年八月	同上
八、日本	千八百九十七年十月	金單本位制
九、露西亞	千八百九十九年五月	同上
十、印度	千八百九十九年七月	金爲替本位制
十一、比律賓	千九百三年三月	同上
十二、海峽殖民地	千九百三年九月	同上
十三、パナマ共和國	千九百四年	同上
十四、墨西哥	千九百五年五月	同上

註百五 千八百七十一年十二月、獨逸帝國が貨幣制度を改革するや、同國と貿易上金融上密接なる關係を有する四隣の諸國も亦之に倣て幣制改革の舉に出たり。其第一は瑞典、丁、那威にして、第二は和蘭なりき。即ち千八百七十二、二十二年十二月、瑞典、丁抹は新に貨幣同盟を組織し、クローネ金貨(量目六、グレイン九一四、品位九百)を以て本位貨と定め、銀貨の自由鑄造を禁止せり。翌年六月、那威も亦之に加盟す。世之を稱して「スカンデナヴィア同盟」と名く。

由是觀之、過去半世紀間、議論轟々たりし貨幣制度の問題も、一先終結を告げ、今や世界の大部分は略ぼ金單本位制に一定せるものゝ如し。されど金單本位制の下に於ても、銀は補助貨として多大の需要あるべく、殆に跛行本位制又は金爲替本位制の下に於ては、相變らず銀貨は本位貨として使用せらるべければ、實際に於ける世界の通貨は今日尙ほ金貨約百三十八億圓、銀貨約六十五億圓、此外無準備紙幣約八十二億圓、合計約二百八十五億圓なりと稱せらる(註百六)。

註百六 米國造幣局の千九百七年の調査によれば、方今世界に於ける貨幣の總額は左の如し。

金貨	六十八億九千八百八十萬弗
銀貨	三十二億五千六百三十萬弗
無準備紙幣	四十一億三千二百萬弗
合計	百四十二億八千十萬弗
此内金貨は	
北米合衆國	十五億九千三百三十萬弗
獨逸	十億三千三十萬弗
露西亞	九億二千九百四十萬弗

16. 9. 28 通

佛蘭西	九億二千六百四十萬弗
英吉利	四億八千六百七十萬弗
奧匈國	三億六百四十萬弗
伊太利	二億千五百五十萬弗
西班牙	九千九百萬弗
合計	五十五億八千八百九十萬弗にして、總額の八割二分に當り、又銀貨は以上八箇國にて總額の五割六分、無準備紙幣は四割を占むといふ。

第五節 貨幣の價值

第一款 地金價值と貨幣價值

凡そ貨幣は他の財と異なり、通常他の財との交換の用に供せらるゝものなれば、貨幣の使用價值は即ち貨幣の交換價值なり。換言すれば、他の財と交換せらるべき貨幣の能力即ち「貨幣の購買力」Purchasing power of money; Kaufkraft des Geldes こと「貨幣の價值」Value of money; der Wert des Geldes なり。然らば貨幣の價值即ち貨幣の購買力は如何にして定まるやといふに、之を研究するに當ては、先づ以て貨幣の

一 地金として價值、即ち「地金價值」Metallwert

二、貨幣としての價值、即ち「貨幣價值」Goldwert
とを區別して考へざるべからず。之れ蓋し貨幣價值は地金價值以外に存すると同時に、地金價值は又貨幣價值を定むる有力なる原因の一なれば也。

然らば地金價值なるものは、如何にして定るものなりやといふに、夫は全く

第一、貨幣の品位量目如何

第二、地金の相場如何

によるものと謂ふ可し。(一)貨幣にして品位低きときは地金價值も亦低く、貨幣として量目少きときは地金價值も亦少きは更に説明を要せざるべし。(二)之と同様に地金の相場の變動により、地金價值に變動を生ずるは論無けれど、然らば如何にして地金の相場に變動を生ずるやと一段に至ては、更に説明を要すべし。地金の相場に變動を生ずるは、他の財と同じく、地金に對する需給關係の如何によるものなり。元來、地金の需要には、

一、造幣用、

二、工藝用、

三、貯蔵用、

の三種ある可し。蓋し金銀は(一)金銀貨幣鑄造の用に供せらるゝ外に、(二)金銀細工品、裝飾品、美術品の用に供せらるゝのみならず、(三)兌換準備金、軍備金、寶物として、價值貯蔵の用にも供せらるゝを以てなり。又地金の供給には二途ある可し。即ち

一、蓄積高、

二、年産額、

是れ也。金は其の品質堅牢なるより、使用と與に消耗せらるゝこと無く、磨滅毀損、紛失喪失等により、多少は減少し行くも、大部分は年々蓄積し、殘存すべきか上に、更に新に年々産出せらるゝもの尠少に非ざる可く、又増減甚しかる可し。之を要するに、地金價值は、以上二種若くは三種の原因より發する需給關係の如何により、或は高く、或は低く、種々に變動するものと謂ふべし。

次に貨幣價值即ち貨幣の購買力は如何にして定るやといふに、夫は

第一、地金價值の大小如何、

第二、貨幣需給の大小如何、

によるものと謂ふ可し。若し一國の貨幣にして一切自由鑄造を許されたりとせむか、貨幣は多く地金より成るを以て、地金騰貴すれば貨幣も亦騰貴すべく、地金下落すれば貨幣も亦下落す可し。之に反し、若し一國の貨幣にして一切自由鑄造を許されずとせむか、市場は常に一定量の貨幣を要すると以て、貨幣の需要増加すれば貨幣の價值増加す可く、貨幣の供給増加すれば貨幣の價值減少すべし。然るに今日文明諸國に於ける貨幣は一切自由鑄造にも非ず、又一切制限鑄造にも非ず、一部の本位貨幣を除くの外、他は皆自由鑄造を許されざるものなるを以て、貨幣價值は一部に於て地金價值に左右せらるゝも、他は專て貨幣に對する其國其當時の需要供給の大小如何に依て定るものと謂ふ可し。又若し一國の貨幣にして一切實價貨幣ならむか、貨幣價值は常に必ず地金價值に一致すべく、従て地金價值の大小如何により貨幣價值定る可し。之に反し、若し一國の貨幣にして一切名目貨幣ならむか、貨幣價值は多く地金價值に一致せずして、貨幣の供給關係如何により定る可し。然るに今日文明諸國に於ける貨幣は全部實價貨幣にも非ず、又た一切名目貨幣にも非ず、一部の本位貨幣を除くの外、他は皆名目貨幣なるを以て、貨幣價值は

多く地金價值に一致せず、主として貨幣に對する其國其當時の需要供給の大小如何に由て定るものと謂ふ可し。

然らば通常貨幣價值を定む可き貨幣に對する需要供給の大小は、如何にして定むものなりやといふに、先づ第一に貨幣に對する需要は、

- 一、人口の大小、
- 二、國土の廣狹、
- 三、交通の便否、
- 四、金融の完否、
- 五、取引の繁閑、
- 六、信用の盛衰、

等の如何により、或は増加すべく、或は減少すべし。夫れ貨幣は交通經濟時代に於ける唯一の交換の媒介物なれば、雖しも之れを要すべく、雖しも之を欲すべく、従て(一)人口の増加と與に、其需要額を増加すべく、(二)國土の膨脹と與に、其の流通額を増加すべし。(三)されど交通機關にして整備し、(四)金融機關にして完備せむには、貨幣

流通の回数を加ふべく、從て貨幣需要の程度を減すべし。(五)又貿易商業等、一切の取引にして、其金額に於て將又其度数に於て増加發達せむには、通常貨幣の需要を増加すべきも、(六)之と同時に紙幣、手形、小切手等、諸種の信用券増加し、振替勘定、帳附帳消法等、盛に行はれむには、貨幣の使用を省く可く、貨幣の必要を減すべし。次に貨幣の供給は

- 一、地金の需給
- 二、正金の出入
- 三、造幣の多寡
- 四、死金の多少

等の如何によりて、或は増加すべく、或は減少す可し。(一)夫れ貨幣は通常地金より成るものなれば、貨幣用以外の地金の用途多ければ、貨幣の分量少く、貨幣用以外の地金の用途少ければ、貨幣の分量多く、用途に變化無ければ、地金の増加と與に貨幣も亦増加し得可き道理なり。(二)されど一國の貨幣の分量は、一般の地金の需給により左右せらるゝのみならず、又大に一國正金の輸出入如何によりて左右せらる

るもの也。是れ蓋し國際貿易の順逆國際貸借の關係、外人の内地投資額、外人の内地消費額如何により、或は正金の輸出超過を起し、或は正金の輸入超過を起し、其結果、一國の正貨は或は増加し、或は減少すべければなり。(三)次に貨幣の供給は造幣の多少如何によるものとす。換言すれば一國政府の意向如何によるものと謂はざるべからず。通常政府は其國貨幣需要の程度如何を考察して、之に適應するの供給を圖るものなれど、時に違算を免れず。從て或は貨幣過剰となり、或は貨幣不足となり、其結果、貨幣の價值を一上一下すること珍しからず。勿論、夫は貨幣の性質如何によるものにして、貨幣にして實價貨幣ならむには、過剰の部分は化して地金となり得可きにより、貨幣の分量の増加による貨幣としての價值の下落起らざるべきも、名目貨幣ならむには、實價貨幣と無限に引換へ得らるゝ制度にあらざる限り、過剰の貨幣は常に其儘停滯して、次第に價值の下落を見るなるべし。之れ嘗て朝鮮に於ける白銅貨の濫發による白銅貨の下落に徴して首肯せらるゝ所也。(四)更に又一國の貨幣は通常流通市場に出づるものなれども、又深く各人の庫中に埋藏され、死藏せらるゝもの多かる可し。勿論、文明國に於て此の如きこと行はる

るは、戦争とか、恐慌とか、内亂とか、政治上、經濟上又は財政上の變亂の爲め、放棄不安となれる場合の外、稀れに見る所なれども、尙ほ未だ絶無と謂ふべからず。されば此の種の死藏金額如何によりて、實際に於ける貨幣の供給高に差違を生ずるは、更に疑を容れざるべし。之を要するに、一國の貨幣の價值は貨幣の需要供給如何により大小高低種々の別を生ずべく、而も貨幣の供給は上記數種の原因により決定せらるゝものと謂ふべきなり。此の理を直覺的に説明せむと企てたるもの、之れを「貨幣分量説」となす。

第二款 貨幣分量説

「貨幣分量説」The quantity theory of money とは、貨幣の價值は其分量と反比例すとの説なり。詳言すれば、貨幣の分量の増加に比例して貨幣の價值は下落し物價は騰貴す可く、貨幣の分量の減少に比例して貨幣の價值は騰貴し物價は下落す可しとの説なり。されば此説は二箇の主張より成るものと謂ふ可し。即ち

- 第一、貨幣の分量と貨幣の價值とは反比例すると、
- 第二、從て貨幣の分量と物價とは正比例すること、

是れ也註百七(註百八)。

註百七

貨幣分量説は最初ロマン、ロマン、J. Locke の主張に出づ。次てロマン、ロー、John Law、Montesquieu、David Hume、Joseph Fourier 等之に和し、更に Mill も亦之を信ぜしものゝ如し。

註百八

貨幣分量説を研究するに當て、先づ第一に注意せざるべからざるは貨幣の價值是れ也。貨幣分量説の所謂る貨幣とは正貨と代表貨幣とを總稱せるものなり。即ち吾人の所謂る貨幣より廣義のものにして、吾人の所謂る「通貨」に當るものなりと知るべし。

(第一貨幣の分量と貨幣の價值とは反比例となすものなりや否や。之を是認するに當ては宜しく次記二個の前提要件あるを要す。

- 一、茲に所謂る貨幣の分量とは貨幣の相對的の分量を意味するものなること、
 - 二、茲に所謂る貨幣の地金には、價值の變動無きものなること、
- 是れ也。其故如何といふに、(一)一概に貨幣の數量といふも、貨幣の數量には、二種の別あり。一は絕對的の分量にして、他は相對的の分量なり。而して茲に所謂る貨幣の分量とは相對的の分量の謂にして、即ち貨幣の需要に對する貨幣の供給の割合を指すなり。蓋し貨幣の絕對的の分量にして増加せむも、一方に於て人口の増加國土の

膨脹取引の頻繁等起らむには貨幣の流通範圍廣がり、貨幣の需要増加するが故に、其結果貨幣の増加無きと等しかる可く、又之に反し、貨幣の絶對的分量にして減少せむも、同時に交通の便開け、金融の途整ひ、信用取引旺んなるに至らむには、貨幣の循環の速度加はり、貨幣の代用物(手形、小切手)の如き増加するが故に、其結果貨幣の減少無かりしと同様なるべければなり。之れ故に貨幣の價值を上下するものは、貨幣の絶對的分量にあらずして、貨幣の相對的分量たるや明けし。(二次に貨幣の價值の變動は、獨り貨幣の相對的分量の變動より來るのみならず、更に又貨幣の材料たる、地金其物の價值の變動より來るものなり。金價騰貴すれば金貨は騰貴す可く、銀價下落すれば銀貨は下落すべしは當然の理にして、改めて説明を要せざる所なれば、假令へ貨幣の分量に變動無きも、地金の價值に變動せむには、貨幣の價值にも亦變動を生ず可し。之を以て貨幣の分量と貨幣の價值とは反比例を爲すべさも、夫は地金の相場に變化無き場合に限るものと謂はざるべからず。

(第二貨幣の分量と物價とは正比例を爲すものなりや。之を是認する當ても亦二個の前提要件あるを要す。何ぞや、曰く

一、貨幣の分量と貨幣の價值とは常に必ず反比例をなすと、

二、貨幣の分量の増減に基く貨幣の價值の増減以外には、物價決定の要件に一切變化なきこと、

是れなり。(一)凡そ財の價格は財の價值と貨幣の價值との比率に過ぎざるべきを以て、貨幣の價值大なりといふは、即ち財の價格小なりとの謂にして、財の價格大なりといふは、即ち貨幣の價值小なりとの謂なり。故に貨幣の價值と物價とは常に必ず反比例をなすべく、而して貨幣の分量と貨幣の價值とも亦常に必ず反比例すとせば、從て貨幣の分量と物價とは常に必ず正比例をなす可し。(二)されど物價は貨幣の分量の増減に基く貨幣の價值の増減に由てのみ定るものに非ず。物價決定の原因には此外尙ほ種々あるべし。買手の財に認むる價值の多少其一なり。賣手の生産費の大小其二なり。買手の競争の有無強弱其三なり。賣手の競争の有無強弱其四なり(第十八章第三節第一款參照)。即ち貨幣の分量の増減に基く貨幣の價值の増減は、一面に於て買手の購買力の大小を意味し、他面に於て賣手の貨幣に認むる價值の多少を意味するものなれば、確に物價を左右する有力なる原因

たるに相違なければ、さりとて此外に尙ほ前記四種の原因ある可く、殊に又物價決定の原因には是等經濟的原因の外に、實に非經濟的原因(第十八章第三節第二款參照)あるを思はゞ、物價は常に必ず貨幣の分量に由てのみ定るものと速断し難く、若し之れありと云はゞ、夫は貨幣の分量に基く貨幣の價値の變動を除き、其他の物價決定の諸原因に何等の變動無しと前提したる上のことと謂ふ可し。

之を要するに、貨幣分量説は眞理ならざる^レならず、唯其眞理なるは、周圍の事情に變化無くして、獨り貨幣の相對的分量にのみ變化ある場合に限る。されど一般に且つ有力に貨幣の價値を變化し、引て物價を變動せしむるものは、常に貨幣の分量(相對的分量)なるが故に、物價變動の上に於て、貨幣分量説は常に重視せらる。

第三款 貨幣の價値變動の影響

斯くて貨幣は諸種の原因により、或は騰貴するとあるべく、或は下落するとあるべし。其變動孰れにあるにせよ、貨幣は一般の財の價値の標準たり、尺度たるものなるを以て、其結果一般社會に及す影響たる、深且つ大なるものと謂ふ可し。今、其各の場合を假想して、其主なる影響を左に列記せむ。

貨幣下落の場合

- 一、一般の物價の騰貴を起すと、
- 二、定額收入者の生計を困難ならしむると、
- 三、産業の勃興を促すと、
- 四、債務者の負擔を軽減すると、
- 五、輸出を増加し輸入を減少すると、

貨幣騰貴の場合

- 一、一般の物價の下落を起すと、
- 二、定額收入者の生計を容易ならしむると、
- 三、産業の衰頹を招くこと、
- 四、債務者の負擔を増加すると、
- 五、輸出を減少し輸入を増加すると、

是れなり。斯くて貨幣下落の場合と貨幣騰貴の場合とは、其影響表裏の別あるものなるが故に、其一を知悉するに於て、其二を推知し得可し。之を以て吾人以下專

ら貨幣下落の場合に就て、説明を試む。

貨幣下落の場合に於ける第一の影響は、(一)一般の物價の騰貴にある可し。是れ既に前款に於て説明したる所なれば、今之を再せず。唯夫れ此の結果、一般の生活費の増加を起し、國家の歳出の増加を起すべきは、特に注意すべき所なり。(二)且つ夫れ貨幣の下落は貨幣の購買力の減少を意味するものなれば、官吏、公吏、軍人、労働者の如き定額収入者は、爲めに其實質所得を減殺せられ、生計大に困難となりぬ可し。勿論、労働者の如きは早晩賃銀の増加を請求すべけむも、夫れには時日を要し夫れ迄には幾多の艱難辛苦を嘗めざるべからず。(三)然れども物價の騰貴にして進て止ざらむには、産出毎に製造毎に取引毎に生産者の収益を増加すべければ、順調となり、好景氣となり、株式騰貴し、會社勃興し、一般事業界の隆盛を促すに至る可し。(四)又貨幣の下落は貨幣の購買力の減少を意味するものなれば、一定の金額を受取る可き債權者の利益を減殺すべけむも、同時に一定の金額を支拂ふ可き債務者(又は納稅者)の負擔を軽減すべし。(五)且つ夫れ貨幣の下落の割合に準じて物價の騰貴を起さざる間は金貨國なれば銀貨國に對する輸出貿易、銀貨國なれば

金貨國に對する輸出貿易を増進せしむれど、反對に輸入貿易を減退せしむるのみならず、假令へ一時たりとも異本位國間の爲替相場を動搖せしむるより、一切の取引は投機の性質を帯び、貿易は不安にして、金融は疏通を缺くに至らむ

参考書

- K. G. Kies, *Das Geld*, 2 Aufl., Berlin, 1885.
K. Menger, *Art. "Geld"*, im *Handw. d. Staatsw.*, 2 Aufl., Bd. IV.
W. Lotz, *"Geld und Münzwesen"*, in *Wörterb. d. Volksw.* 2. Aufl., 1906.
Helfferich, *Das Geld*, 1903.
Derselbe, *Studien über Geld- und Bankwesen*, 1900.
Nasse-Lexis, *Geld- und Münzwesen*, in Schönberg's *Handbueh.* 4. Aufl., I. Bd. Abhandlung. VIII.
Art. "Doppelwährung" "Edelmetalle" "Festigkeit der Edelmetalle" "Scheidemünzen" "Silber und Silberwährung" "Währungsfrage", im *Handb. d. Staatsw.*
Philippovich, *Grundriss der politischen Oekonomie*, 6. Aufl., 1906, S. 228-256.
Schmoller, *Grundriss d. allgem. Volkswirtschaftslehre*, 1904, Bd II, S.
G. F. Knapp, *Staatliche Theorie des Geldes*, Leipzig, 1905.
Simmel, *Philosophie des Geldes*, 1903.
W. S. Jevons, *Money*, 1879.
J. L. Laughlin, *The Principles of Money*, 1903.
Kinley, *Money*, 1904.

Wicksell, *Money and Monetary Problem*, 1897.
 Gosnell, *The Principles of Money and Banking*, Vol. I, 1905, New York.
 Parsons, *Principles of Economics*, 1902, Part I, ch. vii, Part II, ch. i.
 M. L. Rubinsman, *Monetary System of the World*, 1898.
 F. Schoenhof, *A History of Money and Prices being an Inquiry into their Relations from the thirteenth century to the present time*, New York, and London, 1896.

堀江 謙一	貨幣論	五版, 明治四十年	同文館發行
佐野 善作	貨幣論	二版, 明治四十一年	同文館發行
吉井 一三	貨幣及信用政策	明治三十六年	同文館發行
	貨幣制度調査會報告	明治二十八年	貨幣制度調査會發行
	明治三十年幣制改革始末概要		
明治財政史	第十一卷	明治三十八年	大蔵省發行
吉田 賢輔	大日本貨幣史	三十二卷	

第二十章 紙幣

第一節 紙幣の意義及種類

抑も貨幣は交通經濟の發達に伴ふ自然の必要に基き、一般の交換の媒介物にして、爰て最終の支拂の要具として、自から發生し來れるものなれども、更に世開け、時進み、文明の進歩と共に交通交換漸く激甚の度を加ふるに及ては、賣買毎に取引度に、一々貨幣を検し、之を數へ、之を授受し、之を運搬するの煩に堪へざるより、遂に信用の發生を促し、茲に信用取引の便を開き、貨幣「硬貨」(Hard money)に代ふるに、檢閲、計數、授受、運搬與に大に輕便なる「紙幣」(Paper money; Papiergeld)「軟貨」(Soft money)なるもの出づ。

紙幣には諸種の種別ある可し。先づ第一に兌換の有無より之を區別せば二種となりぬ可し。即ち

- 一、不換紙幣 Irredeemable or inconvertible paper money; uneinlösliches Papiergeld.

二、兌換紙幣 Redeemable or convertible paper money; einlösliches Papiergeld.

是れなり。「不換紙幣」とは、本位貨幣との兌換をなさない紙幣をいひ、「兌換紙幣」とは、本位貨幣との兌換をなす紙幣をいふ(註百九)(註百十)。更に第二に紙幣は發行者の公私孰れなるかにより、又分れて二種となるべし。

一、政府紙幣 Government notes; Staatspapiergeld.

二、銀行紙幣 Bank notes; Banknote od. Bankpapiergeld.

是れなり。「政府紙幣」とは政府の發行にかゝる紙幣をいひ、「銀行紙幣」又は「銀行券」とは銀行の發行にかゝる紙幣をいふ。明治初年の我が大政官札、民部省小札並に新紙幣の如きは前者の例にして、明治九年前の我が國立銀行紙幣、現今の日本銀行紙幣、臺灣の臺灣銀行紙幣、朝鮮の第一銀行紙幣の如きは後者の例なり。而して不換紙幣は多く政府紙幣にして、兌換券は多く銀行券なれども、又た一概に然りとのみ断すべからず。政府紙幣にして兌換券たるものある可く、又は銀行券にして不換紙幣たるものあるべし。現に明治四年の大藏省兌換證券(約六百八十八萬圓)、同五年の開拓使兌換證券(約二百五十萬圓)の如きは前者の適例にして、明治九

年八月國立銀行條例改正以後に於ける我國立銀行紙幣の如きは後者の一例なり。又不換紙幣は常に法貨たる資格を有すれど、兌換紙幣は常に必しも然りと謂ふべからず(註百十一)。

註百九

不換紙幣と兌換紙幣との分るゝ所は、一に要求次第即時に本位貨幣に兌換せらるゝや否やに在り。されば茲に所謂「兌換」(convertibility)とは、要求次第即時に本位貨幣に引換らるゝを指すものなれば、土地其他の物品と引換らるゝも、夫は兌換に非ず。又即時に引換られざれば、夫も兌換に非ず。従て其の種の紙幣は兌換紙幣に非ずして、不換紙幣なる也(Kinley, Money, pp. 330-331.)

註百十

キレンデー曰く、抑も紙幣には三種ありて、「代表紙幣」(Representative paper money) 其なり、兌換紙幣其二なり、不換紙幣其三なり。而して代表紙幣とは政府又は銀行が或る金額の金銀貨又は地金銀を預り、夫に對して流通上便宜なる金額を以て發行せる無記名式一覽拂の預證券をいふ。現今北米合衆國に行はるゝ「金貨預券」(Gold certificates)に「銀貨預券」(Silver certificates)の如きは其一種例なりと(Kinley, Money, pp. 29, 329-330)。されど兌換紙幣も亦無記名式一覽拂の信用證券なれば、其起因に於てこそ差あれ、其性質に於て大差無きものなるが上に、之れ全く獨り米國に於ける一特産物とも見るべきものなれば、吾人は之を以て兌換紙幣並に不換紙幣と對立せしむべきものとなさず、單に兌換紙幣の一種なりと解せむと欲す。

註百十一 不換紙幣は通常法貨たる資格を有すれど、兌換紙幣は必しも然らず。現に英蘭銀行、佛蘭西銀行の紙幣は孰れも法貨たる資格を有すれども、此資格は銀行が兌換を維持する間に限られ、且つ英蘭銀行紙幣は同行が他に對する支拂に用ふる場合には法貨に非ざるの制限あり。米國國立銀行、白耳蘭國立銀行、獨逸帝國銀行の紙幣は孰れも法貨に非ず。殊に米國に於ては國立銀行紙幣は國庫に於て國稅として收納せず。又公債元利金の支拂、紙幣消却の爲めに使用するとなし。我國に於ては兌換銀行券條例第四條に、兌換銀行券は租稅、海關稅、其の他一切の取引に差支なく通用するものとすとあるより見れば、之に法貨たる資格あるものと謂ふを得べし(堀江勝一、最新銀行論、一五〇—一五一頁)

斯くて紙幣には諸種の別あれども、通じて其效用と稱すべきは、輕便なる正貨の代用物たる點に存すべく、之を細別せむには、左の三種となりぬ可し。即ち

- 第一、高價なる貴金屬を節約せしめ、且つ其の磨滅喪失の損害を免れしむること。
- 第二、重量なる正貨の用を省き依て取引の敏活を圖り、貯藏の便宜を得らしむること。
- 第三、多費なる鑄貨の必要を減じ、貧弱國をして通貨の供給を容易ならしむること。

是れなり。更に紙幣の效用に關する詳細なる問題に至ては、次に不換紙幣と兌換紙幣とに分ち之を詳論せむ。

第二節 不換紙幣

凡そ「不換紙幣」一名「不換券」には政府より發行するものと、銀行より發行するものとの別ある可く、又初めより不換紙幣として發行するものと、兌換紙幣より變じて不換紙幣と成れるものとの別あるべし(註百十二)。されど通常不換紙幣は政府の發行にかゝり、且つ多くは兌換紙幣より轉化せるものなり。夫は兎に角、凡て不換紙幣は本位貨幣に兌換せられざるの紙幣たる點に於て、一致するものと謂ふ可し。

然らば不換紙幣の利害如何。從來學者の擧げて以て不換紙幣の利益となす所は、第一に經濟上の利益にして、第二に財政上の利益なり。されど其所謂る經濟上の利益なるものは貴金屬の節儉といひ、使用の便宜といひ、畢竟するに紙幣全體に

通する利益にして、獨り不換紙幣に於てのみ之を見るとは斷じ難し。されば特に不換紙幣に固有の利益と稱すべきは、獨り財政上の利益のみ。然らば不換紙幣の財政上の利益とは何ぞや。曰く、政府は之れより無利子無期限の強制的公債を募集し得ると同一の利益を享くこと是れ也。即ち其國貧にして國用足らざるとき、又然らざる迄も戦争起り國費多端なるとき、強て公債を募集せむと欲せば、勢ひ高利に甘し、不利の條件を忍ざるべからざるに、今若し之に代ふるに不換紙幣の發行を以てせむか、忽ち數千萬圓の資金を調達し得可く、而も夫は豫め兌換を約せざるものなれば、無期限なるが上に無利子なるべきを以て、後日政府の財政裕かなるときを待て、徐々に消却し得べきの便宜あらむ。

註百十二 佛國の「Assignats」、米國の「Greenbacks」、我國維新の際に於ける太政官札、民部省小札、新紙幣の如きは、初めより不換紙幣として發行せるものにして、千七百九十七年乃至千八百二十一年の英蘭銀行券、明治八年後に於ける我が大藏省兌換證券、開拓使兌換證券、並に明治九年後に於ける國立銀行紙幣の如きは、兌換紙幣より變じて不換紙幣となりたるもの也。

斯くて不換紙幣は貧國の難を助け、戰時の急に應ぜしむるものなるが上に、其發

行者にして十分の信用あるとき、若くは其發行額にして其國通貨の需要額を超過せざるときは、別に價格の下落を起さざれども、通常、不換紙幣には

一、濫發し易きこと、

二、伸縮力を缺くと、

の二缺點あるより、重大なる弊害を醸し易きものなり。今其理を説明せむに、(一)曩きに述たるが如く、元と不換紙幣なるものは、無利息無期限の強制的公債たる性質のものなれば、發行者に取つて此上好都合なるもの無く、從て一度其味を覺ゆれば、再三再四之を繰返すに至るは、通常免るべからざる人情の弱點にして、斯くて度び重なる間には、遂に増發となり、濫發となり、過多となり、下落となりぬ可し。(二)夫も正貨なるときは過多の部分は國外に流出す可く、國內に地金と化すべく、又兌換紙幣なれば餘分は回收さるべき道もあれど、不換紙幣には斯る伸縮力を缺き、斯る弾力性を存せざれば、過剩の部分も永く一國內に停滯して、少しも縮少せざるべければ、其價格は次第に下落する一方にして、遂に金紙の間に開きを生じ、グレシヤムの法則により惡貨たる紙幣は良貨たる正貨を流通外に驅逐し去て、茲に一國の通貨

は全然紙幣のみとなりぬ可し。世に「紙幣本位」Papierwährungと稱するもの即ち是れ也。斯くて紙幣の増加は正貨をして市場に其跡を絶たしむるに至るべきも、其増加の程度にして單に正貨に代ふに止る間は、爲めに一國の通貨の量を需要以上に増加せざるべきを以て、通貨の下落、即ち紙幣の下落は著しからず、紙幣本位も亦別に積極的弊害を起さざるべきも、元來伸縮力無き紙幣のことなれば、其後は増加こそすれ、減少せざるべきを以て、結局、通貨の過多となり、紙幣の下落となり、物價の騰貴となり、輸入の増加となり、投機の流行となり、金利の引上となり、生計の困難となり、取引の滯滞となり、一國財界の紊亂、一國信用の墜落等、其弊害測るべからざるものあるに至らむ。

由是觀之、不換紙幣は時と場所により發行せざるべからざるものなれども、大には往々重大なる弊害を伴ふべき虞あるを以て、發行者は常に最も安全なる發行法を撰ばざるべからざる可く、國家も亦常に之を強制せざるべからず。然らば不換紙幣發行に關する安全法とは何ぞ。曰く

第一、金紙平均法。

第二、外國爲替平準法。

是れなり。「金紙平均法」とは、正貨と紙幣との間に開きを生ぜざる程度に於て、不換紙幣を發行する法をいふ。此間の價格に開きを生ぜば、夫は紙幣の下落を意味するものなるを以て、直ちに發行を止め、引上げに着手し、其結果、開き無きに至らば引上を止むるなり。「外國爲替平準法」とは、外國爲替相場が逆勢を現さざる程度に於て、不換紙幣を發行する法をいふ。外國爲替にして逆勢となるは、金紙の間に開きを生じて悪貨たる紙幣が良貨たる正貨を海外に驅逐せむとするの勢あることを示すものなるべければ、直ちに紙幣の發行を止め、其引上に着手し、其結果、外國爲替相場にして平準又は順勢となるに至て之を止むるなり。斯くて不換紙幣の安全なる發行法には二種あれども、今日の如く内國商業、外國貿易合せ存する時代に於ては、正貨は流出の途あるを以て單に金紙平均法を以て安全策と見るべからず。又外國爲替相場の順逆は不換紙幣の過不足のみにより現はるゝものにあらざれば、單に外國爲替平準法によるも安全策なりと謂ふべからず。要は兩法を兼用するに於て、略ぼ其正鵠を得るに庶幾からむ。

されど爾て考ふるに、元と國家が不換紙幣の發行を敢てする所以のものは、多く戦時にあらざれば則ち窮時なるべきを以て、事情は斯る優長なる安全策に據るを許さざるべし。従て金紙平均法といひ、外國爲替平準法といひ、共に發行當初の發行法と言はむより、發行以後の整理法とも稱すべきものなりとす。斯くて是等二法の兼用により不換紙幣は整理せらるべきも、元と不換紙幣は一時の急に應じて發行せるものなれば、平時に復せば成る可く速かに之を消却して以て、一國の信用を回復せざるべからず。而して之が消却法には二種あり。曰く

一、公債募集消却法、

二、兌換開始消却法、

是れ也。「公債募集消却法」とは、新に内國債を募集し、其應募金として集り來れる不換紙幣を燒棄る法なり。此法は頗る容易なれども、一時に通貨を縮少するより物價の暴落となり、取引の澁滞となり、一國の經濟界に激しき動搖を起すの虞れある可し。されば此法によるとするも、一と先づ公債を一定の銀行に引受しめて、其代金にして不換紙幣を引上ると同時に、更に其公債を擔保に該銀行をして兌換紙幣

を發行せしめむには、此の種の虞れなかる可し。されど此法によるも、巨額の公債償還の責を後世に残すの非難を免れざるのみならず、又必しも不換紙幣を一掃し得べしとは言ひ難し。「兌換開始消却法」とは、不換紙幣を變じて兌換紙幣と化せしむる法なり。現在の不換紙幣を其儘兌換紙幣と見做して兌換を開始するも、別に新に兌換紙幣を發行して不換紙幣と引換るも、其結果は一なるべし。元來不換紙幣は初めより不換紙幣として發行するの途もあれど、又已發の兌換紙幣の兌換を停止して不換紙幣に變ずる方、不換紙幣發行法として巧妙なるものなれば、此の法に據るの例多し。されば不換紙幣の消却に當つても、已發の不換紙幣に對して兌換を再開せむには、一舉にして不換紙幣を消却し、盡すものなるのみならず、實際は不要の不換紙幣のみ正貨に變更する外、別に通貨を縮少せざれば、金融界に變動を起さざる可く、又後世に累を残さざれば、最良の策と謂ふべき也。若し又不換紙幣にして過多なる結果、金紙の間に開きを生じ居たらむには、公債募集消却法により過多の部分を引上げて以て、金紙の平均を得たるの後、兌換開始消却法により其全滅を期するを得策なりとす(註百十三)。

註百十三

不換紙幣の沿革の概要を記述せむに、先づ
 佛蘭西の革命時代と普佛戦争とに際して之れを見る。千七百八十
 九年のフランス革命は、革命政府は財政上の困難より、アンジニヤ公債なるものを
 發行せしむるに着手し、更に發行して一個の不換紙幣となりぬ。有名なる「アンジニヤ紙幣」
 Assignat である。爾來革命政府は之を濫發すること甚しく、千七百九十六
 年に、アンジニヤ紙幣の額面は額面の百分の一迄下りしかば、政府も亦遂
 に其弊に堪へず、公債整理の名目の下に其三分の一を回收し、殘額三分の二を其僅
 廢棄するの暴政を敢てして以て、漸く其局を結べり。次に

北米合衆國 に於ては、獨立戦争並に南北戦争に際して之を發行せり。就中
 南北戦争に際して發行せるものは、彼の有名なる「綠符紙幣」Greenbacksにして、政府は
 戦費に供せむ爲め、千八百六十二年より六十三年に亘て、前後三回に合計四億五千
 萬弗を發行せしかば、翌年に至り其価格は額面の約三分の一(金貨百弗に付き紙幣
 二百八十五弗の割)に下れりといふ。其後國立銀行の設立と與に之れが引換に從
 事し千八百七十九年一月一日より殘部に對して兌換を開始して以て其終りを告
 げぬ。

英吉利 に於ては、大陸戦争に際し、戦費に窮したるより、千七百九十七年遂に
 英蘭銀行券の兌換を停止せしが上に、更に濫發の弊に陥りしかば、一時は金紙の間
 に一と一半の開きを見るに至れり。此結果、物價の暴騰となり、投機の流れとなり、
 恐慌の續發となり、二十四年間、財界を紊亂して、千八百二十一年、再び兌換の開始を
 見るに至りぬ。

日本 に於ても、明治維新の際、戦亂打ち續き、國用常に足らず、各地藩札(不換紙
 幣)を濫發したるが上に、中央政府も亦數回不換紙幣を發行せり。即ち

明治元年乃至二年	大政官札	約四千八百萬兩
明治二年乃至明治三年	民部省小札	約七百五十萬兩
明治五年乃至明治六年	新紙幣	約三千四百四十三萬圓

等にして、更に當初は兌換券として發行せるも、政府財政の尙ほ不如意なるより、遂
 に不換紙幣と化せしめたるものあり。即ち

明治四年	大藏省兌換證券	約六百八十萬圓
明治五年	開拓使兌換證券	約二百五十萬圓
明治九年後	國立銀行券	約三千四百四十三萬圓

等是れ也。其後西南戦争起るや、軍費に供せんが爲め、更に政府は不換紙幣を發行
 せり。之を

明治十年	政府紙幣	約四千七百萬圓
------	------	---------

とす。此の如くして明治初年以來發行し來れる各種の不換紙幣は、遂に如何にし
 て銷却せしやといふに、先づ最初は明治五年十一月國立銀行條例を制定し、翌六年
 三月金札引換公債證券條例を發布し、一方に於ては國立銀行兌換券との引換によ

り、他方に於ては金札引換金償の募集により、内外相呼應して、太政官札並に民部省小札の銷却を了して以て市場に不換紙幣の勝を絶たしめむと圖りしが、同時に藩札交換並に歳計補填の必要より新に新紙幣を發行するの不得止に至りしより、計畫は俄然失敗に歸しぬ。斯くて政府は太政官札並に民部省小札を銷却し盡す能はざりしのみならず、(一)明治八年を以て、盡きに發行せし大蔵省兌換證券並に開拓使兌換證券の兌換を停止し、不換紙幣と改めたること、(二)翌明治九年國立銀行條例を改正して、國立銀行券の正貨兌換を變じて通貨兌換に改めたること、(三)更に其翌明治十年西南戦争起り、新に四千七百萬圓の不換紙幣を増發したること、(四)國立銀行條例改正の結果、國立銀行の増設となり、國立銀行券の濫發となり、遂に明治十三年に至り國立銀行券は通して約三千四百四十三萬圓の巨額に上りたること等の原因より、茲に我國に於ける一切の不換紙幣と成れるのみならず、其高合計一億六千五百萬圓(明治十一年末調査)に達しぬ。於是乎、通貨の過剩となり、紙幣の暴落となり、其極、明治十四年には平均銀貨一圓に付き紙幣一圓七十錢の相場を現せり。之を以て紙幣整理の議再び朝野の間に興り、議論百出の後、時の大蔵卿松方伯は遂に一大中央銀行を設立して以て、兌換券發行の統一と不換紙幣整理の衝とに當らしめむと決心せり。此結果、明治十五年六月日本銀行條例を制定して十月日本銀行を設立し、翌年五月國立銀行條例を改正して其存立期間を制限し、日本銀行をして國立銀行紙幣の合同銷却の衝に當らしむると同時に、政府紙幣銷却

基金の増加を企て以て之が實行を促せり。この時よりして兩種の不換紙幣共に次第に回收せられたりしかば、銀紙の閑き漸く減少し、明治十七年五月、其全減を俟て、日本銀行の兌換券發行を許可し其翌十八年五月より次第に之を發行して不換紙幣に代へ、遂に明治三十二年十二月三十一日を限り、政府紙幣並に國立銀行紙幣の通用を禁止し、其翌日より起算し滿五箇年間に悉皆其引換を了りぬ。

第三節 兌換紙幣

凡そ「兌換紙幣」一名「兌換券」とは要求次第本位貨幣との引換を爲すことを約せる紙幣の義に外ならざれば、一種の無記名式、一覽拂の約束手形とも見るべし。されど普通の約束手形と異なる所は、次記の六點に存す。即ち

第一、兌換券は常に必ず一覽拂のものなれども、約束手形は必しも然らざるごと、

第二、兌換券は常に無記名式のものなれども、約束手形は多く記名式なるが故に裏書の責任生ずること、

第三、兌換券は常に流通無期限なれども、約束手形は常に流通有期限なるごと、

第四、兌換券は常に金額一定すれども、約束手形は常に金額一定せざること。

第五、兌換券は交換の媒介物として生ずるものなれども、約束手形は債務の代表物として發するものなること。

第六、兌換券は多く法貨たるが故に強制通用の資格を有すれども、約束手形は常に然らざること。

是れ也。之を以て兌換券は貨幣の代用物たるに於て、遙かに約束手形並に其他の手形に優るものと謂ふ可し。

勿論、兌換券は一般の兌換の媒介物たるべきも、最終の支拂の要具には非ず。從て貨幣に非ずして貨幣の代表物若くは代用物たるのみ。此點に關しては彼の不換紙幣に一步を譲るものなれども、需要の程度に應じて自から増減すべき伸縮力を有する交換の媒介物たる點に於て、彼れに優ること萬々たるべし。而して兌換のことたる、其發行者にして十分の信用あり、若くは其量にして一國通貨の需要額を超過せる以上は、絶て無くして稀に生ずるものなるべきが故に、實際に於て兌換券は其效用正貨と異なる無けむ。而も正貨に優りて取引に便に、携帶に軽く、且つ

巨額の貴金屬を節約し、其磨滅喪害の損害を避くるを得るのみならず、若し一國の通貨にして正貨のみより成るときは、輸入超過等の原因より正貨流出せむか、忽ち通貨不足し、物價暴落し、恐慌發生すべけむも、此際兌換券存せむには、直ちに其缺を補ふべければ、斯る憂ひなかるべし。且つ夫れ銀行にして兌換券を發行する場合には、資本金以外に更に巨額の融通資金を得るべければ、勢ひ一國金融の疏通を來し、産業勃興の基となるべし。

第四節 兌換券の發行

第一款 自由發行法と制限發行法

次に兌換券の發行は如何に之を定むべきや、換言すれば何人をして兌換券を發行せしむべきやといふに、之に關して二種の法あり。

一、自由發行法、

二、制限發行法、

是れ也。「自由發行法」とは總て、一般に兌換券の發行を許すの法にして、「制限發行

法とは特定の機關を限り兌換券の發行を許すの法なり。自由發行法を主張するものは曰く、凡そ兌換券なるものは一種の信用證券に外ならざるべきを以て、信用無ければ發行する能はざるが上に、要求次第何時にても兌換の義務あるものなれば、發行多ければ引換も亦多く、結局信用以上に増發する能はず、必要以上に濫發する能はず、従て之が發行を一般に許すも、少しも危険なきものなりと。制限發行法を主張するものは曰く、兌換券は一種の信用證券にして、而も一種の約束手形たるものに外ならざるべし。されど普通の約束手形は通常手形の性質を熟知せる商人間に授受せらるるものなれば、信用以上に増發するの危険少けれど、兌換券は一般世人の間に廣く且つ永久に授受せらるるものなれば、轉帳流通の間、偽造、變造、不換等の危険多く、萬一一部の紙幣の間に偽造變造、不換等起らむには、玉石混淆、一切の兌換券は茲に一切其流通力を失ふて、遂に世人は永久に兌換券使用の便益を享くる能はざるに至るべし。且つ夫れ萬人一切に兌換券を發行するに至らむか、勢ひ常に兌換券濫發の結果を見るなる可く、假令へ過剰の兌換券は常に幸に引換らるるものとするも、夫れまでの間、通貨は下落し、物價は動搖し、一國の經濟界は擧

げて一大紛擾の巻と化するに至るなるべしと。之を要するに、自由發行説は符て個人主義の經濟學者間に唱導せられたる所なれども、今や此の如き單純なる理論に誘惑せらるるもの無く、各國與に制限發行法を採るに於て一致せるものと謂ふ可し(註百十四、註百十五)。

註百十四 制限發行法を採用して、兌換券の發行を一般に認許せざる主義を採るときは、同時に略ぼ兌換券と同様の作用をなす無記名式一覽拂の約束手形の提出を禁止するか、若くは制限せざるべからず。我商法第四百四十六條及び第五百二十六條に於て約束手形は其金額三十圓以上のものに限り之を無記名となすを得とせしは、此の意に外ならず。

註百十五 元來、紙幣發行は公衆より無利子の資金を借入るゝの結果となるものなれば、依て享く可き發行者の利益尠少に非ず。之を以て國家は自由發行法によるも、將又制限發行法によるも、孰れの場合に於ても、之が發行權を國家又は國民の特權と見做し、外國人に許すべからざるべきもの也。方今、文明國に於ては皆此の主義を採用すれど、未開國に於ては政府も將又人民も信用乏しければ、十分に之が任に當るを得ず、止む無くして、兌換券のみは之れが發行を外國臣民又は外國法人に許すとあり。現今の支那、朝鮮、暹羅の如き、即ち此状態にあるものとす。

第二款 政府發行法と銀行發行法

斯くて制限發行法は一般に採用せらるゝに至りたれども其特定の發行機關を公私孰れに定むべきや。之に關し制限發行法は更に二種に分る。

一、政府發行法

二、銀行發行法

是れ也。「政府發行法」とは政府自から兌換券發行の任に當るものにして「銀行發行法」とは之と特定の銀行に委ね政府は唯之が監督の任に當るに止るものをいふ。之に就ても亦多少の議論無きにあらねど現今の學説は一般に後法を以て前法に優るものとなす。其理由は

第一、政府發行法によれば兌換券の多寡をして金融の繁閑に應ぜしめ難きの虞あること、

第二、政府發行法によれば政治上の利害の爲に經濟上の利害を犠牲に供するの虞あること、

第三、政府發行法によれば正貨準備の擁護を期するに於て行動の敏捷を缺く虞あること、

是れ也。順次之を説明せむに、一政府にして自から兌換券を發行するときは其出るは經費支辨によるなるべく其入るは租税手数料公債募集によるのみなるべし。されば經費の支出多き月は兌換券の發行も多く租税等上納金の多き月は兌換券の國數を亦多かるべき外別に金融の繁閑に應じて兌換券の増發回收を幹酌加減する能はざるべし。之に反し銀行にして兌換券を發行するときは其出るは貸付割引の形式によるなるべく其入るは割引手形貸附金の満期によるなるべし。而して金融逼迫なるときは貸附割引の請求増加するより兌換券は自から増發せらる可く金融緩漫なるときは其請求減少するより兌換券は自から回收せらるべし。斯くて兌換券の發行額は期せずして金融市場の繁閑に應じ伸縮増減常に自から機宜に適するに至らむ。(二)且つ夫れ政府にして兌換券を發行し一國金融の中樞たるに至らむか或は政黨操縦の爲めに私德を施し或は財政缺乏の爲めに紙幣を濫發し結局内閣の更迭毎に一般金融界は左往右往常に政變の渦中に投ぜらるゝに要らむ。之に反し銀行にして兌換券を發行するときは容易に政治圏外に超然たるを得可く從て政治上の利害の爲めに經濟上の利益を犠牲に供せらるゝの憂

少なかるべし。(三)更に元來兌換券の發行に際し、最も注意せざるべからざるは、常に正貨準備の安全を期するに在り。詳言すれば時期に應じて正貨準備の額と兌換券發行額との間の均衡を得せしむるに在り。萬一此の間の均衡を失せむには、兌換券の信用を害し、引換となり、取付となり、停止となり、恐慌となり、遂に一國金融界の信用組織を根底より破壊し去らむも、未だ知るべからず。之を以て發行者に於ては常に豊富なる智識と多年の經驗とにより常に財界の趨勢を觀望し、正貨準備減少すれば金利を引上げ、正貨準備増加すれば金利を引下げ、市場靜穩なれば準備を薄ふし、市場不穩なれば準備を厚ふし、一進一退、一上一下、常に敏捷に其間の處置を誤らざらむとを期せざるべからざるべきに、此の種の事たる、實際界の事情に迂き官吏には望み難く、法規に束縛せらるゝと甚しき官府の事業には適せざるべし(註百十六)。

註百十六 銀行發行法は政府發行法に比し優るものなれども、さりとして銀行發行法にも亦一二の缺點無きにあらず。元來政府は公益を主とすれど銀行は私益を主とするか故に銀行發行法によるるときは、偶々私益の爲めに公益を犠牲に供せらるるの虞れ無しとせざること其の一なり。又兌換券の發行は其の質一方に於て公衆

より無利益の資金を借入れ、他方に於て之を公衆に有利に貸附るものなるか故に銀行發行法によるるときは、此間より生ずる多大の利益を擧げて一私人に獨占せしむるの不都合を生ずること其二なり。されど前者は銀行に對し嚴重なる監督を加ふるに於て大に之を豫防し得べく、後者は銀行に對し發行税其他の義務を負はしむるに於て、大に之を矯正し得べし。

以上列擧の理由により、銀行發行法は政府發行法に優るものなると、更に疑を容れず。之を以て方今、露西亞、瑞典、ニュージーランドを除き(註百十七)、各國與に銀行發行法を採用し、偶々政府も亦紙幣を發行する場合無きにあらず、夫は過去の遺物にあらずれば、則ち特殊の理由に基くものにして(註百十八)、大體に於て銀行發行法を遵奉するものと見て差支無らむ。

註百十七 政府發行法を採用する國々と雖も、別に政府の手に於て發行銀行を設立し之をして紙幣發行の任に當らしむるを常とす。露西亞の「露西亞銀行」の如き、ニュージーランドの「ニュージーランド銀行」の如き是れ也。されど其發行銀行が純官立たる否とにより、政府發行法たる銀行發行法たるとの區別生ずる也。

註百十八 方今文明國に於ける兌換券は通じて銀行發行法によるものなれども、又政府銀行の兌換券も無きにしも非ず。獨逸の「帝國國庫證券」Reichskassenscheine、米國の「合衆國國庫證券」United States Treasury Notesの如き其通例にして、米國の「金貨預券」Gold

Carthage 並に「銀貨預券」Silver Certificates の如きも亦政府發行の兌換券の一種と見做すを得可けむ。而して帝國國庫證券は千八百七十四年四月三十日の法律により從來各期連環に於て發行せし紙幣を消却せむが爲め發行せるものにして、五馬克、二十馬克、及び五十馬克の三種あり。孰れも國庫に於て要求次第直ちに金貨に引換らるゝものなれども、通常法貨に非ずして、法貨たるの資格は單に公納の協合に限る。千九百六年三月末日に於ける其流通高は約一億二千萬馬克に達すといふ。合衆國國庫證券は千九百年のシャーマン購銀條例により、購銀の代償として發行せるものにして、法貨たる資格を有し、大蔵大臣の隨意により、本位金貨又は本位銀貨と兌換せらる。

第三款 多數銀行發行法と單一銀行發行法

斯くて銀行發行法は今日世界の通法にして、從て今日兌換券と稱するものは大抵皆銀行兌換券なれども、之れが發行を唯一の中央銀行に專任すべきか、將又多數の特權銀行に分與すべきか。之に關して銀行發行法は更に二種に分たる。

一、多數銀行發行法(分立銀行制)

二、單一銀行發行法(中央銀行制)

是れ也。今其利害を比較研究せむに、大體に於て單一銀行發行法を以て優れりと

なす。其理由を舉れば

第一、單一銀行發行法によれば、兌換券の伸縮金利の高低等をして統一せしむるを得べきと、

第二、單一銀行發行法によれば、責任の期する所明なるより、發行者の注意周到となること、

第三、單一銀行發行法によれば、政府の監督容易なるより發行銀行の專横を制し得べきこと、

是れ也。之を以て方今各國與に單一銀行發行法を採り、若くは之れを探らむとす。佛蘭西、奧太利、匈加利、瑞西、和蘭、白耳義、西班牙、葡萄牙、那威、丁抹、土耳其、希臘、埃及、波斯、ルーマニヤ、セルビヤ、ブルガリヤ、コロンビヤ、ヴェネツエラ、及び我が日本等は今日已に此法によるものにして、英吉利及び獨逸は今尙ほ多少多數銀行發行法の痕跡を存すれど、前者は千八百四十四年より、後者は千八百七十五年より、單一銀行發行主義を採用せしかば、遠からず其實を見るべし(第二九七及三一三頁参照)。而して今尙ほ多數銀行發行法を固守せるものは、北米合衆國、加奈陀、墨西哥、コスタリカ、エ

クアドア、智利、瀋洲諸國等にして、主なるものは北米合衆國なりとす(瑞典並にニュ
ーゼーランドは主として政府發行法によれど、政府銀行以外にも發行銀行あれば
多數銀行發行法によるもの也)。北米合衆國は千八百六十三年以來多數の國立銀
行(現今其數六千六百七十五行に上る)をして各々兌換券を發行せしめ居れど、最近
の恐慌(即ち千九百七年の恐慌)に膺りて、中央銀行設立の議ありと云へば、或は遠か
らずして單一銀行發行法に化するの日あるやも知るべからず(註百十九)。

註百十九

以上記する所は兌換券の發行方法なれども、不換紙幣に就ても亦同様なり。
即ち不換紙幣の發行に就ても亦略ぼ兌換券と同一の理由により、政府發行法によ
らずして銀行發行法による可く、多數銀行發行法によりらずして單一銀行發行法に
よるべきものとす。

第五節 兌換準備

第一款 兌換準備の理由

元と兌換券なるものは、要求次第持參人拂の證券なれば、引換の要求あり次第、直
ちに正貨と兌換し得るの準備あるを要するは、更に疑を容れず。されど之の如き

兌換準備金を法定すべきや否やに就ては、議論二種に分る。

- 一、放任主義
- 二、干渉主義

即ち是れ也。放任主義を主張するものは曰く、元來兌換準備金なるものは、豫め法
律を以て一定し難く、又一定するの必要無きもの也。其故如何といふに、今假りに
法律を以て常に兌換券發行額の三分の一に當る兌換準備金を備ふべしと規定し
置くも、平時にあつては其用無く、恐慌に際しては尙ほ不足なり。又別に此の如き
規定を設けざるも、誠實なる銀行は自から相當の準備金を保有すべければ、不
誠實なる銀行は然らざるが故に遂に倒れ、斯くて自然淘汰の法則は期せずして常
に金融界の郭正を促すべければ、國家は強て兌換準備金を法定せずして、銀行の自
由に放任し置くも別段の差支無る可し。反之、干渉主義を主張するものは曰く、元
來兌換券なるものは正貨と同一の價值を有し、完全に正貨の代用物たるに於て、初
て効用完きものなり。而して兌換券にして正貨と同一の價值を有し、完全に之が
代用物たるを期せむと欲せば、常に十分の信用を有する兌換券たるを要すべく、十

分の信用を有する兌換券たるを期せむと欲せば、常に十分の兌換準備を有する兌換券たるを要すべし。然るに自由發行法によれば、自由競争の結果、動もすれば兌換準備の薄弱を招き易く、其極萬一にも兌換停止の如きこと起らむには、大にしては國際間に於ける其國の信用を害し、小にしては、無辜の良民の財産を奪ひ、結局其國の信用組織を根底より破壊するに至るべし。之を以て國家は豫め法律を以て相當の兌換準備の制を立て、以て兌換券の濫發を抑制すべしと。今や前説衰へ、後説盛に、各國政府も亦一齊に制限發行法によるの勢を成せり。

難ずる者或は言はむ、兌換券は兌換券發行銀行に取て一種の預金なり、一種の當座預金なり、要求次第何時にても正貨を以て支拂兌換はざるべからざる性質のもの也。然るに預金に對しては、支拂準備金を法定するもの米國の外に無く、人亦多く其必要を説かざるに、第二十一章第三節、第二款、參照、獨り兌換券に對してのみ、兌換準備金を法定するもの多く、人亦多く其必要を説くは何ぞやと。されど此種の批難は兌換券と預金との類似の點を知て、差異の點を知らざるより生ずる批難なり。夫れ兌換券は一種の預金なり。されども任意的預金に非ずして強制的預金

なり。普通の預金は預金すると預金せざるとは預金主の随意なれども、此の種の預金は兌換券の受入と與に自然に發し、而も兌換券は多く無限法貨たるものなるを以て、雖しも其受入を拒む能はざるもの也。此結果、普通の預金にありては、其行るゝや社會の一部に限るべく、且つ支拂停止より生ずる預金主の損害は預金主の過失に歸せられざるにあらざるも、兌換券にありては、其行るゝや社會全體に亘るべく、萬一兌換券の下書又は兌換停止等のと起らむには、被害の範圍並に程度は到底同日の論にあらざるのみならず、爲めに無辜の良民は其財産と奪はれ、爲めに無数の勞働者は其収入を減ずるの一大悲劇を演ずるに至るなるべし。且つ夫れ通常各銀行の預金準備金は多く兌換券より成るを以て、兌換準備にして安全ならざれば、預金準備も亦安全ならず。即ち兌換準備の保全は間接に預金準備の保全ともなるもの也。是れ通常國家が預金準備に對し嚴令を下さざる迄も、特に兌換準備に對し嚴則を設くる所以也。

第二款 兌換準備物の種類

兌換準備を法定するの必要は已に明けし。従て次に起る問題は、如何なる物品

を以て兌換準備に供せしむべきやてふことは是れ也。凡そ兌換準備は兌換準備物の種類により分れて二種となりぬ可し。即ち

一、正貨準備 Specie reserve.

二、保證準備 Security reserve or documentary reserve.

是れ也。順を追て之を説明せむ。

第一項 正貨準備

「正貨準備」とは金銀貨又は地金銀より成る兌換準備をいふ。元と兌換券なるものは要求次第何時にても本位貨幣に引換ふべきとを約せる一種の約束手形に外ならざれば發行銀行は常に必ず其發行兌換券に對し本位貨幣又は本位貨幣を鑄造し得べき地金銀を準備し置かざるべからず。萬一其引換に差支を生じ兌換を中止するが如きとあらむには爲めに非常なる恐慌を喚起するのみならず特に外國並に外國人に對する兌換券の信用地に落ち永く其通用を妨げ一國の信用は遂に回復すべからざるに至らむ。是れ正貨準備の必要起る所以也。

然らば如何なる程度まで正貨準備を設くべきや。兌換券發行總額に等しき正

貨準備を爲すは所謂「單純準備法」Simple deposit systemと稱するものにして最安全法なるには相違無けれど夫れにては正貨使用の不便と其磨滅喪失の損失を避くるのみにして正貨の必用を減じ其利子を節約するてふ兌換券の効用を没却するが上に發行者に取つて何等の利益を生ぜざるのみならず寧ろ兌換券の製造並に發行の費用を損するものなれば雖れしも其發行を肯せざるべく結局一般人民も亦携帶計算に便なる代表貨幣の利に浴する能はざるに至るべし。且つ夫れ一般人民にして兌換券の便益を悟り之を信用する以上は一國日常の取引上常に流通市場に止めて以て便宜を圖らざるべからざる一定の兌換券高なるものありぬ可し。此高までは兌換の請求を受くる危険少きを以て強て正貨準備を設くるの要なく之を保證準備に委して差支なかるべし。

されど正貨準備は兌換の基礎なれば兌換券に對する一般の信用は正貨準備の高に比例すべし。即ち正貨準備増加すれば人意を強ふし正貨準備減少すれば人心を寒からしむ。之を以て或る事情より正貨準備次第に減じて遂に或る一定額に達するときは爲めに一般市場に不安の念を醸し恐慌を誘發するに至る也。パ

デオット Bagshot の所謂「恐慌點」Panic Pointなるもの即ち是れ也。英吉利に於ける恐慌點は往時は凡そ千二百萬磅なりしも、現今は二千萬磅と稱せらる。我國に於ては此點未だ明確ならざるも、田尻博士の言によれば、凡そ八千萬圓乃至一億圓の間に在るといふ。其他各國にも各々其國狀により、各々其恐慌點なるものあるべし。されば此恐慌點以上に常に正貨準備を保持するは各國の當に努む可き所にして、一朝正貨準備減少して、恐慌點に近寄るの傾向生ずるや、或は割引歩合の引上により、或は兌換打歩の方法により、其減少の勢を防止せむとを圖る(註百二十)。

註百二十 此際、歐米諸國の正貨準備保護法の大要を一瞥するは、無用の費にあらざるべきを以て、左に其一斑を紹介せむ。

英吉利 (一)英蘭銀行の正貨準備保護の第一手段は割引歩合の引上にかり。即ち財界に不穩の兆現はるときは、英蘭銀行は直ちに割引歩合を引上げて以て融通を引締め、危険の既に去るを認むるときは、直ちに割引歩合を引下げて融通を緩むるにあり。是れ實に英蘭銀行が投機取引を抑制し、正金の流出を防ぎ、戻て之れが流入を促し、常に正貨準備を保護して以て自ら奮ると共に、經濟社會の安全を圖るに於て、其の主なる武器となす所なり。此武器は過去に於て屢々使用せられ、たれども、今其最近の一例を挙げむに、千九百六年末、兌換券流通額は三千萬磅、正貨

準備は二千八百萬磅なりしに、米國及埃及等の金需要の爲め正貨流出の徴候現はれ、正貨準備二千七百萬磅に下るや、英蘭銀行は平素三分餘の金利を六分に引上げて、漸く其勢を制せり。(二)されど近年倫敦には英蘭銀行以外に、數多の有力なる株式銀行發生せしかば、危急に際して英蘭銀行獨り率先して割引歩合を引上るも、若し他の各銀行之に應ずるなくんば如何すべきや。他の各銀行も大抵は英蘭銀行の指揮に従ひ、其の歩調を一にするの例なれども、尙ほ時としては然らざるもあり。英蘭銀行が前途に危険を認め割引歩合を引上ぐるも、各銀行に於て金融緩慢なればとて依然低利を以て融通するか如きとあらば、投機取引を抑制し、正金の流入を誘ふに由なくして、英蘭銀行の計畫は徒勞に歸せざるを得ず。即ち英蘭銀行が此場合に處するの方針は、其所有公債を賣却するにあり。之を直取引に賣放て定期取引に買戻すにあり。定期取引相場は其の期間の公債利子を含むが故に、直取引相場よりも高しと雖も、此場合に於て英蘭銀行は恰も其の所有公債を適當として、市場の資金を借入るゝに異ならざれば、賣買相場の差は其借入金に對する利子と見做すべし。斯くて該銀行は市場の剩餘資金を吸收し去るを以て、各銀行は勢ひ該銀行の例に倣ふて金利を引上げざるを得ざるに至るなり。(三)又英蘭銀行は正金の流出を防ぐが爲めには、地金の賣相場を引上げ、正金の流入を誘ふが爲めには、地金の買相場を引上ぐるの手段を探る。抑も該銀行は地金を其發行部に提供して、紙幣と交換を請求する者あるときは、英國本位金(十二分の一)オンスに付三

磅十七志九片の割合を以て、其の交換に應じざるべからざる法律上の義務あり。而して銀行より之を賣るときは通常三磅十七志十片半の相場を以てし、即ち一片半の差益(寧ろ手数料と稱)を收むるを例とすれども、若し其の需要急切なるときは賣相場を三磅十七志十一片に引上げて二片半の差益を收め、以て其の流出を防がんと務むべし。然れども更に此の割合以上に賣相場を引上ぐるときは、正金の輸出者は地金を買ふよりも寧ろ紙幣を以て英國金貨と兌換し、該金貨を輸出する方利益あるに至るべきが故に、地金賣相場の上には自ら制限ありとす。又外國貨幣の賣買に關しても同様にして、佛國、獨逸、米國等の金貨(十分の金)は「オンス」の相場三磅十六志四片に當ると雖も、這幣上の公差を斟酌して更に半片を控除し、即ち三磅十六志三片半を以て通常の買相場と定むるなり。而して銀行より之を賣るときは買相場よりも三片若くは三片半方高き割合を以てし、若し其の需要急切なるときは更に一片方其の相場を加へ、以て其の流出を防ぐを得べし。之に反して英國銀行が正金を流入せんと欲すること急切なるときは、多少賣買差益を失ふを忍び、其の買相場を引上げて以て之を誘ふ。

佛蘭西 次に佛蘭西銀行が其正貨準備を保護する方法如何と檢するに、英國銀行の如く割引歩合の引上に依らず、割引歩合は成る可く不變不動に据置く方針を採れども、金貨に打歩を付するの法に依り、其望みを遂ぐるものい如し。即ち紙幣を持參して金貨を要求するものあれば、先づ其の金貨の使途を檢し、其金貨は内

國商業上の爲めに需要せらるるものと認むるときは、直ちに其兌換に應ずべきも、若し輸出の爲めなりと認むるときは、輸出に應じざる磨減金貨若くは銀貨を以て兌換すべし。萬一強て完全なる金貨を要求せらるれば、打歩を置して其要求に應ずべし。されば此打歩を置せらるる結果、實際金貨の引出を禁止する場合多し。蓋し佛蘭西は法律上銀行本位制の國なれば、金貨の外、銀貨も亦無限に法貨たるもの(即ち本位貨)なり。されば佛蘭西銀行は兌換券の引換に際し、金貨を以て之に應ずるも、銀貨を以て之に應ずるも、全く其自由なり。故に強て金貨を要求するものあれば、之に打歩を付するは必しも不法の行爲にあらざる也。されど内國商業上の需要の爲めに引出されたる金貨は更に輸出の用に供せらるべく、又金貨に打歩を付すると或程度以上に上らば爲めに佛蘭西紙幣の價格を下落せしむるの虞れある可し。要之するに、打歩により金貨の流出を防ぐの方法は、十分の效果あらざるは勿論、一旦其度を過れば爲に其國兌換券の信用を傷ふに至るの憂あらむ。

獨逸 獨逸政府は獨逸帝國銀行をして、正貨準備の保護の爲め、諸種の小策を弄せしむるとあれども、其主なる手段は、英國と同じく割引歩合の引上にあるが如し。されど獨逸には帝國銀行以外に、尙ほ五六の發行銀行あるべければ、是等の發行銀行をして帝國銀行の爲す所に倣はしめ、依て以て割引歩合の引上による正貨準備保護法を有力ならしめむが爲に、千八百九十九年、銀行條例を改正するに當り一の新法を設け、若し帝國銀行の割引歩合が四分に達する時は、他の發行銀行が帝

國銀行よりも低き歩合を以て割引するを禁し、帝國銀行の歩合が四分以下なるときは、其の歩合よりも四分の一以上低き歩合を以て割引するを禁止したり。されど倫敦と同じく伯林にも帝國銀行以外に、多数の有力なる株式銀行生じたる今日、帝國銀行の割引政策も舊時の如く有效なる能はざるべし。

米國 米國に於ては中央銀行なくして、数千の國立銀行全國に散在すれば、其事情歐洲諸國と大に異なる者あり。米國の國立銀行條例によれば、準備部府の制度ありて(註三五七參照)、各地の準備金は都府に集り、小都府の準備金は大都府に集る。此結果、全國各銀行準備金の大半は最大都府たる紐育に集中す。然るに此の準備金は必しも金貨たるを要せず、政府紙幣にても可なるより、米國に於ける最後の金貨準備貯蓄所は大蔵省たるの觀ある可し。之を以て財界不穩に際し、政府は種々の手段を盡して、之が救済の途を講ずるを常とす(東京經濟雜誌、千三百三十五號、一―四頁)。

以上記する所は、財界に變調を生じ、正貨流出の場合に處する應急の手段なれども、之を外にして、近時歐米各國共に平時に於ても成る可く正貨準備を豊富ならしめむとて、既に金貨吸收政策を講ずるの傾向あるは、注目すべき現象なり。之れ蓋し一國にして故意に金貨吸收政策を講べば、忽ち自餘の諸國の正貨準備に影響を及すべきが故に、自餘の諸國も亦自衛の策を講ずるに至るべければ也。

夫は電に角、歐米諸國の間には、金融の共通行はれ、必要の場合には中央銀行の金利の引上により、正貨の出るを制し入るを招き、相互救済の途備はれるが故に、比較的容易に兌換制度を擁護し得可し。然るに驟て我國を顧れば、土地の遠隔、信用の薄弱、貿易の幼稚なるより、未だ國際金融共通の便を有せず。常に獨力を以て兌換制度を擁護するの覺悟あるを要す。之れ我國は歐米諸國に比し、平素より比較的多量の正貨準備を必要とする所以なれども、未だ其必要に應ずる能はざるを恨とす。今、參考の爲に左に千九百八年一月に於ける各國中央銀行の正貨準備額を表示せむ。

(第三十四頁) 各國中央銀行正貨準備高表

銀行名	兌換券發行額	正貨準備額
英 蘭 銀 行	五〇、〇五二、一一五	三二、六〇二、五一五
佛 蘭 西 銀 行	五、〇六六、九一三、一一五	三、五九三、七五八、六五八
獨 逸 帝 國 銀 行	一、七二五、七二七、〇〇〇	七五八、六八二、〇〇〇
白 耳 蘭 銀 行	七七三、三六五、〇〇〇	一三五、五九一、〇〇〇
澳 匈 銀 行	二、九〇九、八三三、〇〇〇	一、三八三、一四八、〇〇〇
和 蘭 銀 行	二八二、四〇八、〇〇〇	一四五、三六一、〇〇〇
露 西 亞 銀 行	一、二六〇、〇〇〇、〇〇〇	一、二七二、〇三六、〇〇〇
伊 太 利 銀 行	一、二三八、二二九、〇〇〇	八九四、七八二、〇〇〇
西 班 牙 銀 行	一、五六〇、八四〇、〇〇〇	一、〇三三、八七六、〇〇〇

總督府銀行	七二,三二六,三〇〇,〇〇〇	一九三,二二〇,九〇〇,〇〇〇	二六,六
日本銀行	三五三,三〇八,六二二	一四九,一一六,六八〇	四,二

右表中、露西亞銀行の正貨準備中には紙幣をも含むを以て之を除き、又總督府銀行は他地方銀行の準備をも含むを以て之を省き、更に白耳蘭銀行をも除けば、他は平均兌換券發行額の約五割八分に當る正貨準備を保有す。而して我日本銀行は他に比し多額の正貨準備を要するの事情あるに拘らず、此の平均を下ると甚し。

第二項 保證準備

「保證準備」とは、有價證券より成る兌換準備をいふ。勿論、保證準備たる有價證券の種類に至ては國により多少の相違あれど、通常(一)其國の公債證書、政府證券(二)確實なる外國の公債證書(三)確實なる社債、株券(四)短期の商業手形等より成るもの也。此の種の有價證券は皆確實なるものなるか故に、價格の變動少し。されば萬一兌換の請求大に起り、正貨準備に不足を告ぐることもあるも、其際には直ちに是等の有價證券を賣却し正貨に引換へて以て兌換の急に應じ得可けむ。

さあれ兌換の請求頻りに起るが如き恐慌の場合には、有價證券の賣行困難にして、強て之を賣却せむと欲せば勢ひ非常の低價ならざるを得ず。之れ保證準備の

正貨準備に劣る所以なれど、保證準備發行額にして常に最少流通額を越へざらむには、兌換に窮すると無く、從て保證準備物(即ち有價證券)迄をも賣却して正貨に改めざるべからざるに至るが如き危険なきが上に、保證準備發行により發行銀行は、
 第一、保證準備に充て置ける有價證券より利子又は配當を得ること、
 第二、之に對して發行せる兌換券の貸附又は割引より利子を得ると、
 てふ二重の利益を享く可し。されど此の如き利子は全然發行銀行に私せしむべきものに非ずして、國民一般に享有す可き性質のものなれば、通常保證準備發行權に對して發行税、納付金其他の義務を負はしむ(註百二十一)。

註百二十一 現今各國に於て中央銀行に發行税、納付金、其他の義務を負はしむるは、主として保證準備發行の特權に對するものと謂ふ可し。今其主なるものを擧げむに左の如し。

英國銀行

- 一、千八百四十四年の條例により定れる保證準備發行額千四百萬磅に對しては、毎年二十萬磅の定額税金を上納し、他の銀行の發行權を繼承して、此定額以上に發行せる分に對しては、其純益全額を上納すること、
- 二、政府の請求より公債證書又は大蔵省證券を引受け、又は賣上金をなすこと

三、取扱金額五百万磅迄は毎百萬磅に付き三百二十五磅、其以上は毎百萬磅に付き百磅の手数料を以て、公債の元利支拂又は書替等を取扱ふこと、
佛蘭西銀行

一、一億八千萬法を限り、無利息にて政府に貸上をなすこと、
二、紙幣發行額中利附にて運用さるべき部分を限り、其利益の八分の一を政府に上納すること、但し此の納付金は如何なる場合と雖も、年額二百萬法を下らざること、

三、割引歩合五分に引上られたるときは、五分以上の歩合より生ずる利益の四分の一を積立て、残り四分の三を政府に上納すること、

獨逸帝國銀行

一、無手数料にて獨逸帝國並に聯邦の國庫金を取扱ふこと、
二、政府に對し貸上金をなすこと、

三、株主に對し三分五厘の配當なしたる上、更に剩餘あるときは、其積立金が株金の三分の一に達するまで、株金に對する二割の金額を限り積立をなし、更に其剩餘の三分の一を再配當に當て、三分の二を政府に上納すること、千八百九十九年改正)

日本銀行

一、政府紙幣消却の爲め、二千二百萬圓を限り、無利息にて政府に貸上をなすこと、

と、(明治十七年五月第十八號布告、兌換銀行券條例第二條第三項、明治二十二年勅令第五十九號追加、二十三年勅令第三十四號改正)
二、外國爲替手形割引の爲め、二千萬圓を限り、年二分にて橫濱正金銀行に融通をなすこと、
三、無手数料にて國庫金を取扱ふこと、
四、保證準備にて發行せる兌換券額より、政府の特命に従ひ一箇年千分の十若くは其以内の利息、又は無利息にて、政府又は其の他へ貸付けたる兌換券を除きたる高に對し、一箇年千分の十二年の割合を以て發行税を納付すること、(明治三十二年三月、法律第五十六號、日本銀行納税に關する件)、

11. 9. 25 (Y.N. 4)

第六節 各國の兌換券發行制度

以上は兌換準備物の種類なるか、次に是等諸種の兌換準備物の有無、輕重、並に其配合により、兌換準備の利益と確實とを圖るの法に於て諸種の種別存す。各國の兌換券發行制度なるもの即ち是れ也。今其主なるものを舉れば五種となる可し。即ち

一、一部準備法 Partial deposit method.

- 二 比例準備法 Proportional reserve method.
- 三 最高發行法 Maximum issue method.
- 四 證券預託法 Bond-deposit method.
- 五 伸縮制限法 Elastic limit method.

是れ也(註百二十二)。

註百二十二

兌換準備法の種類には、上記五種の外、更に

- 一 単純準備法 Simple deposit method.
- 二 最小準備法 Minimum reserve method.

等あり。『単純準備法』とは『發行總額正貨準備法』とも稱すべきものにして、兌換券發行總額に對し、常に同額の正貨準備を設けしむるものなり。『最小準備法』とは兌換券發行額の如何に拘らず、常に一定額の正貨準備を設けしむるものなり。前法に於ては兌換券發行の利益は大に減少す可く、後法に於ては發行額の増加と共に其の危険の程度を増加すべし。されば是等二法は、現今何れの國に於ても採用せられず。

第一款 一部準備法

「一部準備法」とは、保證準備發行の最高額を法定し、置き、其額以上は、一切正貨準備を設けしむるものをいふ。之れ故に此法は一名『定額以上總額準備法』とも稱せらる。

此法は現今英吉利の採用する所なり。抑も英蘭銀行は英國政府に資金を融通するの機關として千六百九十四年資本金百二十萬鎊を以て設立せられ、一方に於て年八分の利にて資金を貸上ると同時に、他方に於て之が報價として三分の一正貨準備の法により兌換券發行の特許を得たり。然るに當時英蘭銀行以外に無慮百七十の發行銀行ありたるが上に、英蘭銀行も亦屢々制規を破りて紙幣を發行せしかば、濫發となり、過發となり、紙幣の暴落となり、投機熱の勃興となり、千八百三十年代並に千八百四十年代に於て、前後數回の恐慌を見るに至りぬ。於是乎、政府も亦遂に其弊に堪へず、千八百四十四年サー、ロバート、ピール Sir Robert Peel は斷然銀行條例を改正し、從來の經驗上、兌換券の流通之より降りしことなしといふ所の千四百萬鎊を限り、正貨準備を要せず、單に保證準備によりて發行し得るの定額と定め、尙ほ此外地方に二百七十九の發行銀行散在せしが、之には改正銀行條例制定前十二週間の平均發行額約八百六十三萬千六百四十七鎊を限り紙幣發行を許し、此

後是等の發行銀行にして、其發行權を失ひ又は棄却するときは、其都度其高の三分の二に當る發行額を英蘭銀行の保證準備發行額に加ふるとし、其以上の英蘭銀行の發行額に對しては、一切正貨準備を設く可く、且つ此の正貨準備中、銀準備は常に金準備の四分の一を超過すべからずと規定せり。爾來地方銀行の發行權は次第に縮少し、現今其數二十六行にして、發行權額僅かに百三十九萬五千五十三磅に過ぎず。之と反對に英蘭銀行の保證準備發行額は次第に膨脹して千八百四十五萬磅に上れり。斯くて英國の紙幣發行權は次第に集中し、一部準備法は漸く完成を告ぐるに至りぬ(註百二十三)。

註百二十三 本文記する所は、英蘭銀行を中心とせる英蘭地方のみにして、此外、當初より蘇蘭地方には『蘇蘭銀行』Bank of Scotland を初め、多數の發行銀行ある可く、又愛蘭地方には『愛蘭銀行』Bank of Ireland を初め、多數の發行銀行ある也。

今千八百四十四年並に四十五年の銀行條例改正當時に於ける全國の發行銀行數並に發行權額を擧れば左の如し。

英蘭	(行數)	(發行權額)
英蘭銀行	一、	一四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
私立銀行	二〇七、	五、一五三、四一七、

蘇蘭	株式銀行	七二、	三、四七八、二三〇、
愛蘭	株式銀行	一九、	三、〇八七、二〇九、
	株式銀行	六、	六、三五四、四九四、
英蘭	英蘭銀行	一、	一八、四五〇、〇〇〇、
	私立銀行	一一、	四八二、七四四、
	株式銀行	一四、	九一二、三〇八、
蘇蘭	株式銀行	九、	二、六七六、三五〇、
愛蘭	株式銀行	六、	六、三五四、四九四、
	合計		二八、八七五、八九六、

次に千九百八年六月發刊の倫敦銀行雜誌により、現今の状況を表示せば左の如し

由是觀之、一部準備法なるものは、保證準備發行額に一定の制限を設けて動かさず、其餘の發行額に對し、一々正貨準備を備へしむるを以て、兌換券の濫發は起ら

ず、兌換の基礎を危くするの虞れ無ければ、手堅き發行法なると此上無けれども、一朝恐慌起り、信用地に墜ち、大に通貨を要する場合に、萬一正貨準備に當つべきもの無らむには、突差に兌換券を増發して以て市場の急に應ずると能はざるの恨あるべし。果せる哉、英國政府は此法の窮屈に堪へず、千八百四十七年、千八百五十七年並に千八百六十六年の三回の恐慌に際し、三回とも行政命令を以て一時銀行條例を停止し、制限外の發行を許し、僅に時難を救済するを得たり。尤も政府は此際に於ける制限發行額に對し、其貸附利子の最低限度を法定し、且つ制限外發行より生ずる一切の利益を舉げて政府に上納せしむるとなせしかば、之によつて制限外發行の濫用を豫防し得可く、制限外發行の必要なに至らば自然復舊すべきの仕組となり居れり。故に是迄は事の實際に於て左迄不便不都合を感せざりしも、元來一國の法律は立法部に於て制定し、行政部は唯其執行の任に當るべきものなるに、如何に事態切迫すればとて、一旦法律と成りたるものを行政命令を以て停止するは、法律違反の甚しきものにして、法の精神を没却せるものたるの譏りを免れざるべし。且又法律上の批難は別とするも、此後、恐慌の場合に政府は果して銀行條

例の停止を行ふや否や、之を行ふとするも何時、之を行ふやは、一切不明なるが故に、人心の動搖を高め、恐慌を激成するの弊無しと謂ふべからず。

第二款 比例準備法

「比例準備法」とは、兌換券發行額と正貨準備額との間に、常に法定の割合を保たしむるものをいふ。

此法は元と佛蘭西に發し、今は白耳義、和蘭、瑞西、西班牙等に於て採用せらる。即ち白耳義並に和蘭に於ては各々中央銀行たる「白耳義國立銀行」Banque nationale de Belgique、「ネザラランド銀行」The Bank of the Netherlandsをして兌換券を發行せしめ、其兌換券發行額に就ては別に何等の制限を加へざるも、唯其兌換券發行額並に其他の要求拂の債務總額に對し、白耳義に於ては三分の一以上、和蘭に於ては百分の四十以上に相當する正貨準備を設くべしと規定す。

斯くて比例準備法は一見甚だ簡明なるが如くなれども、其實多大の不便を免れず。其故如何といふに、(一)元と一國の金融市場なる者は變化自在の活物なるが故に兌換券發行額に對し、五割の正貨準備も尙ほ且危険なる時ある可く、去りとて又

二割の正貨準備も尙ほ且つ安全なる時ありぬ可し。されば豫め此間に一定の割合を法定し置ひと、已に太た困難なる上に、(二)更に此の如き活物を律するに、三分の一又は百分の四十といふが如き定数を以てせむは、太た危険の業なる可し。例令は茲に三分の一比例準備法を採用せる國(白耳義の如きありとせむか、一億圓の正貨準備を有するときは、三億圓の兌換券を發行し得し。金融市場にして無事平穩なるときは、三億圓の兌換券に對する一億圓の正貨準備は、準備厚きに過ぐるの感ある可く、また三億圓迄兌換券を發行せむには、資金に不足を感ぜざる可きも、一朝金融逼迫を告げ、三億圓以上の兌換券を要するに至らば、忽ち之に應ずる能はざるは勿論、一方に於て外國に對する支拂等の爲め、正貨の引出、正金の流出等類々として起り、爲に正貨準備一千萬圓を減じて、殘額九千萬圓となるに至らば、兌換券發行額を三千萬圓丈に減縮して、殘額を二億七千萬圓に止めざるべからず。更に正貨流出して正貨準備八千萬圓となるに至らば、兌換券發行額を二億四千萬圓に止めざるべからず。勢ひ此の如くなるに於ては、獨り財界を救濟する能はざるのみならず、却て之れを死地に陥らしむるなるべし。之を以て白耳義の如きも、單純なる

比例準備法を固持する能はずして、大藏大臣の認可を経るときは、正貨準備を三分の一以下に下らしむるとを得と改正し、其兌換券發行力に伸縮力を加へたり。されど斯る融通法存するときは、之が爲に屢々法定の割合に變更を生じ、結局比例準備法をして有名無實のものたらしむるの危険無きを保し難し。

第三款 最高發行法

『最高發行法』とは、唯兌換券發行額の最高限を法定するのみにして、別に兌換準備と同じ何等の制限無きものをいふ。

此法は嘗て千八百四十四年サー、ロバート、ピールの銀行條例改正に際し、英蘭銀行以外の地方發行銀行に對し採用せる所にして、現今佛蘭西に行はる。千八百年ナポレオン一世は英蘭銀行に倣ふて、巴里に『佛蘭西銀行』Banque de Franceを起し、これに紙幣發行權を附與せり。其後千八百十七年より三十八年に至るの間に於て、同じく紙幣發行權を有するもの各地に九行生ぜしが、四十八年の革命に伴ふ恐慌に際し、相率ひて窮境に陥り、遂に佛蘭西銀行に合併して、其支店となりたりしかば、爾來佛蘭西銀行は紙幣發行權を獨占せり。而して從來佛蘭西銀行は三億五千

萬法を廢し何等準備に制限無くして兌換券を發行し來りしが、上記の如く舊の發行銀行を合併せる結果、大に其最高發行額を増加し、四十九年末には五億二千六百萬法に達し、其後七回の改正毎に増加して、千八百九十七年十一月十日、遂に五十億法に上れり。然るに世運の進歩は尙ほ之を以て足れりとせず。千九百六年更に之を増加して五十八億法に改めたり。之を現行制度となす。

類くて現今佛蘭西銀行は五十八億法を限り、何等準備の制限無くして兌換券を發行し得るものなるが、此法の美點は其制度の簡單なること其一なり、紙幣濫發の弊を助ぐこと其二なり。されど缺點は更に之れより大なる可し。最高額にして高きに失せば制限無きと同一となるべく、さりとて又低きに失せば金融逼迫は恐慌の如き場合に紙幣を増發して以て其急に應ずる能はざる可く、要するに其所需る最高發行額なるものを規定すること其一なり。又何等準備の種類並に其金額に就ての制限なければ、銀行は自然營利心に驅れて十分に且つ確實なる準備を設けざるに至るの虞れあること其二なり。

然るに佛蘭西に於ては此法を採用して以來今日に至る迄大過無き所以のもの

は別に理由ある也。第一に佛蘭西銀行は平素兌換券の増發を慎み、常に其發行額を極度に上さずして多少の餘力を蓄ふるを以て常例と爲すが上に、第二に實際正貨準備を貯ふると常に非常に多く、且つ之を愛惜して百方其流出を防止す可く、是れ單に經濟上の理由に出るのみならず、又暗に之を以て一朝緩急に應ずるの軍資金と見做し居るが爲めならむ、更に第三に其保證準備なるものは常に必ず支拂期限三箇月以内の短期手形にして、且つ三人以上の裏書ある割引手形に限ると内規し居るが爲めなる也。

第四款 證券預托法

「證券預托法」とは銀行が公債を政府に預托し、之に對する紙幣を受取り、發行し、萬一銀行にして兌換を爲す能はざるときは、政府は該公債を賣却して以て兌換の責に任ずるものといふ。

元と北米合衆國の兌換券發行制度は一種の比例準備法たりしが、次第に變化して今は純然たる證券預托法となれり。今其大要を略述せむに、南北戰爭前に於ける米國の紙幣發行制度なるものは、各州其規定を異にし、頗る複雑煩多なるものな

りしを以て之を統一するの必要は夙に識者の間に認められ居たりき。然るに之が統一の機未だ熟せざるに先ち忽ち南北戦争起り、該制度の上に更に一層の混亂を來したるのみならず、戦時に發行せる巨額の公債は遂に茲に一大暴落を告ぐるに至れり。於是乎、公債に對する需要を起して以て之が價格を維持すると共に、紙幣制度を整理せむとの考より、千八百六十三年二月二十五日遂に國立銀行條例を發布し、一方に於て各州立銀行に對し新一割の發行税を課して以て次第に其紙幣發行を中止せしむると同時に、他方に於て各「國立銀行」National Banksをして、左の條件により兌換券を發行せしむるとせり。

第一、本法により設立されたる國立銀行は、總て兌換券發行權を有す。

第二、國立銀行は政府發行の記名公債を大藏省に預入れ、其時價の百分の九十に相當する兌換券を受取り、發行するとを得。但し如何なる場合と雖も其額面の百分の九十を超過するを得ず。

第三、前項による兌換券發行額は拂込資本の百分の九十を超過するを得ず。

第四、國立銀行は兌換券發行額の百分の一に相當する發行税を上納す可し。

斯くて發行せる國立銀行の兌換券は、獨り發行銀行に於て兌換の義務あるのみならず、又政府に於ても之れが兌換の義務を負ひたれば結局、兌換券は二重の保證の下に立てり。之を以て政府は更に國立銀行に向て

第五、國立銀行は發行擔保公債證書の外、發行額の百分の五に相當する正貨を大藏省に預入すべし。

と命ぜり。斯くて、合衆國政府は兌換制度の確實を圖ると同時に、之により公債證書の需要を起し、以て其價格の維持若くは騰貴を圖りたる次第なるか、不幸にして此の制度たる、圖らずも後日に大患を残すの基となりたることを是非なけれ。今其所以を説明せむに、此制度によれば、年と共に通貨の需要増加せむも公債を預入せざる限り、之に應ずるの途無きに、米國公債は比年騰貴の一方なりしかば、銀行は額面以上に騰貴せる公債を提供して兌換券を發行せむよりも、寧ろ之を賣却して、兌換券發行額を縮少する方、利益多きにより、益々通貨の不足を感ずるに至れり。於是乎、千九百年三月一日、遂に國立銀行條例改正の舉あり。今、其大要を左に列記せむ。

第一、國立銀行は政府發行の公債證書を大藏省に預入れ、其額面に相當する兌換券を受取り、發行するを得。

第二、前項による兌換券發行額は拂込資本を超過するを得ず。

第三、國立銀行は兌換券の發行額の百分の五に相當する米國法貨を大藏省に預入るべし。

第四、國立銀行は兌換券發行額の千分の五に相當する發行税を上納す可し。於是乎、國立銀行は擔保證書の金額迄兌換券を發行し得可く、且つ發行税は其半に減ぜられたりき。而して本改正法は驚く可き影響を與へ、改正法實地後三箇月ならずして、諸國立銀行の發行額は二億千四百萬弗より、二億七千四百萬弗に増加せり。されど其影響も一時に止り、後二年にしてシヨール氏大藏大臣となるや、再び國立銀行兌換券發行法を改正し、其發行力の擴張を要求するの聲旺んなるに至れり。然るにシヨール氏は之を却け、現行法は別に之を改正すること無く、唯之を廣義に解して以て兌換券發行力を擴張すべしと唱へ、現に千九百二年秋、紐育に於て金融逼迫を告ぐるや、公債證書に代ふるに地方債其他の證券の納附を許し、以て國立銀行

をして兌換券の發行を廉價に且つ容易ならしめたり。此結果、兌換券は著しく膨脹し、千九百二年以來五箇年間に、二億三千七百萬弗、即ち六割六分の増加を呈しぬ。斯くて兌換券は豫期以上の膨脹を遂げたれども、之に伴ふ危険の程度は益々加はれり。今其の主なる危険を指摘せむに、(一)此の制度によれば兌換準備は悉く保證準備なりと稱すべし。勿論、發行額に對し五分の法貨準備を存すれど、夫は法貨にして本位貨たるを要せざれば、必しも正貨準備なりと稱するを得ず。又假令其額悉く本位貨たらむも、五分の正貨準備は到底安全なる準備なりと稱すべからず。(二)されば一朝巨額の兌換請求起るときは、銀行は之に應ずる能はず。従て政府は其保管せる公債證書を賣却して兌換の責に任せざるべからざるべきも、斯る恐慌の場合に公債等を賣出すこと已に太だ困難なるに、よし之を賣出し得たらむも、價格は非常に下落して、到底十分の兌換資金を得るに由し無らむ。三且つ夫れ國立銀行は其數甚だ多く、如何なる場合と雖も拂込資本額以上に兌換券を増發する能はざれば、一朝恐慌起るも、各行與に其勢力微弱にして、獨力能く市場の急に應ずる能はざるより、恐慌は愈々益々強烈の度を加ふべし。現に近く千九百七年の恐慌

の如き兌換券發行制度に統一を缺くと伸縮力を缺くとにより、一層其勢を増長せしめたるの觀あるは蓋ふべからざるの事實なり。勢ひ此の如くなるを以て結局此國にも遠からず中央銀行の設置と兌換券發行制度の改革とを見るに至るの日あるべきは疑を容れざる所なり(註百二十四)。

註百二十四 最近數年間に於ける米國國立銀行の狀況を顯示せば左の如し。
第三十五米國國立銀行發給表

行數	資本金	紙幣發行高
一九〇〇年、	三、六一六、	六〇八、五五八、〇四五、
一九〇一年、	三、九八一、	二〇九、七五九、九八四、
一九〇二年、	四、三三七、	六三五、三〇九、三九五、
一九〇七年、	六、六七五、	三〇八、二九四、六七三、
		六七〇、一六四、一九五、
		三二六、二八〇、二八〇、
		九一二、三六九、七七五、
		六九〇、一三〇、八九五、

第五款 伸縮制限法

「伸縮制限法」とは、保證準備を以て發行し得可き兌換券の最高額を法定し、其以上は悉く正貨準備を設くべしと定め、尙ほ非常の場合には主務官廳の認可と一定の發行税の上納とにより、制限外の發行を爲し得るものをいふ。

斯くて伸縮制限法は自から三種の兌換券發行法を含むものと言はざるべからず。即ち

- 一、保證準備發行
- 二、正貨準備發行
- 三、制限外發行

是れ也。先づ第一に其國に於ける最少流通額(即ち如何なる場合に於ても兌換請求の危険なき額)を限り保證準備發行を許し、第二に其以上は正貨準備發行によるにあらずひは、一切發行を許さずとして、兌換券濫發の危険を豫防し置くなり。是れ丈のことなれば、少しも彼の一部準備法即ち定額以上總額準備法と異なる無きも、伸縮制限法は更に第三に金融逼迫恐慌其他臨時に巨額の通貨を要する特別の場合あるを慮り、此の場合には主務官廳の認可を得、且つ一定の發行税を支拂ふに於て、保證準備により制限外の發行を爲し得るの餘地を設け置けり。而して此の如き制限外發行は永く繼續するやと云ふに然らず。金融逼迫の場合には自然金利も高ければ、多少の發行税を支拂ふも、尙ほ且つ相當の利益を見るを得可けれど、

一旦市場平靜に歸したらむには、金利も亦從て引下るべく、特に發行税を支拂ふ兌換券の發行は、最早や收支相償ざるものとなり、制限外發行は其效能を了へて自然消滅に歸するに至るべし。斯くて此法は機に臨み變に應じ、兌換券の發行額を伸縮自在ならしめ得るより、伸縮制限法たる名を博したる次第にして、畢竟するに、一部準備法に加ふるに制限外發行法を以てせるものと謂ふ可し。

方今此法を採用せるものは、獨逸、奧太利、洪加利、及び我が日本にして、特に獨逸を以て嚆矢となす。元と獨逸に於ては統一前、聯邦各々紙幣發行權を有せしかば、各聯邦毎に發行銀行あるの外、更に聯邦政府にして自から紙幣を發行するものさへありたれば、紙幣制度の複雑煩多なる、南北戦争前の米國に異ならざりき。之を以て帝國統一の大業成るや、貨幣制度の統一と與に、紙幣制度も亦統一するの必要を感じ、千八百七十四年四月先づ聯邦政府の發行にかゝる紙幣を回收し、之に代ふるに中央政府の兌換金券を以てし、越へて千八百七十五年三月十四日、銀行條例を制定し、普魯西銀行を改めて「帝國銀行」Reichsbank(資本金は初め一億二千萬馬克なりしが千九百一年一月一日に一億五千萬馬克に、千九百五年一月一日に一億八千萬

馬克に増加せり)と名け、之に許すに

- 第一、二億五千萬馬克を限り、保證準備を以て紙幣を發行し得ると、
- 第二、其の以上の發行額に對しては、悉く正貨準備を設く可きこと、
- 第三、特に非常の場合を限り、年五分の發行税にて制限外發行を爲し得ること、
- 第四、正貨準備額は常に兌換券發行總額の三分の一を下らざると、を以てせり。次に合計三十二の地方發行銀行に對する規定を見るに
- 第五、地方銀行は通計一億三千五百萬馬克を限り、保證準備を以て紙幣を發行し得ると、

第六、地方銀行にして發行權を失ひ、又は之を棄却するときは、其の高を限り帝國銀行の保證準備額を増加し得ると

是れ也。此結果、爾來、紙幣發行權は次第に帝國銀行に集中し來れるが上に、更に千九百一年一月一日、銀行條例を改正して、帝國銀行の資本金を一億五千萬馬克現今は一億八千萬馬克に増加せると共に、保證準備發行制限額をも擴張して、總額を四億五千萬馬克に改めたり。此際、地方發行銀行は尙ほ九千百六十萬馬克の紙幣發

行權を有せり。然るに其後發行權集中の勢益々熾にして最近千九百六年一月一日の調査によれば地方發行銀行數僅に五行に減じ其發行權合計六千八百七十七萬一千馬克に過ぎざるに帝國銀行の保證準備發行制限額は四億七千二百八十二萬九千馬克に達す。されば間もなく全獨逸の紙幣發行權は帝國銀行の一手に集中するに至るなるべし。

之を要するに獨逸の兌換券發行制度は英吉利の制度即ち一部準備法を模倣せるものなれども制限外發行を許すの點より特に伸縮制限法と名く可く而も常に兌換券發行總額の三分の一を下らざる正貨準備を要する點に於て更に之に加味するに比例準備法を以てせるものと謂ふ可し。

第七節 我國の兌換券發行制度

我國の紙幣發行制度は明治維新以降著しき變遷を経たるものなり。當初紙幣を發行せるものは政府の外明治元年以來設立せられたる八箇の爲替會社にして、尋て明治五年以來百五十二箇の國立銀行之に代り更に明治十五年日本銀行設立

せられ越て十七年兌換銀行券條例の發布を見るに及て我國に於ける兌換券發行權は全然日本銀行の手に集中しぬ註百二十五。今同條例により我國現行の兌換券發行制度の大要を掲げば左の如し。

第一、日本銀行は兌換銀行券發行高に對し同額の金銀貨及地金銀を置き其引換準備に充つべきこと。
 第二、日本銀行は前項の外特に一億二千萬圓を限り政府發行の公債證券、大藏省證券、其他確實なる證券又は商業手形を保證とし兌換銀行券を發行し得ること。

第三、日本銀行は市場の狀況に由り流通貨幣の増加を必要と認むるときは大藏大臣の認可を得て前二項の發行高の外更に政府發行の公債證券、大藏省證券、其他確實なる證券又は商業手形を保證とし兌換銀行券を發行することを得。但し此の場合に於ては其發行額に對し一箇年百分の五を下らざる割合を以て發行税を納むべきこと。

註百二十五

明治財政史第十二卷により明治初年以來我國に於ける紙幣發行制度

變遷の概要を左に補記すべし。

明治政府創立以來第一の經濟政策は金融を疏通し殖産興業を奨励するにあり。明治元年職農米た變れざるに既に商法司の設立あり、尋て其組織を修正して通商司を置き、大に商工業の發達を努めたり。而して商法司、通商司監督の下に通商會社及爲替會社と稱する一種特別の商業機關を置かれたり。

爲替會社は即ち銀行の元祖にして、其資本は豪商より之を募り、政府よりも資金を貸付し、其規則は通商司に於て之を定め、官吏を派遣して業務を監視し、預り金、貸付金、爲替等の業を營ましめたり。又融通便利の爲め準備金を置き、金銀券、銀券及洋銀券發行の特典を付與せり。此結果、明治元年以降爲替會社の設立せられたるもの八箇所にして、其場所及手形發行の種類金額左の如し

東京爲替會社	百五十拾萬兩	金券
橫濱爲替會社	五十拾萬四千貳百拾兩	銀券
神戶爲替會社	百五十拾萬兩	金券
京都爲替會社	百五十拾萬兩	洋銀券
大阪爲替會社	六拾四萬兩	金券

百貳拾七萬六千五百貳拾壹圓	錢券	
四百五十拾文	錢券	
大阪爲替會社	百八拾五萬參千四百五十拾兩	金券
神戶爲替會社	百四拾萬八千參拾四圓貳百文	錢券
大津爲替會社	五十拾萬兩	金券
新瀉爲替會社	貳拾六萬貳千五百兩	金券
新瀉爲替會社	五萬兩	金券
敦賀爲替會社	四萬千兩	金券

以上八會社手形發行許可高總計八百六拾四萬九千五百九拾五兩七圓六百五拾文なり

爲替會社創立の目的は敢て非なるにあらずと雖も、規則は甚だ不備にして、事業は官民混淆の弊あり。殊に維新後社會に變遷多き時代にして、事業に失敗多く到底永續の見込なきに至れり。此に於て政府は速に完全なる銀行法制定の必要

を認めにり。是れ明治三四年頃の事なり。此時に當り政府は明治二年五月の布告に依り、政府發行の紙幣は明治五年中に金貨を以て悉皆交換すべく、著し引換預りのものあるときは其翌年より一箇年六朱の利子を付する約束を履行せざるべからざるの必要に迫れり。此に於て伊藤大蔵少輔が米國に渡航して取調たる結果に基き、米國の制度に倣ひ國立銀行の組織を採用し、其作用によりて紙幣を整理するの考案を起したり。

米國の國立銀行法は同國特殊の事情の下に成立したるものにして、今日より見るときは我邦の事情に適せざるものありと雖も、當時は未だ深く彼事情相違の點を攻究するの暇あらざりしなり。併しなから法律を以て株式會社の組織を認め、之に紙幣發行の特典を付與するは、我國に於ては嚆矢なるを以て、國立銀行條例制定に付て「ユールド、ペンク」の主義を取るべきや、將た「ナシ、ナル、ペンク」の主義を取るべきやの議論政府中に於ても久しく決せざりしか、伊藤少輔米國より歸朝して説明する所あり。茲に「ナシ、ナル、ペンク」の主義にして紙幣は金貨兌換制に依るの折衷説に決したり。國立銀行條例は明治五年に公布あり。其翌年三月金札引換公債證券條例の發布あり。而して國立銀行條例制定の結果爲替會社は總て解散せしむることとなりたり。入爲替會社の内獨り横濱爲替會社は其組織を國立銀行に改め第二國立銀行として營業を繼續し、銀行紙幣發行の特典の外に洋銀券發行の特典を繼續することを許されたり。此洋銀券發行の特典は其後日本銀行

行が兌換銀行券を發行するに及んで政府より禁せられたり。

國立銀行の設立は政府に於て自由に之を許し、其發行紙幣は凡壹億圓に達せしむるの目的にてありし。而して國立銀行は其資本金十分の六は官倉札を以て政府に納め同額の金札引換公債證券の交附を得、更に之を政府に抵當に差入て同額の紙幣發行の許可を得、資本金の十分の四は本位金貨を積立て紙幣の兌換に充つるの劃なるを以て、政府發行の不換紙幣は自然に銀行の兌換紙幣と交代するの計畫にてありき。

明治五年の國立銀行條例により創立したる國立銀行は第一國立銀行外三行にして、其資本金額壹百四拾五萬圓、紙幣發行許可額貳百七萬圓なり。然るに當時政府發行の不換紙幣は政府に於て發行額を増加せるを以て、不換紙幣は整理の藉に就くの由なきのみならず、其弊害益々増長し正貨の輸出甚しく、動もすれば正貨と交換に打歩を生せんとするの傾向あり。故に銀行紙幣は從て發行すれば從ては悉も銀行に利益を與へず、反て銀行の業務を困難ならしむるの結果となり、此條例に依りて政府の不換紙幣を整理處分せんとするの目的は全く齟齬に附したり。明治九年政府は國立銀行條例に大改正を加へ、銀行紙幣の金貨兌換主義を放棄し、して通貨兌換主義と爲し、銀行は政府紙幣を以ても交換の職務を果し得ることとなしたるを以て、銀行紙幣は全く不換紙幣に性質を變したり。又銀行資本金十分

の入は利付公債證書の市價を以て政府に抵當に差入れ、同額の銀行紙幣發行の許可を得、資本金十分の二は通貨を積立て兌換に充つることとなりたるを以て、官倉札を政府に引揚ぐるの途は塞りて、反て銀行紙幣を増發するの途を開きたるものなり。

右の如き不都合なる銀行條例の改正は二箇の原因より來りたるものなり。第一は明治九年政府華士族の金繰を公債處分にし、壹億七千四百餘萬圓の金繰公債證書を發行し、之が爲め華士族の歳入減少せるにより、其をして國立銀行を組織し、金繰公債證書を抵當として紙幣發行の特典を得、生計の道を立てしめんとの政略なり。第二は通貨不足なるにより金利高く産業起らず、故に銀行を設立し紙幣を發行せしむるは通貨を潤澤ならしめ、商工業を盛ならしむる所以なりとの願望當時行はれたり。

明治九年の銀行條例改正は創立者に利益を興ふる多きを以て其創立を冀望するもの頗る多く、超ちにして行數百五十二、資本金四千貳百拾壹萬餘圓、紙幣發行高參千四百參拾九萬餘圓に達せり。百五十二の國立銀行中、第十五銀行は政府に於て華族の財産保護の爲め特に勸誘して設立せしめたるものにして、其資本金千七百八拾貳萬餘圓、發行紙幣千六百六拾六萬餘圓の大銀行なり。而して此銀行創立の際、恰も西南戦争起り、政府に於て軍用金を要する急なるが爲め、營業期限中一年五分の利足を以て發行紙幣の内千五百萬圓を此銀行より借受け、爲めに種々の

特典を付與したり。其後政府は此銀行を勸誘して資本を鐵道に注入せしめ、一は以て華族の財産を増殖し、一は以て我邦交通機關の發達を大に助けたり。

明治十年西南戦争の爲め、政府は従来の發行額の外、更に不換紙幣貳千七百餘萬圓を増發し、此他に準備紙幣貳千餘萬圓の發行あり。又國立銀行紙幣の發行も參千四百餘萬圓に達し、不換紙幣の流通高總計壹億六千餘萬圓となるや、正貨と紙幣との間に打歩を生じ、紙幣價格日々甚しく浮沈し、大に人心をして恟々たらしめたり。此に於て紙幣整理を急務とするの論大に起り、爲めに銀行行政の方針に一大變化を興へたり。

政府は國立銀行の創立續々起り、紙幣の發行愈々増加するに恐怖し、法律上設立の自由を認めたるに制限を加ふるの必要を生じ、明治十年に至り銀行條例に改正を加へ、大蔵卿は國立銀行設立を制限し、其資本額並紙幣發行許可額の割合を減少し得ることとなしたり(此結果、明治十二年十二月設立の第百五十三國立銀行を最後として、爾來國立銀行の設立を許可せざりき)。尋て政府は不換紙幣銷却の方針を斷行し、銀行紙幣も亦之れを整理銷却するの方法を講じ、明治十六年五月に國立銀行條例を改正し、營業滿期後は國立銀行として營業を繼續するを得ず、又紙幣發行を許さることを明かにし、同時に銀行紙幣漸次銷却の方法を設けたり。而して第十五國立銀行より借入金千五百萬圓の内五百萬圓は政府之れを償還し、殘借入金千萬圓に對する利子を一箇年七分五厘に改め、以て同行に附與したる特典

を廢したり。此後營業漸期漸く近づくに及び、國立銀行中延期を冀望するものあり、一時延期論の氣盛なりしか、政府の方針は堅く執て動かす、延期法案一度衆議院を通過したるも、貴族院に於て敗れ、終に漸く勢力を失し、國立銀行は皆圓滿に私立銀行に移り變りたり。

斯くて一方に紙幣整理の必要起り、他方に國立銀行に代るの新發行銀行設立の必要生したれば、政府は歐洲諸國の例に倣ひ、新に中央銀行を設立し、兌換券發行制度の統一を圖ると同時に、之をして紙幣整理の局に當らしめ、一舉に我國兌換制度の基礎を確立せむとを期せり。此結果、明治十五年十月、日本銀行生る。されど當初は銀紙の差甚しかりしかば、日本銀行券の發行を差控へ、明治十七年五月、其差漸く消滅するに及て、始て兌換銀行券條例を發布し、日本銀行をして兌換券を發行せしめたり。當時の準備制度は頗る簡單にして、同條例第二條に曰く、日本銀行は兌換券發行高に對し、相當の銀貨を置き、其引換準備に充つへしといふのみ。爾來、日本銀行券の流通漸く増加し、政府紙幣並に諸國立銀行券の銷却着々行はるゝに及び、明治廿一年敕令第五十九號を以て、兌換銀行券條例を改正し、現行制度の基礎を樹たり。本文記載する所の兌換券發行制度(伸縮制限法)なるもの即ち是れ也。勿論、當初は保證準備發行額を七千萬圓に限り、二十三年五月之を八千五百萬圓に増加し、更に三十二年三月之を一億二千萬圓に増加しぬ。今、參考の爲め、左に最近十箇年間の兌換券發行額及準備額表を掲げむ。

(第三十六表) 日本銀行兌換券發行額及準備額表

年 度	兌換券發行額	正貨準備額	保證準備額	制限外發行額	兌換券發行額に對する準備額の割合	兌換券發行額に對する正貨準備額の割合
明治三十一年	1,975,000	1,000,000	100,000	3,230,000	45	55
明治三十二年	2,040,000	1,010,000	100,000	3,150,000	44	56
明治三十三年	3,280,000	2,200,000	120,000	2,130,000	29	71
明治三十四年	2,500,000	1,500,000	100,000	3,700,000	33	67
明治三十五年	3,000,000	1,200,000	100,000	3,300,000	47	53
明治三十六年	3,000,000	1,200,000	100,000	3,300,000	50	50
明治三十七年	2,600,000	1,200,000	100,000	2,900,000	29	71
明治三十八年	3,300,000	1,500,000	100,000	2,700,000	37	63
明治三十九年	3,700,000	1,500,000	100,000	2,700,000	43	57
明治四十年	3,600,000	1,500,000	100,000	2,600,000	44	56

(備考) 前表は The Eighth Financial & Economic Annual of Japan, 1918 によれるものにして、數字は悉く各一箇年の平均額なりとす。而して前表の正貨準備額中、銀貨及び銀地金を含むものは

- 廿二年、 七,〇〇〇,〇〇〇
- 廿三年、 一〇,〇〇〇,〇〇〇
- 廿四年、 一〇,500,〇〇〇

卅五年、

一、〇〇〇、

卅七年、

三、六七六、

のみにして、他は悉く金貨及び金地金なりとす。

由是觀之、明治三十二年保證準備額を八千五百萬圓より一億二千萬圓に増加せしと雖も、尙ほ制限外發行は消滅せず、爾來、三十六年を除くの外、連年巨額の制限外發行額を現はし、而も其額年毎に増加し、四十年に至て、無量八千八百餘萬圓に上る。斯くて制限外發行は殆ど常態となりたるより、之を口實として更に保證準備發行額を一億五千萬圓乃至一億八千萬圓に増加し、以て財政の缺乏を補はむとの願、四十年秋頃より、朝野の間に喧傳せらる。されど其動機既に不長なるが上に、此上、保證準備發行額を増加せば、益々正貨準備を薄弱ならしめ、左無くも信用を失せる我國をして、益々信用を失はしむるの大きを懼すべしとて、學者間の反對論鋭く、終に事無くして止みぬ(國民經濟雜誌、第三卷第三號、堀江路一、「保證準備制限擴張論」、及び同誌第四卷第一號、田中穂積、「保證準備制限擴張論を排す」參照)

斯くて我國現行の兌換券發行制度は獨逸の制度に倣ひたるものなれども、尙ほ二三の差異あるを見る。即ち

第一、獨逸の制度は純然たる伸縮制限法にあらずして、兌換券發行總額に對し、常に三分の一以上の正貨準備を設くべしと定められたれば、伸縮制限法に加味す

るに比例準備法を以てせるものなれども、我國の制度は純然たる伸縮制度法なること、

第二、獨逸の制度は制限外發行税を年五分と一定すれど、我國の制度は年五分以上と規定し、以て時々金利に適應するの道を開き、從て兌換券の濫發を防止するに、一層有力なること(註百二十六)。

第三、獨逸の制度は、正貨準備を以て金銀貨並に地金銀の外、更に帝國銀行以外の發行銀行の紙幣並に帝國國庫證券 Reichskassenscheineをも含むものとすれど、我國の制度は單に之を金銀貨並に地金銀に限るが上に、更に銀貨並に銀地金は正貨準備總額の四分の一を超過するを得ずと定め、明治三十年法律第十八號を以て追加、一層正貨準備の性質を確實ならしめたること、

第四、獨逸の制度は、保證準備を以て支拂期限三箇月以内、二名乃至三名以上の裏書ある商業手形に限れども、我國の制度は其外政府發行の公債證書、大藏省證券、其他確實なる證券若くは商業手形をも含むものとし、以て正貨準備と保證準備との間の明別を期したること、

是れ也。之を要するに、我國の制度は獨逸の制度に倣ひたるものなれども、更に其長を取り其短を捨て、一層簡明に且つ一層伸縮力強き點に於て、青出于藍而青于藍ものと謂ふ可し。

註百二十六

獨逸の制度は制限外發行税を常に年五分と一定すれど、我國の制度は年五分以上と規定し、依て以て發行稅率として時々金利を適應せしむるの餘地を存せしは、制限外發行の亂用を制し、兌換券の濫發を豫防する上に於て、確に一步を進めたるものなり。其故如何といふに、獨逸の如く發行稅率にして一定不變ならむか、市場の金利非常の高き場合には、銀行は發行税を支拂ふも尙ほ制限外發行により充分の差利を占め得るが故に、自から濫發を爲すの危険を伴ふべけれど、我國の如く法律は單に發行稅率の最低限を定め、行政權により市場の金利に應じて適當なる増率を行ひ得る組仕なるときは、此の種の危険無く、能く制限外發行の精神を維持し得べければ也。

されど之れ理論上の話にして、實際に於ては、我は却て彼れに劣るあるを見る。其の之れある所以は、

第一、我國の最低發行稅率年五分は一般の金利に比し、低きに過ぐるも、

第二、今日迄の實況に於ては、發行稅率を五分以上、時々金利に適應せしむるの舉に出ざるも、

の二事實に歸着する也。此の點に關しては、戶田博士の言大に要を得たれど、茲に之を引用せむ。一、從來、制限外發行は一の非常手段にして、妄りに行ふべからず。獨逸の金融界に於ては、平素中央銀行の金利は近時三分五厘を常態とし、四分を出づれば稍々逼迫の徴と見るべく、緩慢の年は三分を維持すること多し。而して市場の利率は逼迫の時にあらざれば、中央銀行の利率より七八厘方低きを常とす。故に五分の發行税は獨逸に取りては頗る強き發行制限となるの力あり。然るに我國の金融界を見れば、日本銀行の日歩は貳錢以上即ち七分餘にして、壹錢七八厘は大に金融緩慢を意味し、市中の利率は殆んど中央銀行より高歩なるにあらずや。されば五分の最低率は我國に取りては決して強度の制限たるの效力なし。固より大蔵大臣は五分以上の稅率を定むることを得れども、予輩は此の行政權が適切に行使せらるゝやに付ては疑なき能はず。何となれば非常手段たるべき制限外發行は近年殆んど月として之を見ざるなきの有様を呈するは、假令へ我國の經濟事情が變態にありと云へ、此の非常手段の濫用せらるゝことを證するものと斷言するを得ればなり。若し比較を獨逸に取るときは、我國の發行税は宜しく九分を最低率とせざるべからず。只だ多年の慣行を一時に改むること難しとせば、大蔵大臣は宜しく漸々其稅率を高くし、法律は我國の資本の急速の増加に伴ふ金利の下落を見積るも、尙ほ最低率を七分に改正するの必要あり」京都法學會雜誌第二卷、第三號、四一四頁、戶田海市「我國の兌換券制度及其運用」。

参考文献

Lexis, Art. "Papiergeld" im Handw. d. Statist. 2. Aufl. IV.
 Schering, Bankpolitik, 1900.
 Conant, History of Modern Banks of Issue.
 Dito, The Principles of Money and Banking, vol. II, 1905, New York.
 White, Money and Banking, 2. ed. Bk. III.
 Bagehot, Lombard Street.
 Kinley, Money, 1904, pp. 323-389.
 堀江 歸一 銀行論 五 版 一二四—一二三頁 明治四十一年 同文館發行
 佐野 善作 貨幣論 二 版 四九八—六〇四頁 明治四十一年 同
 田尻 稻次郎 財政と金融 十四 版 第一編第二卷軟貨 明治四十年 同
 吉井 一三 貨幣及信用政策 第六章 明治三十六年 同
 坂谷 芳郎 明治財政史 第十二卷、第十三卷、第十四卷、明治三十八年
 戸田 海市 我國の兌換券制度及其運用 京都法學會雜誌 第三卷第三號、第四號、第五號

第二十一章 信用

第一節 信用の意義

凡そ經濟上所謂る交易を爲すに當てや常に必ず交易當事者雙方共に或る一定の經濟行爲を爲すを要するもの也。法律上の用語を以てすれば、交易は常に必ず雙方行爲にして一方行爲にあらず。交易當事者の一方(賣手)が財又は勞力を提供すれば、他の一方(買手)は夫に對する反對給付として他の財主として貨幣又は勞力を提供せざるべからず。然るに此の如き交易の行はるゝ場合に二種あるべし。其一は一方の給付と他方の反對給付とが同時に行はるゝ場合にして、其二は一方の給付と他方の反對給付とが其間に若干の時日を置きて行はるゝ場合なり。第一の場合の交易を名けて『現金取引』Cash Transaction, Baarverkehr とす。第二の場合の交易を名けて『掛取引』又は『信用取引』Credit Transaction, Kreditverkehr とす。

次に此の如き掛取引又は信用取引なるものは如何にして發生し、何に基て發生

後日債務を辨償せざるに於ては裁判所に訴ふ可しといふが如き觀念を、初より少しも懐かずして、唯單に其人を信し好意を以て友人に金を貸し、親戚に物を貸すが如き場合は實際に屢々散見する所なるべく、又現に司法權、行政權與に疊然不備なる未開國(例令は支那、暹羅)に於ても、金錢又は物品の貸借盛に行はれ居るにあらずや。之れ故に信用は單純なる信認に基て發生すべく、被信認者に於て信認通り後日義務を果すの意思あると否と、辨償し得るの能力あると否と、辨償を強制し得る法制の備はれると否とは、初めより同ふ所にあらざる也。

第二節 信用の種類

信用經濟一度び發生せる後も、資本の増加、産業の發達、商業取引の頻繁、國民道德の進歩、法律制度の完美、司法行政の發展等に連れて、信用なるものは、其種類に於て、其形式に於て、不知不識の内に多大の進歩發達を遂げ、若くは遂げつゝあるもの也。されば今日の如き發達せる信用經濟の時代に於ては、信用は獨り之を、交換、賣買、貸借に於て見るのみならず、各種の保險制度に於て、各種の銀行制度に於て、各種の交通制度に於て、各種の企業組織に於て之を見る可く、世上百般のと、一として信用の基礎の上に營まれざる無しといふも決して過言にあらざる也。此の結果、今日

經濟社會に於ける信用の種類は頗る複雑煩多なるものあつて存す。今其主なるものを擧れば左の如し。

第一、信用の人格上の區別

- 一、公的信用 *Oeffentlicher Kredit.*
- 二、私的信用 *Privater Kredit.*
- 第三、信用の性質上の區別
 - 一、對物信用 *Real credit, Realkredit.*
 - 二、對人信用 *Personal credit, Personalkredit.*

第三、信用の用途上の區別

- 一、消費信用 *Konsumtivkredit.*
- 二、生産信用 *Produktivkredit.*

第四、信用の期間上の區別

- 一、長期信用 *Long credit, langer Kredit.*
- 二、短期信用 *Short credit, kurzer Kredit.*

以下順を逐て之を説明せむ。

第一款 公的信用と私的信用

先づ第一に信用を其人格上より區別せば「公的信用」と「私的信用」とに分る。公的信用とは、被信用者の公法人なるときの信用なり。國債、府債、縣債、郡債、市町村債の如き、一般に「公債」と總稱せらるゝもの之に屬す。私的信用とは、被信用者の私人若くは私人なるときの信用なり。會社の社債、借入金、の如き、個人の借金、手形割引の如き、一般に「私債」と總稱せらるゝもの之に屬す。然るに公債と云ひ、私債と云ひ、與に其信用は直接には多く銀行より、間接には全く公衆より出るものなるを以て、一方に信用の需要盛なれば他方に信用の供給衰へ、公債多きときは私債の成立困難に、私債多きときは公債の成立困難なり。之れ故に國家は有事の際なれば兎に角、平時に於ては成る可く公債の募集を慎み、民業の發達を助け、一旦緩急あらば直ちに巨額の公債を募集し得るの餘力を浩養し置くの必要あるべし。勿論、公債によるの収入は再び支出せらるべければ、早晚銀行の手に復歸すべしと雖も、夫は必しも全額一部は外國に流出するとあるべければ、非ざるべきが上に、之に要

する時日も亦必しも短日月といふべからず。從て其之れあるに至る迄の間は、金融の逼迫となり、金利の騰貴となり、民間の發達を阻害すると、蓋し尠少に非ざる可し。之を要するに、平時は民間の利を主とし、戰時は國家の利を主とし、平時は私債の便宜を圖り、戰時は公債の便宜を圖ること、天下の常道と謂ふべき也。

第二款 對物信用と對人信用

第二に信用を其性質上より區別すれば「對物信用」と「對人信用」とに分る。對物信用とは、主として擔保物に對し、發生する信用也。從て擔保物無ければ發生し難き性質の信用也。對人信用とは、主として債務者の人格に對し、發生する信用也。從て債務者の人格良しからざれば發生し難き性質の信用也。擔保品付の貸付、割引又は荷爲替の如き前者に屬し、商業手形割引の如き後者に屬す。又對人信用中にも、其保證人の有無により二種に分るべし。即ち「有保證人對人信用」[Bürgschafts-kredit] と「無保證人對人信用」[Einfacher Personalkredit] 是れ也。保證貸付は前者の一例にして、信用貸付は後者の一例とす。又對物信用も擔保物の動産たると不動産たるとにより二種に分る。「動産信用」[Faustpfandkredit] と「不動産信用」[Hypothekarkredit]。

是れ也。

第三款 消費信用と生産信用

第三に信用を其用途上より區別せば「消費信用」と「生産信用」とに分る。消費信用とは其得たる信用を自己の生計其他の享樂手段に使用する場合の信用なり。彼の通帳制度又は帳附制度に發する信用は勿論通常質屋高利貸に發する信用の如きも亦之に屬す。生産信用とは其得たる信用を生産又は營利手段に利用する場合の信用なり。彼の信用組合又は「キャッシュ・クレディット」Cash creditに發する信用の如きは勿論通常銀行に發する信用の如きも亦之に屬す。而して生産信用は更に其用途如何により二種に小別せらる。即ち

一 設備信用 Anlagekredit.

二 營業信用 Betriebskredit.

是れ也。「設備信用」とは敷地買入又は機械購入等營業上の設備の爲め資本を借入る場合に起る信用にして、換言すれば多く「固定資本」に供する爲めの信用也。反之「營業信用」とは營業上日々運轉する所の資本を借入る場合に起る信用にして、換言すれば多く「流通資本」に供する爲めの信用也第十二章第二節第一款及び第二款參照。

第四款 長期信用と短期信用

第四に信用を其期間上より區別せば「長期信用」と「短期信用」とに分る。即ち長期信用とは信用期間の長きものにして、短期信用とは信用期間の短きもの也。而して信用の長期なると短期なるとにより利子の上に高低の差を生ずるを原則とす。是れ蓋し長期信用にあつては債權者は其貸付金を長く他に利用する能はざるべく、之に反して債務者は長く之を運用し得べく、且つ貸附期間長きに從て危険多し、短きに準して危険少しければ也。前者は多く農業工業の如き資金回収の容易なる事業に就て行はれ、後者は多く商業の如き資金回収の容易なる事業に就て之を見る。從て農工銀行の信用は多く前者に屬し、商業銀行の信用は多く後者に屬す。

第三節 信用機關

「信用機關」とは信用の發生並に發達を圖るの機關なり。而して此の如き信用機關は其性質の如何により分れて二種となりぬ可し。即ち

第一、信用給付機關、

第二、信用媒介機關、

是れ也。「信用給付機關」とは自己の資金を融通して以て當面の信用の需要を充す者といふ。「質屋業」「金貸業」の如き是れ也。「信用媒介機關」とは社會の一方より收得せる資金を他の一方に融通して以て資金需給の媒介を爲すものといふ。「銀行」即ち是れ也。然るに質屋業には營業の範圍に制限あり註百二十九、金貸業には資金の分量に限度あるを以て、經濟社會の未だ十分に發達せざる時代に於ては、重要な金融機關たり、信用機關たりしも、今や時代の要求を充すに足らず。於是乎銀行出て、之に代り、其業務を擴張し、其規模を宏大ならしむるに及て、遂に國民經濟上に於ける信用機關の一大中心たるに至りぬ。

註百二十九 質屋取締法明治二十八年三月法律第十四號

第二條、質屋ハ店舗ノ外ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ズ。

第三條、質屋物品ヲ質ニ取リムトスルトキハ、質屋主ニ於テ其ノ物品ヲ質入シ得可キ權利ヲ有スルコトヲ確認シタル後之ヲ爲スベシ。若シ不正品ノ疑アルトキハ、直ニ警察署ニ申告スベシ。

第四條、住所、氏名ノ詳カナラザル者ヨリ物品ヲ質ニ取ルコトヲ得ズ。但シ住所氏名ノ詳カナル者其ノ贖人タルトキ、又ハ警察官ノ認可ヲ受ケタルトキハ、此ノ限ニ在ラズ。

第八條、質屋ハ質物ヲ使用シ、若ハ貸付スルコトヲ得ズ。

第九條、質屋ハ左ニ掲ケル制限内ノ利子ノ外、何等ノ名義ヲ以テスルモ、金銭ヲ領收スルコトヲ得ズ。

貸金二十五圓以下ハ一箇月一錢、一圓以下ハ一箇月百分ノ四、五圓以下ハ一箇月百分ノ三、十圓以下ハ一箇月百分ノ二半

本條ニ違反シタル質契約ハ、其違反セル部分ニ限リ、無効トス。

第一款 銀行の業務

凡そ銀行の業務は銀行の性質如何により、多少の相違あれども、概言するときは次記の八種なるべし。即ち

一、兩換、

- 二、保護預、
- 三、預金、
- 四、紙幣の發行、
- 五、貸付及割引、
- 六、爲換の取組、
- 七、手形の取立、
- 八、地金銀有價證券の買入、

是れ也。

されど銀行は初めより此の如き幾多の業務を兼營せるものに非ず。(一)元と銀行業は「兩換業」より進化せるものにして、最古の銀行は地金銀又は貨幣の品位量目の檢定、地金銀の賣買、貨幣の交換等、今日の所謂兩換商と一般なるものなり。(二)然るに其後銀行が誠實に兩換の業務を營むに連れ信用加はれると、地金銀貨幣等高價品を取扱ふこと盛なるに伴ひ保管の設備完全するに至れるとにより、茲に世人の之に金銀其他の財資の「保護預」を依頼するもの、日に多きを加ふるに至れ

り三斯くて銀行の信用愈々益々加ふるに及て、銀行は單に其財資を保護預として死藏せず、之れを他に流用するの途を考へ、預主も亦銀行を信用するに至れる結果之を默認し、遂に保護預は一化して「預金」となれり。於是乎、預金利子生し、小切手行はれ、振替勘定發し、預金の便益著しく増加せるより、從て預金の金額も亦著しく膨脹し、爲めに銀行の資力頗る増大せるか上に、(四)更に「紙幣發行」の術を解し、若くは紙幣發行の權利を得るに及て、益々其資力の豊富を致せり。(五)元來銀行は預金の引出に對し、紙幣の引換に對し、何時にても之に應し得るの準備金を備付け置ざるべからざるものなれども、銀行の信用にして確實なる以上は、一時に全預金を引出るゝの心配も無ければ、又一時に全紙幣の引換を請求せらるゝの虞も無るべきか上に、一方に引出あれば他方に預入れ生ずるを以て、銀行は常に全預金並に全紙幣に對して、全額の準備金を備ふるを要せず、市場の状況如何により、其三分の一又は四分の一に當るの準備金を備へて以て、其他を他に有利に運用し得可く、又運用するに至るは自然の道理なりと謂ふべし。而して其之を運用する途に二種あり。一は普通の「貸付」にして、他は手形の「割引」是れ也。於是乎、初めて資金の融通起り、

於是乎、初めて銀行の效用全かるべし。(六)次で銀行の組織完備し、各地に支店を設け、取引店を有し、廣く全國若くは世界に亘て連絡を通じ得たらむには、更に爲替手形又は送金手形の發行により、「爲替」の便宜をも圖るを得可く、(七)手形代金の取立「公債社債の元利金並に株券の配當金の代理請求」をも爲すを得可けむ。(八)更に銀行は其資金を上記諸種の方面に運用して、尙ほ遊金あるときは、之を以て「地金、有價證券の買入」に利用し、瞬時も利殖の道を忘れざるの計畫に出るもの也。

されど以上は是れ單に銀行の業務を其發達の順序により羅列し説明したるに過ぎざるものにして、今日となつては、是等八種の業務中に大小輕重の差著しきものあつて存す。即ち兩換の如きは銀行業務の根源たりしと雖も、今や別に之を專門とする兩換商なるもの存するなり、一般の銀行に於て之を營むは寧ろ稀有の場合に屬す可く、保護預も亦同様して、特に保管金庫を備へて信託事務を取扱ふ銀行(信託會社の如き)にあらざる限りは、附隨の業務たるに過ぎず。更に紙幣の發行に至ては、當初は一定の資格を有する一般の銀行に一般に許可せしも、今や乃ち然らず。米國を除けば各國與に之を中央銀行に集中し、若くは集中せむとしつゝある

ものなれば、最早や一般銀行の普通業務と見るべからず。且つ夫れ爲換の取組手形の取立、地金銀有價證券の買入の如きに至ては、初より銀行の本務に非ずして副務たるものなるが上に、内國爲替の如きは小切手の代用により、復た昔日の勢力を有せざる者なり。之を以て今日一般銀行の主務たるものは、單に預金(註百三十)貸付(註百三十一)割引(註百三十二)の三者にして、即ち銀行は先づ銀行當局者の人格と其資本金後には積立金も加はるとにより、信用の基礎を造り、之により一方に於て廣く遊金を蒐集して預金の膨脹を圖ると同時に、他方に於て確實なる貸付口並に割引手形を選択して、以て之が利殖の途を講ずるに在りと謂ふ可し。斯くて銀行は、其の間に金利の稍を利す可く、社會は其の間に金融の便を享く可し。(註百三十)

註百三十

預金の種類は通常左の五種たる可し。即ち

- 一、定期預金、
- 二、通知預金、
- 三、當座預金、
- 四、預金手形預金、

國民經濟學原論

三、貯蓄預金

是れ也。(一)定期預金とは豫め預入期間(通常三箇月、六箇月、若くは一箇年とす)を定めたる預金にして、(二)通知預金とは引出豫告期間(通常三日乃至七日)を定めたる預金なり。次に(三)當座預金とは振出小切手に對し要求次第支拂ふべき預金にして、(四)預金手形預金とは預金と引換に交付せる預金手形に對し要求次第支拂ふ可き預金なり。最後に(五)貯蓄預金とは貯蓄の目的を以てする小口の預金にして、通常要求拂のものなりとす。我國に於て「小口當座預金」又は「特別當座預金」と稱せらるるもの、實に其一種なりとす。

斯くて預金には都合五種あれども、其内定期預金と通知預金とは、豫め支拂期日を通知し得なければ、常に支拂準備金を設け置くの要無きに反し、當座預金と預金手形預金と貯蓄預金とは、何時支拂はざるべからざるや、前以て豫知し得ざるものなるべければ、常に其全部を運用し、利殖するを得ず、必ずや其幾分に當るの支拂準備金を備へ置ざるべからず。此の結果、預金利子は前者に高ふして後者に低く、殊に當座預金の如きは國により全くこれ無きものある也。

されど商人は當座預金により、資金を安全に銀行に保管せしめながら、之により銀行と當座勘定を開き、小切手の運用と、手形の取立とにより、無手数料にて自家日常の收支を決済せしめ得ければ、取引の頻繁なる地方(即ち都會)に於ては、此の預金こそ雙方の利益最も多きものにして、従て銀行預金中の主部を占むるとす。

次に當座預金に就き尙ほ一言すべきことあり。夫は預金中、當座預金以外のものは多く、現金預金なれど、反之當座預金は多く、振替貯金なること是れ也。單に預金と云へば人は直ちに現金の預け入れを想像すべけれども、夫は商取引の旺ならざる時代にあらずむば、則ち商取引の旺ならざる地方のことなり。今日商業地に行るゝ預金は主として當座預金なるか、之を起すの基は現金預金にあらずして、多くは割引又は貸付により融通を受けたる資金を其儘預金に振替るより生ずる振替預金にある也。今歐米諸金融市場に於ける最近の統計により之を立證せむに左の如し。

(倫敦)

預金	一〇〇,〇〇〇
現金預金	一一,七七
振替預金	九七,二三
(紐育)	
預金	一〇〇,〇〇〇
現金預金	七,六四
振替預金	九二,三六

(巴里)

第二十一章 信用

預金	一〇〇,〇〇〇
現金預金	二八,五八
振替預金	七一,四二

新くて當座預金には二種類存し、其間大小の區別著しきものなるか、夫も市場平穩なるときは銀行に取りて利害同一なれと、市場不穩なるときは利害同一にあらざ。市場不穩の場合に現金預金増加せむには夫れ丈け支拂準備率増加するより安全の度加はるべけむも、反對に振替預金増加せむには支拂準備率愈々減少すべければ、危険の度更に増加すべし。之を以て銀行は斯る際に一方に於て預金の利率を引上げて以て現金預金を歡迎すると同時に、他方に於て貸付並に割引の利率を引上げて以て振替預金を排斥するの方針を取らざるべからず。

夫は兎に角、通常預金は主として當座預金より成り、又當座預金は主として振替預金より成り、若くは成らむとするは、今日文明國に於ける銀行界の大勢なること前來述たる所に徴して已に明なり。此結果、通常貸付割引と預金との間には因果の關係を成し、若くは成さむとするの傾向あることを忘るべからず。即ち銀行にして貸付割引の手を弛むれば預金増加し、貸付割引の手を引き緊むれば預金減少し、又斯くて生ずる貸付金並に割引手形は小切手を以て支拂るゝと多きが故に、預金の減少するだけ貸付割引も亦減少す。乃ち預金と貸付割引とは並進し並退し、常に其高略は相符合せむとするの傾向を有するもの也。

註百三十一

通常銀行の爲すべき貸付の方法に五種あるべし。即ち

- 一、擔保貸付、
- 二、保證貸付、
- 三、信用貸付、
- 四、當座貸越、
- 五、コールローン、

是れ也。(一)「擔保貸付」とは擔保品付の貸付をいふなり。而して通常此の種の擔保品は、公債證書、株券、社債券、其他、船荷證券、鐵道貨物引換證券、倉庫證券等の如き貨物代表證券、又は不動産等なりとす。(二)「保證貸付」とは保證人付の貸付にして、其間に更に二種あり。一は一時に全額を貸付るものにして、他は豫め貸付金額を約定し置き、其範圍内に於て隨時引出を諾するものなり。後者は「キャッシュ・クレディット」Cash creditと稱せらるゝものにして、スポット・ラウンドに流行し、大に小企業家の勃興を促したりき。(三)「信用貸付」とは擔保品を徴せず、保證人を立てしめず、單に借主の信用に基く貸付をいふ。(四)「當座貸越」とは、當座預金主に對し、當座預金以上一定の金額を限り、引出を諾するより生ずる貸付をいふ。(五)「コール・ローン」とは一名「コール・マネー」Call moneyとも稱し、要求次第何時にても返済を受く可き貸付をいふ。從て其借主は通常信用厚き「ビル・ブローカー」Bill Brokerの類にして、其利子低けれとも、何時にても回收し得るか故に、銀行をして支拂準備金の一部を利殖せしむるに

第二十一章 信用

適當なる貸付なりとす。

要之、今日銀行の採用する貸付法には以上五種の別あれども、此内保證貸付並に信用貸付を除けば、他は皆其の實擔保品付のものにして、從て擔保貸付又は擔保貸付の一種に過ぎざるもの也。保證貸付の如きは、其行はるゝや極めて例外的場合に於ては、信用貸付に至るは更に稀有の場合と稱す可し。現に信用取引最も旺んなるて金融市場に於てすら、純然たる信用貸付(手形割引の外)の行はるゝは、一二例外的場合に過ぎずといふ。由是觀之、現今實際に銀行の採用する貸付法は、主として擔保貸付なりといふも過言にあらざるべし。

擔保貸付に就て最も注意すべきは擔保品の選擇にあり。元と擔保品を數する所以のものは、債務不履行の場合に、取て以て辨済の資に供せむか爲めに外ならず。されば擔保品たるものは

- 第一、容易に賣却し得るも、
 - 第二、價格の變動少きこと、
 - 第三、保存に容易なること、
- の三點より、之か良否を決定せざるべからず。而して是等三點より論せば、
- 第一、地金銀、
 - 第二、大藏省證券、
 - 第三、公債證券、

- 第四、社債券、
- 第五、株券、
- 第六、商品、
- 第七、不動産、

の七等級に分つを得可し。されど地金銀と大藏省證券とは多くを望むを得ず、又商品と不動産は成る可く之を避けざるべからざれば結局普通に擔保品に當てらるゝものは、公債證券、社債券、株券の類ならむ。而して株券に就ては常に拂込済の分を選び、未拂込の分を避けざるべからず。之れ未拂込の分は拂込済の分に比し、價格の變動多く、且つ一朝買流れとなりたらむには、銀行は拂込の責任を負ふこととなり、其結果、銀行は其資金を他の事業に固定せしむるに至るの危険あるを以て也。

註百三十二 「割引」とは定期拂の手形を、其の満期日迄の金利を、手形金額より差引たる價格にて買入るゝの方法をいふ。而して其差引く可き利子を「割引料」と稱し、買入れたる手形を「割引手形」と名く。

方今銀行の資金を濫用するの途は、主として貸付と割引との二種に過ぎず。而して通常貸付は多く之を地方銀行に見、割引は多く之を都會銀行に見るものなれども、通して銀行は貸付に比し、割引を重んずる所以のものは、別に理由ある也。貸付に際する債務者は借主と保證人とに過ぎざれど、割引に際する債務者は引受人、

眞實人、提出人等數多きを以て、債權確實なること其一なり。割引は貸付に比し期限短きを以て、同一資金を幾回にも利用し得ること其二なり。信用證書は他に流用し難けれど、割引手形は再割引に付し得るを以て、資金を固定せしめざるの便益あること其三なり。貸付利子の計算は内割なるに、割引料の計算は外割なるを以て、同一利率なるも割引の方利益多きこと其四なり。手形の不當りは破産と同様に大に商人の信用を傷ふものなるより、極力之れか支拂を努むべきを以て、割合に不當り少きこと其五なり。斯くて割引は貸付に比し、利益多きより、銀行は貸付の要求を受けたる場合に、信用證書を代ふるに、約束手形を以てせしめ依て貸付を變じて割引となすの風、我國銀行社會に盛に行はる。

註百三十三

今、我國の銀行業を見るに、資本に比して預金の大きなるもの少く、從て銀行の運轉資金は主として預金より成らざるして、資本金と預金とより成り、若くは主として資本金より成るの觀あり。其主として資本金より成るもの、如きは、其實銀行業にあらざるして、金貸業たる可く、又資本金と預金とより成るもの、如きも、未だ完全なる銀行業と稱せられざるべし。斯く云へばとて吾人は銀行に對し、資本金を運用すべからず、殊に積立金を積立つべからずと言ふに非ず。唯夫れ銀行は信用媒介機關たるを以て、其本質となすものなれば、他の事業會社と異り、資本金並に積立金を以て主たる運轉資金と心得べからざるして、運轉資金の大部分は之を預金に仰ぐの心掛無るべからずと言ふのみ。詳言すれば、資本金並に積立金に依りて銀行の信用を蓋むるの資即ち、銀行の債務辨濟の最終保證金なり、と考ふべく、斯くて蓋まれる信用より集め得たる預金こそ眞に運用すべき資金なりと考ふべき也。

然るに最近經濟社會の發達と、之に伴ふ銀行資金の膨脹とにより、更に新に銀行業務を増加し、引いて銀行の性質に變化を見むとするの徴あり。銀行の「引受業務」の發達其一なり。銀行の「事業兼營」の勃興其二なり。勿論、銀行が内外の國債市債、諸會社の株券社債等の引受に従事するは必しも近時の現象にあらざれども、最近に至り此種有價證券の發行順に隆盛を極むるに至りたると、更に合併、聯合、買収、増資等により銀行資金の俄かに膨脹せるとにより、從來の如く唯單に預金の利率と割引貸付の利率との差金を利するに甘ざるものは、寧ろ第二流以下の銀行にして、第一流の銀行に至ては之れよりも遙かに大なる資金を要すれど、又遙かに大なる利益を一時に博し得べき引受業務に熱中し、更に進では諸事業會社に貸付けて以て金利を得るに甘ぜず、自から之に放資して以て企業の利潤に浴せむとするものあるに至れり。銀行にして事業兼營の衝に當るが如きは、銀行の性質に反するの甚しきものにして、危險は此上無けれど、資金膨脹の結果、事茲に至るは近世銀行

の新傾向なりとす。人若し之れあるを疑はば、今日獨米諸大銀行の營業事情を審査するに於て、思ひ半に過ぐるものあらむ(社會政策學會論叢第一冊)工場法と勞働問題(中抽稿)金の力と人の力(二九九乃至三〇二頁參照)。

第二款 銀行の準備

斯くて今日銀行の業務には諸種あれども、大體に於て銀行は預金により廣く資金を吸収し、之を貸付又は割引により四方に融通するを以て本務となすものなるが故に、茲に銀行は一面に於て債務を負ひ、他面に於て債權を得、彼れ此れ相照應して過不足なからしむるを期すべきものなり。然るに今日銀行の預金は主として當座預金より成るを以て、其債務は多く要求拂のものなるに反し、貸付又は割引は長短の差こそあれ、其債權は孰れも定期拂のもの也、但しコールローンを除く。定期拂の債權を以て要求拂の債務に應ぜむは、事頗る危険なりと謂はざるべからず。於是乎、預金に對する支拂準備の必要起る。

斯くて支拂準備の必要生ずるものなるか、凡そ銀行の支拂準備には二種の大別あるべし。即ち

一、支拂準備金

二、支拂準備物

是れ也。「支拂準備金」とは、現金、通貨より成る支拂準備にして、「支拂準備物」とは、要求拂の債權又は確實なる有價證券より成る支拂準備なり。元と預金に對し支拂準備の必要生ずる所以のものは、預金の大部分が要求拂の債務(即ち當座預金)よりなるを以て、之が運用より生ずる債權にして主として要求拂の債權ならざる限り、債務辨済の急に應ずるの用意無るべからざればなり。されば支拂準備なるものは、是非共

第一、現金(通貨)

第二、要求拂の債權

の二者其一に居らざるべからず。然るに現金を巨額に保有すれば、安全なること此上無けれど、夫れにては全く金利を失ふの損失を伴ふべきを以て、低利ながらも之を再び中央銀行又は親銀行に當座預金するか、然らざれば之をコール、マネー(當座貸付)に投じ置ざるべからず。斯くて現金より成る支拂準備金の外に、要求拂の

債權より成る支拂準備物なるもの生ずる次第なるが、中央銀行に對する當座預金の如きは、他にも便益(手形交換元の決算の如き)を伴ふべけれど、必しも利子付とは限らざる可く、又コール・マネーの如きは已に之れが借主たる手形仲買人の手により手形割引の資に供せられ居るものなれば、金融逼迫の場合に之を回収せむとするも、手形の再割引を得ざるより容易に回収する能はざるの危険を伴ふべし。斯くて再割引成否の危険を冒す覺悟なる以上は、手形仲買人にして非常に確實なること倫敦市場に於けるが如くならざる限り、敢て手形仲買人の力を借ずして、銀行自から其支拂準備の一部を確實なる短期の割引手形に化し置く方利益多かる可し。結局、現金を要求拂の債權に化し置くは、有利とも限らず又安全とも稱せられざる可く、さりとて之を悉く現金の儘にて保持せむは銀行の永く堪ゆる所に非ず。於是乎、銀行は又支拂準備物として

第三、確實なる有價證券、殊に大藏省證券

を買い入れ置くことあり。大藏省證券は極て短期償還のものなれば、我國に於ては最長期間十二箇月、通常は一箇月乃至三箇月、價格の變動も少く、有價證券中最も確

實なるものなるが故に、現金に化し易く、又現金に化し易からざる迄も、咄嗟の場合に之を擔保に中央銀行より融通を求むると困難ならざるべければ、別に金利を損せずして非常準備の用に供するを得可けむ。

之を要するに支拂準備には、大別せば支拂準備金と支拂準備物との二種あり、小別せば現金と要求拂の債權と確實なる有價證券との三種ありて、一長一短一利害、必しも其孰れを以て優れるありと斷ずべからず。乃ち機に臨み變に應じ三者の間に取捨加減を施すこそ、銀行業者の手腕を要する所にして、又當に然らざるべからざる所なり。されど實際に支拂を要し、若くは取付起らむとするの際に至らば、現金(通貨)こそ獨り用を爲すものなれば、其時こそ支拂準備物は化して支拂準備金とならざるべからず。

斯くて支拂準備に供し得るものは都合三種あれど、其内現金より成るもの即ち支拂準備金こそ、支拂準備として最も有效なるものなるを以て、如何なる銀行と雖も常に若干の支拂準備金を備へざるべからざるものなるか、國家は豫め法律を以て其高を一定し置くべきや否やに就き、議論二種に分る。

一、干渉主義

二、放任主義

即ち是れ也

干渉主義は曰く、支拂準備金の割合を銀行の自由に放任せむか、銀行は目前の利益に眩惑して、次第に準備を薄弱ならしむる結果、信用を害し、取付を起し、破産閉店打續くに至るが故に、國家は豫め銀行に命じ預金に對する一定の準備金を設け量しめざるべからずと。放任主義は曰く、支拂準備金の割合を法定せむか、其の法定の割合にして低きに失せば法定の効果無く、高きに失せば銀行業の發達を阻害せむ。孰れにもせよ時と場所により取捨増減せざるべからざる準備金として一定不動ならしむるは、策の得たるものにあらざるのみならず、又到底不可能に屬す可しと。而して吾人は實に放任主義に左袒するもの也。元來銀行は常に若干の準備を擁せざるべからざること既説の如くなれども、夫は常に全く現金なるの必要無きのみならず、其預金に對する割合に至ては、銀行の性質、預金の種類、資金の運用の方面、金融市場の緩急等、諸種の事情に應じて斟酌加減せざるべからず。例介は

市場靜穩なるときは四分の一の準備は愚か八分の一の準備も其必要を見ざる可きに、市場不穩なるときは四分の一の準備は愚か、二分の一の準備も尙ほ不足なるべし。結局、支拂準備金は豫め之を一定するも利益ならず、又安全ならざるべければ、事ろ之を銀行者の經驗と識見とに放任するを以て、優れるあるものと謂はざるべからず。之を以て今日支拂準備金に對し干渉主義を採用するは、獨り米國あるのみにして(註百三十四)他國は皆放任主義を採る。

註百三十四

方今文明諸國中、預金に對する支拂準備金を法定するものは、獨り北米合

衆國のみ。北米合衆國に於ては、國立銀行條例により、ニューヨーク、シカゴ、セントルイス、フィラデルフィア等二十八の大市(所謂「準備都府」Reserve citiesと稱するもの)に於ける國立銀行には預金總額の百分の二十五以上其他の小市に於ける國立銀行には預金總額の百分の十五以上の準備金を保有すべしと規定し、萬一準備金にして此割合を下るときは、銀行は向ふ三十日間に必ず之を補充すべく、其間一切の割引貸付を爲すを得ず、又三十日間に補充する能はざるときは、解散を命ずと規定す。是れ米國銀行制度の一大欠點にして、國立銀行は常に預金の四分の一に當る準備金を備ふるものとするも、一朝恐慌起り、四分の一以上に取付起らば、銀行は即ち支拂を停止せざるべからざるべく、斯る際には他の有力なる銀行も準備

金の法定制限以下に下るを恐れて、割引貸付を盡し控ゆべければ、金融は愈々逼迫し、恐慌は益々猛烈なるに至る可し。現に近き千九百七年の恐慌の如きも、此の如き窮乏なる支拂準備制度あるよりして、一層甚大ならしめたるの跡あるは覆ふべからず。

次に支拂準備金は之を法定すると否とを問はず、一朝市場不穩となりたれば、至急に之が増加を圖らざるべからず。其之を増加するの第一法は、一方に於て預金の利率を引上ると同時に、他方に於て貸付並に割引の利率を引上るにあれど、之は一二を争ふ大銀行にあらざる限り、左迄有力なる方法に非ず。第二法は所有の有價證券を賣出して以て、手取金を準備に當るにあれど、之も市場不穩なる場合には賣行良しからざらむ。結局中央銀行に向て、有價證券を擔保に貸付を請求するか所有の手形の再割引を依頼するかの外に良策あらざるべし。されど取付にして盛に起らむには、中央銀行と雖も遂に資金に窮すべきを以て、勢ひ買入れたる有價證券又は手形を保證準備に供して以て、制限外の發行を斷行せざるべからず。さりながら之は英獨日の如き中央銀行制度の國に於ける話にして、米國の如き分立銀行制度の國に於ては、此の法による能はず。之れ故に米國に於ては、斯る場合に

第一、組合銀行自から聯合準備制度を採用すること(註百三十五)

第二、國庫金を國立銀行に移て準備金を増加すると(註百三十六)

の二者其一に出るものゝ如し。

註百三十五

米國は中央銀行制度を採用せざるが故に、通貨の供給を調和するの機關を欠くのみならず、各國立銀行には制限外發行法を許されざれば、一旦恐慌起り、通貨の缺乏を訴ふるあるも、各銀行は規定以上の兌換券を發行して、之が救済に應ずるに由無し。之を以て千八百六十年十一月米國に恐慌起るや、紙育手形交換所組合銀行は協議の結果、各銀行の準備金を集めて共同準備金となしたるが上に、更に通貨の用を省かむが爲め各行より公債證券を交換所に提供し、之れに對して其の價格の七割五分に當る「交換所證券」(Clearing house certificates)なるものを受取り、之を交換所決算の用に供し以て相互救済の功を奏せり。之れ米國に於ける「聯合準備制度」(System of combined reserves)の濫觴にして、之により他國に於ける制限外發行に類似の作用を致さしめたり。爾來千九百七年の恐慌に至る迄、前後八回各地組合銀行の間に應用せらる。

然るに交換所證券は是迄交換所決算の用に限られ、其額面價格も五千弗、一萬弗、二萬弗といふが如き大額のものなりしが、最近千九百七年の恐慌の際には、之を以て皆に組合銀行間の流通に止めず、一般公衆の通用に賣したるか上に、十弗、五弗、二

弗、一弗等小額の分をも發行せしかば、該證券の効用は全く紙幣と同一となり、益々他國に於ける制限外發行に類似のものとなりぬ。

註百三十六

米國の國庫金制度は純然たる保管主權にして、租稅其他の形式にて各種の收入が國庫に入るや、經費として其支拂期日の到達するまで、國庫は固く之を保管して市場に流通せしむることなし。國庫の收入が常に權衡を保ち、出入略は同額なるときは此制度にて差支なければども、歳入が歳出に超過する場合には、此制度の結果として多額の國庫金を空しく國庫に死蔵せしめざるを得ず。而して米國の紙幣發行法は公債を擔保として發行するものなるが故に、其發行額は公債の價格に依りて制限せられ、伸縮自在の力なし。例へば國庫金死蔵の爲めに金融逼迫し、通貨の供給減少するも、銀行(獨立銀行)にして餘分に公債を所有せざるか、又は餘分に所有するも其價格下落(金融逼迫の場合には必ず下落す)せるときは自由に紙幣を發行して市場の急を救ふ能はず、又國庫金として國庫に多額の資金を死蔵せらるるときは、必ず其金額だけ通貨の供給を減し、之れが爲に各銀行は法定の割合に達するの支拂準備(預備)市なれば預金總額の二割五分、其他の小市なれば一割五分といふが如きを所有するに非常の困難を感じ、其困難の甚しきに至ては、恐慌を惹起することなきを保す可からず。萬一新る危機に際會せんか、政府は金融の逼迫を救ひ、銀行の準備率を豊ならしめんか爲め、左の三策を行ふ。

第一、諸公債の利子の内、支拂期限の到達せざる分を前拂すること。

第二、國庫金を以て一般市場殊に國立銀行より公債を買入るること。

第三、銀行をして公債を提供せしめ、之に對して國庫金を預入ること。
右の内、第三策は千八百八十四年時の大蔵卿ウヰンダム氏始めて之を行ひ、第一第二の策は千八百九十九年の大蔵卿ライマンゲイツ氏に依りて行はれたるが、更に千九百二年九月金融市場に不穩を呈するや、大蔵卿シヨール氏は新に第四策を採用せり。夫は

第四、公債の外に確實なる證券を政府に提供する銀行に國庫金を預入れ、此預金に對しては銀行は法定の準備金を置くを要せずとする。

即ち是れ也。之に依りて金融市場の急を救ふを得たり(堀江藩一著、最新銀行論、一六―一八頁)。而して最近千九百七年の組育恐慌に際し、大蔵卿コルナルヨウ氏は如何なる鎮壓法を探りたるやといふに、此度は前第四法を採用して公金二千五百萬弗を國立銀行に預入せる外、更に又

第五、公債の發行により一面死蔵金を吸收すると同時に、他面國立銀行の兌換準備を増加すること。

を考へ、パナマ運河事業公債五千萬弗、並に短期公債一億弗を發行せり。

第三款 銀行の種類

凡そ銀行は之を廣義に解せむか、總て社會に於ける資金の融通を圖る金融機關

なれども其間自から二種の大別ある可し。即ち

- 一、一般金融機關
- 二、特殊金融機關

是れ也。「一般金融機關」とは商業銀行の謂にして、通常所謂「銀行」なるもの是れ也。而して一般金融機關は國により多少の相違あれども、大體に於て更に

- 一、中央銀行
- 二、普通銀行

の二種に別る。「中央銀行」は紙幣發行權を有し、「普通銀行」の上に立て、一國金融の中樞となるもの也。英吉利の英蘭銀行、佛蘭西の佛蘭西銀行、獨逸の帝國銀行、我國の日本銀行(註百三十七)之に當る。次に「特殊金融機關」とは特殊の目的を有する銀行又は銀行類似業をいふ。今其主なるものを擧れば

- 一、不動産銀行 Credit foncier.
- 二、動産銀行 Credit mobilier.
- 三、貯蓄銀行 Saving bank.

四、信託會社 Trust Company.

五、信用組合 Credit Association.

等是れ也。「不動産銀行」とは一名「農業銀行」とも稱すべきものにして、主として土地家屋等不動産を抵當に、長期且つ年賦償還の方法により、農業上の金融の便を圖る銀行をいふ。元と農業者なるものは其財産多く不動産より成るが上に、商業等に比し事業の利益も薄く、資金の回収も遅きものなれば、之に對して金融の便を開かむと欲せば、勢ひ

- 第一、不動産を抵當に貸附くること、
- 第二、長期低利の資金を融通すること、
- 第三、年賦償還の法を採用すること、

の條件の下に貸付を斷行せざるべからず。然るに此の種の貸付は一方に於て多額の要求拂の債務(即ち當座預金等)を負ふ普通銀行の能くする所にあらざるのみならず、強て之に當らしめむには、危険を醸すの基となりぬべし。さりとて其儘に放任せむか、金融機關を缺くより永く農業の發達を見る能はざらむ。之れ普通銀

行以外に特に不動産銀行を起すの要ある所以なれども、不動産銀行は貸付の回收
 遅きより資金の固定を起し易く、預金の蒐集無きより資金の缺乏を來し易し。之
 を以て國家は此種の銀行に限り、拠込資本に數倍又は數十倍なる債券發行の特權
 を認め、之れより得たる資金と資本金とを合せて以て、不動産を抵當に、長期低利、年賦
 償還の方法により、貸付をなさしむる也。佛蘭西の『不動産銀行』Credit Foncier、獨逸の
 『土地抵當銀行』Hypothek Banken、我國の『日本勸業銀行』(註百三十八)、『農工銀行』註
 百三十九、『北海道拓殖銀行』(註百四十)の如き即ち其例にして、其他、埃太利、洪加利、伊
 太利、和蘭等、歐洲大陸諸國皆之を設く。

註百三十七

日本銀行は明治十五年六月第三十二號布告、日本銀行條例により、明治十
 五年十月九日、東京に設立せられたり。今左に其組織の概要を摘録せむ。

- 日本銀行は兌換制度を統一し、我國金融界の中樞たらしめむとの目的を以て、日
 本臣民の、みにより組織せられたる株式会社にして、日本銀行條例第一條、第五條、
 資本金三千萬圓とす(同第四條)。其業務の種類は左の十種に限らる。
- 一、手形の割引、
 - 二、地金銀の賣買、
 - 三、地金銀を抵當とする貸付、
 - 四、手形の取立、
 - 五、諸預金並に保證預、
 - 六、公債證券、政府發行の手形、其他政府の保證に係る各種證券を抵當とする當
 座勸定貸又は定期貸(以上、同第十一條)
 - 七、國庫金の取扱(同第十三條)
 - 八、兌換券の發行(同第十四條)
 - 九、手形の發行(同第十五條)
 - 十、公債證券の賣買(同第十六條)

註百三十八

『日本勸業銀行』は明治二十九年四月法律第八十二號日本勸業銀行法に
 より、明治三十年六月七日東京に設立せられたり。今左に其組織の概要を摘録せ
 む。

日本勸業銀行は農業工業の改良發達の爲め資本を貸付するを以て目的とする
 株式会社にして、日本勸業銀行法第一條、資本金一千萬圓とす(同第二條)。次に此資
 本金の四分の一以上拂込ありたるときは、拂込金額の十倍を限り、且つ年賦償還貸
 付金總高及其の引受けたる農工債券現在高を超過せざる範圍に於て割増金付の
 勸業債券を發行することを得(同第三十四條及第三十六條第二項)。斯くて得たる
 資本金と發行債券の手取金とを合せて、融通資金を造り、之を以て收益の見込確實
 なる土地又は保險附の建物を抵當に(同第十七條)、鑑定價格の三分の二を限度とし

て(同第十八條)大肥の貸付をなすものとする。

一、五十箇年以内に於て年賦償還の方法に依る不動産抵當貸付(同第十四條第一項)。

二、前項による貸付金總額の十分の一を限り、五箇年以内に於て定期償還の方法に依る不動産抵當貸付(同第十四條第二項)。

但し年賦償還貸付金に限り、一箇年以上五箇年以内の償還年限を定む可し(同第二十一條)。此外日本勸業銀行は

三、府縣郡市町村、其の他法律を以て組織せる公共團體に對する無抵當貸附(同第十五條第一項)。

四、新地整理に參加せる土地所有者總員の連帶責任又は整理委員に對する無抵當の定期償還又は年賦償還貸付(同上第二項)。

五、農工銀行の發行にかゝる農工債券の引受(同第二十九條)。

六、農工銀行の年賦償還貸付金の償還及其の擔保たる抵當權を擔保として、年賦償還の方法に依る貸付(同第三十一條の一、明治三十五年法律第四十一號追加)。

七、地金銀又は有價證券の保護預(同第三十一條の二)。

八、營業上餘剰金ありたる場合に限り、國債證券、地方債證券の買入、並に大藏大臣の認可による他行に對する預け金(同第三十二條、明治三十一年法律第二二號)。

改正)

等總計八種の業務を限り從事することを得る也(同第三十三條)。此間に生ぜる利益に於ては、毎年其の百分の八以上を快復準備金として、同じく百分の二以上を相當平均準備金として積立すべし(同第四十三條)。最後に日本勸業銀行は常に大藏大臣の監督の下に立ち(同第四十四條)、定款の變更(同四十五條)、支店又は代理店の設置(同第四十六條)、利益の配當(同第四十七條)、貸付利率の最高歩合(同第五十一條)勸業債券の發行(同第五十二條)等に於ては常に大藏大臣の認可を受く可し。されど日本勸業銀行は此の如き各種の限制を享くる一方に、債券發行の特權を附與せらるゝのみならず、又た創立より十箇年間、配當金年百分の五に達する迄、繰込資金の百分の五を限度として、補助金を交付せらるゝ特典を有するもの也(同第五十五條)。

註百三十九

「農工銀行」は明治二十九年四月法律第八十三號農工銀行法により、設立せられたるものなり。今左に其組織の概要を記せむ。

農工銀行は農業工業の改良發達の爲め資本を貸付するを以て目的とする株式會社にして、其資本金を二十萬圓以上とし(農工銀行法第一條)。通常一府縣を以て一營業區域となし、一營業區域内に一行とす(同第二條及第三條)。次に資本金の四分の一以上拂込ありたるときは、繰込金額の五倍を限り、且つ年賦償還貸附金總高より日本勸業銀行に對する年賦償還借入金を控除したる金額を越へざる範圍に

於て、農工債券を發行することを得(同第二十六條)。斯くて發行せる債券の手取金と、勸業銀行よりの年賦償還の方法による借入金と(同第二十四條第四項)資本金とを合せて總還資金を造り、之を以て収益の見込確實なる土地又は保險附の建物を抵當に(同九條)、鑑定價格の三分の二を限度として(同第十條)、次配の貸付をなすものとす。

一、三十箇年以内に於て年賦償還の方法に依る不動産抵當貸附(同第六條第一號)

二、前項による貸附金總高の五分の一を限り、五箇年以内に於て定期償還の方法に依る不動産抵當貸附(同上第二號)

此外、農工銀行は

三、市町村又は法律を以て組織せる公共團體に對する無抵當三十箇年以内の年賦償還又は五箇年以内の定期償還貸附(同上第三號)

四、耕地整理に參加せる土地所有者總員の連帶責任又は整理委員に對する無抵當の定期償還又は年賦償還貸附(同上第四號)

五、二十人以上の農工業者の連帶責任に對する無抵當五箇年以内の定期償還貸附(同第五號)

六、無限責任の各種産業組合に對する無抵當五箇年以内の定期償還貸附(同第七條の二、明治三十三年法律第四十號追加)

七、定期預金並に地金銀有價證券の保證預(同第二十二條)

八、營業上餘裕金ありたる場合に限り、國債證券、地方債證券及勸業債券の買入れ、並に銀行に對する預ヶ金(同第二十三條)

九、府縣郡市の爲めにする金繰出納の取扱(同第二十四條第二項)

等通計九種の業務に限り從事することを得る也(同第二十五條)。此他、準備金並に政府の監督に關する規定は、全然勸業銀行と同一なり。唯之に對する政府の補助法に就ては勸業銀行と異り、別に農工銀行補助法(明治二十九年四月法律第八十四號)の規定により、各農工銀行に對し當該府縣の有租地段別百町に付き七十圓以内(但し如何なる場合と雖も總額三十萬圓、又は農工銀行拂込資本の三分の一を超へず)の株式引受資金を府縣に交付し、農工銀行補助法第一條、斯のて府縣の引受けたる株式に對しては創立後十箇年を限り配當をなすを要せず、又其後五箇年を限り府縣の引受たる株式に對する配當金は悉皆準備金に繰入れ得可しとなせり(同第四條)。

註百四十

『北海道拓殖銀行』は明治三十二年三月法律第七十六號『北海道拓殖銀行法』により、明治三十二年十二月二十五日、北海道の拓殖事業に資本を供給する目的を以て北海道札幌に設立せられたる、資本金三百萬圓の株式會社となす(北海道拓殖銀行法第一條及第二條)。而して同行は拂込資本金額の五倍を限り、且つ年賦償還不動産抵當貸附金總額を超過せざる範圍に於て、債券を發行するを得れば(同第十

第二十一條) 信用

二條)夫れより生ずる手取金と資本金とを合せて營業資金を造り、之を以て

一、三十箇年以内に於て年賦償還の方法による不動産抵當貸付、

二、五箇年以内に於て定期償還の方法による不動産抵當貸付、

三、北海道の拓殖を目的とする株式会社の株券債券を買とする貸付及び其の

社債券の應募並に引受、

四、爲替、荷爲替及び北海道の農産物を擔保とする貸付、

五、預り金及保護預り、

六、北海道の産物又は北海道の拓殖を目的とする株式会社の株券、債券より成

る擔保付の手形の割引、

七、北海道の産物の貯蓄を主たる目的とする倉庫内の貨物を擔保する貸付(以

上同七條)、

八、北海道區町村制を施行せる區町村及其の他法律を以て組織せる北海道の

公共團體に對する無擔保の年賦若くは定期償還貸付(同第八條第一項)、

九、二十人以上の農工業者の連帶責任に對する無抵當五箇年以内の定期償還

貸付(同上第二項)、

十、無限責任の各種産業組合に對する無抵當五箇年以内の定期償還貸付(同上

第二項)、

十一、營業上餘裕金ありたる場合に限り、國債証券、地方債証券又は社債券の買

入(同第九條)、

等通計十一種の業務に限り從事するとを得るもの也(同第十條)。而して準備金並に政府の監督に關する規定は日本勸業銀行と同様にして、唯政府の補助に就ては、政府は百萬圓を限度として同行の株式を引受け(同第二十五條)且つ此引受株式に對しては創立初期の末日より十箇年間を限り、配當を免除するの差あるのみ(同第二十六條)。

「**不動産銀行**」とは一名「**工業銀行**」とも稱すべきものにして、**債券の發行により、會社所有の財産を抵當に貸附を爲し、又は株券社債等を引受け發行して、以て工業上の金融の便を圖る銀行をいふ。**元來工業は農業の如く資本を固定せざれども、之を商業に比すれば資金の回收容易ならざるものなるを以て、工業會社所有の財産を抵當に貸附を爲すが如きは、普通銀行(即ち商業銀行)の好まざる所なり。さりとして、特に**不動産銀行**なるものを設け、資本金の外に公衆よりの預金と債券の發行とにより得たる資金を以て、工業上の貸附並に株券社債等の引受發行を司らしむるに至れり。**佛蘭西の「不動産銀行」**Société Generale de Credit Mobilier 并に我が**日本興業銀**

行「註百四十一」の如き即ち其例にして、其他、白耳義、埃太利、洪加利等にも亦此の種の銀行を見る。斯くて不動産銀行は専ら農業上の金融機關として現はれ、動産銀行は専ら工業上の金融機關として起り、之に在來の商業銀行を加へて、三者鼎立、茲に一國金融上の設備を完からしむるを得たりと雖も、今日迄の成績に徴するときは不動産銀行は稍々成功の跡著しけれど、動産銀行は多く失敗に歸し、從て此後も之が設立の必要を認めざる國多きが如し。今其然る所以を考察するに、元來株券社債等の擔保貸付は勿論、其引受發行の如きも、之を土地抵當貸付に比すれば遙かに安全なるより、不動産銀行には競争者少きと、動産銀行には競争者多し。殊に近時銀行界の合併、聯合、買收、増資等の流行より、普通銀行にして資力強大となりたるものは、是迄の如く手數多くして利益少き普通の割引貸付のみに甘ずる能はず、其強大なる資金と運用せむとて、進て動産銀行の範圍に侵入し、盛に株券、社債、國債、地方債の引受發行に従事するものあるに至れるのみならず、更に一步を進めて銀行自から工業会社の經營に當るものあるに至りたるを以て、動産銀行は到底單純に成立する能はず、又特に設立するの必要無きに至りたるなり。現に佛蘭西銀行の動産銀行の如きは設立後數年ならずして漸次衰微し、今や僅かに其形骸を存するに過ぎる可く、其他大陸諸國の動産銀行も亦皆な同様の運命なるに、一方獨逸を見れば、特に動産銀行なるもの無けれど、其六大銀行たる「獨逸銀行」Deutscher Bank、*ドイッチェン*銀行、Dresdener Bank、「割引會社」Diskont Gesellschaft、「*マナーン*ハウゼン組合銀行」Schaffhausenscher Bankverein、「*タルムスタット*銀行」Darmstädter Bank、「*伯林*商業會社」Berliner Handelsgesellschaft等は盛に工業並に鑛山業上に放資し、商業銀行と言はむよりも、寧ろ工業銀行たるの觀ある可く、殊に米國に於ては、大小無數の信託會社等は旺に工業上に放資し、株券社債の引受發行に當るべければ、孰れも特に工業銀行の必要を見ず、又其勃興の機無し。

註百四十一 「日本興業銀行」は明治三十三年三月法律第七十號日本興業銀行法により、明治三十五年二月二十一日東京に設立せられたり。今左に其組織の主要を掲げむ。

日本興業銀行は資本金一千七百五十萬圓の株式會社にして、日本興業銀行法第一條及第二條に拂込資本金額の十倍を限り、且つ貸付金現在高及其の所有に係る地方債證券及社債證券現在高を超過せざる範圍に於て、無記名利札付の債券を發行す

るを得べく(同第十二條及第十三條)更に又外國に於ける公益事業に對し資金の需
要ある場合に限り其以上に債券を發行し得べし(同第十二條の二)斯くて發行せる
債券の手取金と資本金とを合せて營業資金を造り之を以て行ふ所の營業の補
給は、

- 一、國債證券、地方債證券、社債券、及株券を買とする貸附、
- 二、國債證券、地方債證券、社債券の應募又は引受、
- 三、預り金及保護預り、
- 四、信託の業務、
- 五、國債證券、地方債證券、社債券又は株券より成る擔保付の手形の割引、
- 六、法律の規定により設定したる財團を抵當とする貸付(以上同第九條)、
- 七、營業上餘裕金ありたる場合に限り、國債證券、地方債證券及社債券の買入(同第十條)。

の七種に限るものとす(同第十一條)。而して準備金、政府の監督並に補助に關する
規定は日本勸業銀行と同様なり。唯政府の補助に就ては、補助期間を短縮して創
立初期の末日より五箇年間と限りたるの差あるのみ(同第二十六條)。

「貯蓄銀行」とは細民の貯蓄を奨励し、審辨なる資金の蒐集を努むる銀行をいふ。

之には公設なるあり郵便貯金局、官立又は公立貯蓄銀行の如き、私設なるあり一般

貯金銀行の如き、營利業なるあり、非營利業なるありて、其組織並に性質共に一定せ
ざれども、銀行の性質を熟知せざる中等社會以下の貯蓄心を誘發せむとの趣旨に
外ならざれば、國家は普通銀行以上に特に嚴重なる取締を加へて以て、保管の安全
を圖り、豫め營利にのみ走るの危険を防禦し置ざるべからず。方今各國に行る、
此種の取締法の重なるものを舉れば、特に貯蓄銀行に限り(一)資本金に最低限度を
設くること、(二)重役の責任を連帶無限とすること、(三)支拂準備金の一部を政府に供
託せしむること、(四)此種の支拂準備金に對し預金主に優先權を認むること等是れ
也。我國に於ても是等の取締法無きにあらずれども、資本金の最低限度を三萬圓
と定めたるは低きに失して其功あるなく、又普通銀行に對し貯蓄兼營を認めたる
は、貯蓄機關の發達を得せしむる功多からむも、貯金の流用の危険は更に多かるべ
し(註百四十二)。

註百四十二

我國に於ては明治二十三年八月法律第七十三號を以て、貯蓄銀行條例を
發布し、凡て獲利の方法を以て公衆の爲めに一口五圓未満の金額を定期預金又は
當座預金として引受くるものは、一切之を貯蓄銀行と認めて本條例の規定を遵奉
せしむ(貯蓄銀行條例第一條)。而して此の規定中、貯蓄銀行取締に關する重要な

しのを舉れば左の如し。

- 一、貯蓄銀行は資本金三萬圓以上の株式会社に限ること(貯蓄銀行條例第二條)
- 二、貯蓄銀行の取締役は在任中に生じたる銀行の職務に付き、退任後二箇年迄、連帶無限の責任を負ふこと(同第三條、明治二十八年法律第十七號改正)
- 三、貯蓄銀行は支拂の擔保として、毎半箇年末日の預金現在高の四分の一以上の金額を利付國債證券又は地方債證券にて、供託所(所在地の中央金庫又は支金庫)に預入すること。但し擔保金額が資本金の半額以上に達するときは、商業手形及確實なる會社の債券又は株券等を用ゐるとを得(同第四條及第五條同上)

四、預々人は前項の供託證券に就き優先權を有すること(同第六條同上)

五、貯蓄銀行の定款の変更並に普通銀行の貯蓄兼營は凡て大藏大臣の認可を要すること(同第七條及第八條)

此外詳細なる取締事項に就ては、明治二十八年三月大藏省令第一號「貯蓄銀行條例施行細則」中に之を定む。

『**信託會社**』とは、一方に於て**遺產又は財産の管理、利殖、處分の委託を受け、他方に於て之が投資の途を選ぶと同時に、諸會社に代て株式の募集、社債の發行、會計の整理等の任に當る機關をいふ。**近時、財界の發達は一面財界の複雑を意味するより

専門の智識を有する者に非ざる以上は放資の安全を期し難く、募集の功を奏し難し。之を以て放資を爲さむと欲する者、放資を受けむと欲する者、與に之が確實なる媒介機關を要するに至れり。信託會社の興る、此れが爲めに外ならず。されど今日信託會社なるもの、特に米國に流行するには、更に別個の理由あるものにして、米國銀行制度によれば銀行は凡て預金に對し一定の支拂準備金を備へざるべからざること既説の如くなるが、之れ普通銀行の甚だ苦痛に感ずる所なるより、殊更ら銀行の名を避けて、信託會社の名を選ぶに至れること即ち是れ也。斯くて當初より銀行設立の目的のものが、銀行制度の束縛を脱せむが爲に、殊更ら信託會社を起したる次第なれば、設立後次第に其業務を擴張して、預金を受け、貸附を爲し、其實普通銀行に異らざるものあるに至れるは怪むに足らざる也。

『**信用組合**』とは、**産業組合の一種にして、組合員共同の計算を以て、共同貯蓄並に共同金融の便宜を目的とする組織をいふ。**斯くて信用組合も亦一種の共濟的金融機關なれど、其詳細なる説明に至ては已に第十五章第三節第五款に於て述べたるを以て、茲にはこれを省きつ。唯此際一言すべきことあり。方今我國に於て農

業上の金融機關として中央に勸業銀行あり、各府縣に農工銀行あり、各町村に信用組合ありて、農業上の金融機關は茲に完備を告げたるが上に、信用組合は農工銀行に向て無擔保定期償還貸付を請求し得可く、農工銀行法第七條の二、農工銀行は又勸業銀行に向て年賦償還貸付を請求し得べければ、日本勸業銀行法第三十一條の一、此の如き三級制度の聯絡を利用して以て、互に其發達を助け、互に其機能を完ふし、相倚り相輔けて以て我國農業の金融の便を開き、其發展を企圖すべき筈なるに、其事未だ十分に行はれざるは、寔に遺憾千萬にして、大に當局者の猛省を促さるべからざる所なりとす。

第四節 信用の利害

第一款 信用の利益

信用の國民經濟上に及す利益を論せむと欲せば、須く先づ、信用は果して資本なりや否やと根本問題を解決し置かざるべからず。信用は果して資本なりや否や。之に就ては、古來學者間に議論多し。今先づ信用を以て資本なりとの説より

説明を試みむ。

第一、信用資本説

此説は英吉利の學者マククラウド Henry Dunning Macleod が、其著『信用論』 *The Theory of Credit*, London, 1889-91. に於て並にマカロハン John Ramsay M'ulloch (1789-1864) が其著『商業及海運の理論實務並に歴史』 *Dictionary, Practical, Theoretical, & Historical of Commerce & Commercial Navigation* に於て主張せられたり。マククラウド曰く、凡そ資本とは富の内の生産に使用せられたる部分の意なるべく、富とは物の内の價值を有する部分の意なるべく、價值とは交換し得るより發するものなるべし。而して信用も亦之を以て他の物と交換し得べければ従て價值を有し、従て富にして、且つ生産に使用せらるれば従て又資本なるべし」と。

第二、信用非資本説

此説を奉する者は、英吉利のフナーセット、獨逸のロツシエル、ワグネル、レキシス、フキリツポツチ (Philippovich, *Grundriss d. P. Öe. I. 2. Aufl. s. 244*) 等にして、今是等獨逸學者の説を聞くに、曰く、元來資本には個人的資本と社會的資本との別あるべし。信用により無資産者は有資産者より資金を借るが如き、自己の信用を利用して手形を發行するが如きは、之れ單に貸借若くは手形で信用の